

平成 7 年 3 月
刑事裁判資料第 268 号

刑
事
局
用

逮捕・勾留に関する
解釈と運用

最高裁判所事務総局



逮捕・勾留に関する
解釈と運用

最高裁判所事務総局

は し が き

この資料は、これまでの各種裁判官会同・協議会で行われた協議のうち、逮捕・勾留関係法規の解釈及び運用に関する部分で参考になるとと思われるものを選び、その協議内容の要旨を便宜項目別にまとめたものである。採録に当たっては、協議の結果、会会員全員ないし多数の賛同を得た見解を中心とし、そのほか議論の過程で示された異説あるいは重要と思われる指摘等も適宜採り上げた。あわせて、各項目の末尾には、問題に関係あると思われる文献中で手近に参照できるもの及び参考判例を掲げた。

なお、末尾に逮捕・勾留に関する参考文献目録を掲げたので適宜参照していただきたい。

平成7年3月

最高裁判所事務総局刑事局

凡 例

この資料には次のような略称を用いた。また、法定刑等については現行法のものに改めた。

最大判	最高裁判所大法廷判決
最大決	最高裁判所大法廷決定
最一判	最高裁判所第一小法廷判決
最二決	最高裁判所第二小法廷決定
東京高判	東京高等裁判所判決
名古屋高金沢支決	名古屋高等裁判所金沢支部決定
大阪地判	大阪地方裁判所判決
福岡地決	福岡地方裁判所決定
横浜地川崎支判	横浜地方裁判所川崎支部判決
東京家決	東京家庭裁判所決定
田川簡決	田川簡易裁判所決定
刑集	最高裁判所判例集（刑事）
民集	最高裁判所判例集（民事）
裁判集	最高裁判所裁判集（刑事）
裁判集（民事）	最高裁判所裁判集（民事）
高刑集	高等裁判所判例集（刑事）
高民集	高等裁判所判例集（民事）
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
高判特報	高等裁判所刑事判決特報

高裁特報	高等裁判所刑事裁判特報
東高時報	東京高等裁判所刑事判決時報
高検速報	高等裁判所刑事裁判速報
刑裁月報	刑事裁判月報
家裁月報	家事裁判月報
判タ	判例タイムズ
判時	判例時報
刑裁資	刑事裁判資料
刑執資	刑事執務資料
訟執資	訟廷執務資料
家裁資	家庭裁判資料
令基	新関雅夫・佐々木史朗ほか 新版令状基本問題
実例刑訴(新版)	平野龍一・松尾浩也編 実例法学全集刑事訴訟法(新版)
続実例刑訴	平野龍一・松尾浩也編 実例法学全集続刑事訴訟法

目 次

第1部 逮捕・勾留に関する協議会議事要録

第1編 逮捕	1
第1 通常逮捕	1
1 要件	1
(1) 罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由	1
(2) 必要性	2
ア 捜査後相当期間を経過してされた逮捕状請求の可否	2
イ 呼出しに応じない道路交通法違反被疑者に対する逮捕状の発付	3
(3) 刑訴法199条1項ただし書の「30万円以下の罰金・・・に当たる罪」の意義	5
2 逮捕状の請求	7
(1) 刑訴規則142条1項8号	7
ア 刑訴規則142条1項8号の事項の記載内容と疎明の程度	7
イ 刑訴規則142条1項8号と現行犯逮捕	9
(2) 被疑者の住居地, 犯罪地等と無関係な警察署の警察官からの逮捕状請求	11
(3) 逮捕状請求の撤回の可否	12
3 逮捕状	14
(1) 被疑者の特定の程度	14

(2) 被疑事実の特定の程度	18
(3) 有効期間	19
ア 7日より短い有効期間を記載した逮捕状の効力	19
イ 7日を超える有効期間の定め	21
ウ 公訴時効の完成すべき日を超えて逮捕状の有効期間を定めることの可否	23
(4) いわゆる更新と返還	25
ア 逮捕状の有効期間の延長の可否	25
イ 他の裁判所が発付した逮捕状を利用する「逮捕状の更新」	26
(5) 勾留中の被告人に対して、他県で発生した数個の余罪について各別の逮捕状を発付することの可否	28
(6) 逮捕状の「逮捕の日時・場所・記名押印」欄は逮捕者以外の者が記入してもよいか	31
第2 緊急逮捕	32
1 緊急性	32
(1) 事前に逮捕状を請求する時間的余裕がある場合の緊急逮捕の可否	32
(2) 逮捕状が発付されている場合に緊急逮捕することの可否（逮捕後短時間内に令状を呈示できない場合に逮捕状を緊急執行することの可否）	36
2 逮捕状の請求	38
(1) 刑訴法210条の「直ちに」の意義	38
(2) 遠隔地における緊急逮捕と電話聴取書を資料とする令状請求	39

3 逮捕状	40
(1) 被疑事実の追加, 変更	40
ア 緊急逮捕の罪名・被疑事実と異なる罪名・被疑事実で緊急逮捕状を請求してきた場合の措置	40
イ 緊急逮捕時の被疑事実に新たな被疑事実を追加して緊急逮捕状を請求してきた場合の措置	41
(2) 緊急逮捕状請求にかかる被疑事実の一部に緊急逮捕の要件を満たさないものがある場合の措置	43
(3) 緊急逮捕状請求の許否の判断資料	44
(4) 緊急逮捕状請求時に逮捕の理由又は身柄拘束の必要性が消滅している場合の措置	45
第3 現行犯逮捕	46
刑訴法212条1項の「現に罪を行い終つた者」の意義及びその認定資料	46
第4 任意同行と逮捕	51
1 任意同行が実質的逮捕に当たるのではないかもみられる場合の通常逮捕状請求の取扱い	51
2 任意同行が実質的に逮捕とみなされる場合	55
第5 その他	58
1 16歳未満の少年の逮捕	58
2 逮捕状発付時の事実取調べ方法	59
3 準現行犯と緊急逮捕状請求の可否	59
4 逮捕後の留置場所の変更の適否	60
5 逮捕状の紛失と逮捕状発付に関する事実証明	63

第2編 勾留	65
第1 勾留一般	65
1 勾留の要件	65
(1) 勾留の理由	65
ア 住居不定	65
(ア) 被疑者が住居等を黙秘した場合と刑訴法60条 1項1号	65
(イ) 生活用具を残したまま各所を転々としていた 場合と刑訴法60条1項1号	66
イ 罪証隠滅のおそれ	67
(ア) 背後関係の未捜査, 事前共謀の未捜査及び共 犯者の逃亡と刑訴法60条1項2号	67
(イ) 覚せい剤の入手先が不明であることを理由と する勾留及び接見禁止の可否	69
ウ 逃亡のおそれ	71
(ア) 余罪の存在を「逃亡のおそれ」の判断要素と することの可否	71
(イ) 交通事犯における呼出し不出頭と勾留の要否	72
(2) 勾留の必要性	74
ア 略式命令請求相当の事件につき勾留することの 可否	74
イ 逮捕中又は勾留中の者に対する略式命令の請求 があった場合の身柄拘束の継続の可否	75
ウ 起訴価値はないが, 更生施設へ収容の手続をと る必要上勾留することの可否	76

エ 勾留の必要性の判断に当たって考慮すべき事項	78
(3) 少年の勾留	79
ア 少年を勾留する場合の「やむを得ない場合」の 意義	79
イ 16歳未満の少年の勾留と「やむを得ない場合」 の意義	88
ウ 少年の勾留の場合の「やむを得ない場合」等に ついての判断資料	93
エ 少年の勾留場所	94
オ 少年の勾留につき観護措置相当と認めた場合の 措置	97
2 勾留の手続	99
(1) 勾留質問	99
ア 刑訴法207条2項の「速やかに」の意義	99
イ 別件勾留中, 求令状起訴があった場合における 勾留質問のための被告人呼出しの手続	100
ウ 勾留請求を受理した裁判所以外の裁判所で勾留 質問を行うことの可否	101
エ 勾留質問が不可能な場合にとるべき措置	102
オ 被疑者勾留の際の事実取調べの方法, 程度	103
カ 冒頭手続終了後被告人を勾留する場合の勾留質 問の要否	106
キ 外国人被疑者の勾留質問における通訳人の選任, 通訳人尋問の方式及び通訳人の宣誓	107
ク 多数外国人被疑者の勾留手続	110

(2) 勾留状の作成	112
勾留状の被疑事実の要旨の記載に逮捕状の記載を利用することの可否と、その場合の契印	112
(3) 勾留通知	113
ア 被疑者（被告人）が被通知人を申し出ない場合の勾留通知の要否	113
イ 近親者以外の者に対する勾留通知	114
ウ 電話による勾留通知	115
エ 外国にいる者に対する勾留通知	116
3 勾留場所	118
(1) 勾留場所を他庁管内所在の代用監獄とする勾留請求の適否	118
(2) 被疑者の勾留について勾留場所を代用監獄とすることの当否及びその判断基準	120
4 勾留場所の変更, 移監	122
(1) 移監の同意の許否	122
ア 移監の同意に際して考慮すべき事項及びその疎明資料	122
イ 余罪捜査のための移監の可否（余罪につき逮捕状を発付することの要否・適否）	124
ウ 引き当たり捜査のための数個の移監についての一括同意の可否	126
エ 勾留中の被疑者又は被告人を, 余罪に関して日帰りの引き当たり捜査に同行することについての裁判官の同意の要否	129

オ 勾留執行停止の取消後収監前に元の勾留場所以外の場所へ収監することの同意を求められたときの措置	130
カ 地裁裁判官のした勾留について簡裁裁判官が移監の同意をすることの可否	131
キ 公判期日に出頭させるための移監についての同意の要否	132
(2) 職権による移監	133
(3) 少年のみなし勾留における移監の同意の要否及び移監の同意について判断すべき裁判官	135
5 少年のいわゆるみなし勾留	138
甲事実につき観護措置をとり, 甲乙両事実で逆送された場合の勾留事実の範囲	138
6 その他	140
(1) 二重勾留の可否	140
(2) 勾留状の紛失と再発付の可否	142
第2 被疑者の勾留	146
1 勾留請求	146
(1) 請求一般	146
ア 甲裁判所管内で現行犯逮捕した者について乙裁判所へ勾留請求することの可否	146
イ 刑訴規則299条1項の「最寄」の裁判所の意義	148
ウ 逮捕状の被疑事実の記載に不備がある場合における勾留請求の効力	149
(2) 違法な逮捕に引き続く勾留請求の適法性	151

ア	違法な逮捕を前提とする勾留請求に対する措置	151
イ	刑訴規則142条1項8号の記載の欠如と勾留請求	153
(3)	逮捕前置主義	155
ア	甲事実につき逮捕した者を甲乙の両事実又は乙事実のみについて勾留することの可否(逮捕前置の原則)	155
イ	勾留の必要性を欠く甲事実で逮捕し、甲乙両事実で勾留請求をした場合の措置	157
(4)	勾留請求却下と身柄の釈放	159
ア	勾留請求を却下する場合の釈放命令の要否等	159
イ	勾留請求却下の裁判に付すべき理由の程度	160
2	勾留期間	161
(1)	被疑者の勾留につき10日未満の期間を定めて勾留状を発付することの可否	161
(2)	勾留期間延長のための「やむを得ない事由」の意義	163
ア	余罪捜査を理由とする勾留延長の可否	163
イ	重要参考人の取調べ未了を理由とする勾留延長の可否	166
ウ	共犯者の逃亡等を理由とする勾留延長の可否	167
エ	覚せい剤の入手経路の捜査未了を理由とする勾留延長の可否	170
オ	示談未了を理由とする勾留延長の可否	171
第3	被告人の勾留	173

1	起訴前の逮捕・勾留との関係	173
(1)	違法な逮捕に引き続く求令状起訴に対する措置	173
(2)	起訴前の勾留の被疑事実と公訴事実の同一性	175
ア	勾留事実と公訴事実が同一性を欠く場合の措置	175
イ	勾留事実と同一性があると認められる公訴事実について、求令状の申立てがあった場合の措置	176
2	求令状起訴に対する職権不発動と釈放命令の性質・方式	178
3	勾留期間	179
	冒頭手続終了後に被告人を勾留した場合の勾留の間	179
4	勾留更新	181
(1)	余罪と勾留更新	181
(2)	保釈許可の裁判に対する抗告の裁判前に勾留期間が満了する場合と勾留更新の要否	182
(3)	勾留更新決定をすべき時期	183
第4	勾留理由開示	185
1	勾留理由開示の請求	185
(1)	検察官が被疑者を釈放した場合の勾留理由開示請求の効力	185
(2)	勾留理由開示を請求できる「その他利害関係人」の意義	186
2	勾留理由開示の手続	188
(1)	弁護人不出頭のまま理由開示をすることに被疑者が異議を述べた場合の開廷の可否	188

(2) 勾留理由開示手続における理由開示の内容、程度等	189
(3) 勾留理由開示手続における当事者の求釈明	194
(4) 簡裁に勾留理由開示請求後に地裁に起訴された場合の処理	196
第5 勾留の執行停止	198
1 勾留執行停止の理由	198
2 勾留執行停止に条件を付けることの可否	200
3 勾留の執行停止期間満了前に停止事由が消滅した場合の措置	202
第6 不服申立て	204
1 勾留請求却下の裁判に対する準抗告	204
(1) 勾留請求却下の裁判に対する準抗告に伴う裁判の執行停止の可否	204
(2) 勾留請求却下の裁判に対する準抗告審で、準抗告を認容して勾留の裁判をする場合の手続、勾留理由開示をすべき裁判官	207
第3編 逮捕・勾留をめぐるその他の問題	210
第1 再逮捕・再勾留	210
1 同一事件の再逮捕	210
(1) 緊急逮捕状の請求が却下された後の通常逮捕状請求の可否	210
(2) 逮捕手続の違法を理由に勾留請求が却下された後の再逮捕の可否	212

(3) 既に勾留中の事実と同一性のある被疑事実について逮捕状を発付することの可否	215
(4) 同一事実についての再逮捕とその資料	217
(5) 緊急逮捕して引致途中で被疑者が逃走し、捜査官から緊急及び通常の両逮捕状の請求があった場合の措置	218
2 常習一罪の各部分についての逮捕・勾留の可否	220
3 同時捜査の可能性のある他事件による再逮捕の可否	222
第2 その他	225
1 告訴のない親告罪についての令状発付の可否	225
2 令状請求のあった被疑事実と同一性を有する別の被疑事実による逮捕状発付の可否	227
3 受刑者に対する逮捕・勾留	228
(1) 勾留中の者に刑の執行がされた場合の勾留の効力	228
(2) 受刑者に対する逮捕・勾留の可否	229
第2部 逮捕・勾留に関する参考文献	231

第1部 逮捕・勾留に関する協議会議事要録

第1編 逮捕

第1 通常逮捕

1 要件

- (1) 罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由

問題1

被疑者Bに対する窃盗被疑事件の逮捕状請求において、次のような資料からBが罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるといえるか。

- (1) 被疑者Aの本件窃盗はBと共謀して行った旨の供述調書
- (2) 本件窃盗の被害届
- (3) AとBは不良仲間である旨の司法警察員の捜査報告書

(協議結果)

協議に際しては、問題の性質上具体的な結論までは論議されず、一般論にとどまったが、次のような意見が出た。

逮捕の理由となる犯罪の嫌疑を立証するための資料については、原則として証拠法上の証拠能力の制限がなく、伝聞証拠でも疎明資料となるが、その信用性の有無の判断は慎重にする必要がある。設例では、被疑者Bが実行共同正犯なのか共謀共同正犯なのか不明であるが、一般的には、共謀共同正犯の場合には、実行共同正犯の場合に比べて、疎明資料の信用性についてより慎重な吟味が必要であろう。

まず、被疑者Aの供述調書の信用性を検討するに当たっては、Aが単独犯である可能性、Aが被疑者B以外の人物をかばってBの名前を出したという可能性についても慎重に検討する必要がある。これらの検討をする際には、AがBの名前を出すに至った経緯やその時期、Aの供述の前後関係に矛盾や不自然な点はないか等について注意して見ていく必要がある。

次に、AとBが不良仲間である旨の捜査報告書については、一般に共犯者相互間には相当親密な関係があるのが通常であるから、両者が知り合った経緯であるとか、交際期間、交際の程度等、両者の関係に関する具体的な記載があるか等の観点からも、その信用性を吟味することになるであろう。

〔参考文献等〕

田宮裕「強制捜査」総合判例研究叢書刑事訴訟法16・75、中野佳博「通常逮捕における逮捕状の請求」研修503・101、渡辺咲子「逮捕状の請求」刑事裁判実務大系11・348

(2) 必要性

ア 捜査後相当期間を経過してされた逮捕状請求の可否

問題2

覚せい剤使用被疑事件で、被疑者の尿中から覚せい剤が検出された旨の鑑定書はあるが、その作成日は逮捕状請求日より約2か月前のもので、逮捕状が今日まで請求されなかったことにつき、相当な理由の存在も認められないという場合のように、捜査後相当期間を経過して逮捕状の請求をしてきたと考えられ

る場合、どのように対処すべきか。

(協議結果)

問題となるのは、逮捕の必要性の有無であるが、およそ犯罪発覚後いつ逮捕状を請求してもよいというのではなく、長期間経過後に逮捕状を請求することは、刑訴規則143条の3に規定されている逮捕の必要性の判断基準としての「その他諸般の事情」に当たると考えられる。そこで、請求者に逮捕状の請求が遅れた理由を疎明させる必要がある。もっとも、覚せい剤事犯については、取締りと処罰の実情からみて、一般的に逃亡若しくは罪証隠滅のおそれが高いと思われるから、尿鑑定が逮捕状請求日より2か月前にされていたということだけでは、直ちに刑訴規則143条の3にいう「明らかに逮捕の必要がない」とときには当たらないのではないか。

以上が大方の意見であった。

〔参考文献等〕

野間洋之助「勾留の必要性」判タ296・150

イ 呼出しに応じない道路交通法違反被疑者に対する逮捕状の発付

問題3

次の場合、逮捕の必要性ありといえるか。

道路交通法43条（指定場所における一時停止）違反の被疑者が、警察官から3回に及ぶ呼出し（1回目は直接面接して出頭日時を告知。2,3回目は電話・郵便の方法による。）を受けな

がら、何らの理由も告げずに出頭しない。

なお、被疑者には定職はないが、定まった住所はある。

(協議結果)

1 まず、一般論として次のとおり意見が一致した。

刑訴法199条1項ただし書の罪についてはもちろん、その他の罪についても、明らかに逃亡、罪証隠滅のおそれがなく、単に出頭要求に応じないという理由だけでは逮捕状を発付することはできない。しかし、任意出頭の要求に数回にわたって応じないということは、逃亡又は罪証隠滅のおそれを推認させる有力な事情とはなりうるであろう。呼出しの回数が重なるに連れ、呼出しを無視する被疑者の緊張感が高まり、例えば、もしかすると裁判で実刑になるのではないかと不安を覚え、遂に逃走や罪証隠滅を図るといった心理過程を推認できることもあるからである。もちろん具体的な諸事情を総合判断しなければならないが、そのような推認ができる場合には、数回の不出頭の事実を逮捕の必要性の一つの判断資料として、逮捕状を発付するというのも十分考えられる。なお、このような推認が働くのは、あくまで有効な呼出しを現に受けており、かつ正当な理由もないのに、出頭しない場合に限られることはいうまでもない。

この点について、何回以上不出頭であれば逮捕状を発するという一応の基準的なものを設け、これに基づいて運用するというやり方についても議論が及んだ。しかし、これに対しては、単に機械的に回数のみを基準にして逮捕の必要性の有無を決するのは妥当でなく、あくまでも具体的事情を総合判断して、必要性の有無

を判断すべきである、との結論となった。

2 次に、設例のような事案についての方の意見は、以下のとおりであった。

設例の道路交通法43条違反の行為は、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金という比較的軽微な犯罪であって、定型的に逃亡又は罪証隠滅のおそれが高いものとはいえない。また、一般に法定刑の軽い犯罪を犯したとされている場合には、1で述べたような心理状態になることについても、必ずしも推認できないであろう。ただ、この行為は、本来反則行為であるにもかかわらず、それが刑事事件となっているのであって、その理由いかんによっては、逃亡又は罪証隠滅のおそれが認められることもあるであろう。その際、定職がない点も逃亡のおそれを推認させる一つの要素とはなり得るであろう。

また、住居がある点については、逃亡のおそれを否定する方向に働く要素であることは明らかだが、そのためにはそれがしっかりした住居であるかどうかを考慮して判断することになる。

〔参考文献等〕

横浜地川崎支判(民)平2・11・29判タ744・220, 刑裁資140・201, 506, 小林充「正当な理由のない捜査官への不出頭を理由とする逮捕の可否」令基27, 田宮裕ほか・セミナー刑事手続法38, 石毛平蔵・続令状請求の実務37, 中野佳博「通常逮捕における逮捕状の請求」研修503・101, 後藤昭「不出頭を理由とする逮捕」法律時報61・3・97

(3) 刑訴法199条1項ただし書の「30万円以下の罰金・・・に

当たる罪」の意義

問題 4

賭博補助被疑事件には逮捕状を発することができないか。

(協議結果)

1 協議に際しては、まず出題者から以下のとおりの出題趣旨が述べられた。

刑法185条の賭博罪の法定刑は罰金50万円以下であり、賭博補助罪は刑法68条4号により減輕されて罰金25万円以下になる。そして、刑訴法199条1項ただし書によると、30万円以下の罰金に当たる罪については、逮捕は被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由なく同法198条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る旨の要件が規定されている。そこで、賭博補助罪の法律上の減輕をした刑が罰金25万円以下ということになると、これらの要件がなければ逮捕状を出せないのではないかということが問題となる。

2 協議の結果、補助犯は構成要件の修正形式であり、正犯の法定刑を軽減したものが実質上補助犯の法定刑に当たるという考え方から、従犯減輕後の刑を基準にして考え、刑訴法199条1項ただし書所定の要件がない限り逮捕状を発し得ないとする消極説と、減輕後の刑は処断刑に過ぎず、同項ただし書の罪に当たるかどうかは、正犯の法定刑を基準にして考えるべきであるとして、設例の場合は同項ただし書の場合には該当しないから逮捕状を発し得るとする積極説とが述べられたが、後者の積極説をとる意見が多

数であった。

ただ、積極説に立っても、補助犯は正犯より半減された刑しか適用されないから、実質的には軽い罪として運用上逮捕の必要性の要件を十分吟味すべきである、という指摘があった。

[参考文献等]

金谷利廣「賭博補助罪につき逮捕状を発することができるか（刑訴法199条1項但書の『五百円以下の罰金・・・にあたる罪』の意義）」令基48，法曹会編・例題解説刑事訴訟法（四）改訂版79

2 逮捕状の請求

(1) 刑訴規則142条1項8号

ア 刑訴規則142条1項8号の事項の記載内容と疎明の程度

問題 5

逮捕状請求書には、刑訴規則142条1項8号の事項としての程度の記載を要し、これについてどの程度の資料を提供させるべきか。

(協議結果)

例えば、刑訴規則142条1項8号の「現に捜査中である他の犯罪事実」の記載について、「別件詐欺罪で逮捕されたことあり」と記載されているのみで、具体的な事実の内容の記載、資料の添付がないような場合、捜査官に説明を求め、記載の補充をさせ資料を追完させた上で発付するという取扱いと、記載に脱漏等がある場合にはそのような補正を許さず請求を却下すべきであるという取扱いとが考

えられる。大方の意見は、「現に捜査中の他の犯罪事実」等の記載、疎明資料について脱漏、不備がある場合には、故意に記載しなかったのではない限り、補充、追加をさせて、発付するという取扱いによるのが相当であろう、ということで一致した。

〔参考文献等〕

刑裁資236・2, 小林充「刑訴規則142条1項8号の記載をしない逮捕状請求を受けた場合の措置, また右記載の欠缺が勾留請求の段階又は勾留状発付後において発見された場合の措置」令基44, 小神野利夫「逮捕状請求書における必要的記載事項の遺脱」判タ292・74, 清田賢「逮捕状請求書の記載が不備の場合の措置」判タ296・88

問題6

刑訴規則142条1項8号にいう「現に捜査中である他の犯罪事実」とは、当該逮捕状請求者の属する警察官署で現に捜査中である他の犯罪がある場合のことを指すのか。それとも、他管内の犯罪についても、例えば、全国指名手配などで知り得る限り、その犯罪事実をも記載すべきなのか。

記載すべきだとした場合、どの程度の記載を要するか。

(協議結果)

協議の結果、以下のとおり、ほぼ意見が一致した。

刑訴規則142条1項8号が、同一の犯罪事実又は現に捜査中の他の犯罪事実について前に逮捕状の請求又は発付があったことの記載

をも要求しているのは、同一の犯罪事実につき特段の事情がないのに再び逮捕したり、数個の犯罪事実について同時に捜査することができるにもかかわらず、順次逮捕と釈放を繰り返したりすることを防止するという趣旨に基づくものであると考えられる。そして、同号の規定は「現に捜査中である他の犯罪事実」となっていて、文言上何ら限定がないこと、実質的に考えても、異なる警察署との間で逮捕の蒸し返しが行われる可能性もないとはいえず、これを防ぐ必要性も否定できないと思われることからすると、請求者が知り得る限り、他管内の犯罪であっても記載すべきである。

次に、その内容については、前記のような記載を求める趣旨からすれば、事実が特定し得る程度の記載がされていれば足り、必ずしも逮捕状に記載する被疑事実の要旨と同程度のものであることまでは要しないと解される。そこで、罪名、犯行日時・場所、逮捕状が発付された場合には発付裁判所等を記載した一覧表により、事実の特定をするということでも差し支えない。この場合、手配警察署の名称まで記載する必要はないであろう。なお、前に逮捕状の請求をして却下された場合には、その事実を記載すべきである。

〔参考文献等〕

問題5と同じ

イ 刑訴規則142条1項8号と現行犯逮捕

問題7

刑訴規則142条1項8号によると、逮捕状の請求書には、「現に捜査中である他の犯罪事実」を記載しなければならないとさ

れているが、同一被疑者に対し、前に現行犯逮捕がされている場合には、この現行犯逮捕の犯罪事実を記載すべきか。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

刑訴規則142条1項8号の趣旨は、同一犯罪につき特段の事情がないのに再逮捕をし、あるいは、数個の犯罪事実について同時に捜査をすることができるにもかかわらず、順次逮捕と釈放とを繰り返すことを防止することにあると考えられる。この趣旨からすると、以前の逮捕が現行犯逮捕であろうと通常逮捕であろうと本質的な差異はないと考えられるので、甲罪で現行犯逮捕されている被疑者について、乙罪で通常逮捕するために逮捕状の請求をする場合にも、運用上はその現行犯逮捕の事実を請求書に記載するのが望ましい。

しかし、同号は「前に逮捕状の請求又はその発付があつたとき」と規定し、その文言上はあくまで令状による逮捕の場合のこのみを定めていることからすると、同号の解釈として、現行犯逮捕の事実を記載すべきであるとし、その記載を欠く逮捕状請求は違法である、とすることはできないと思われる。結局、前に現行犯逮捕された被疑者に対する通常逮捕状請求が不当な逮捕の繰り返しになるか否かは、形式的な記載の脱落という観点からではなく、請求書以外の疎明資料を考慮して判断することになる。

〔参考文献等〕

東京地判昭45・2・26刑裁月報2・2・161, 小神野利夫「逮捕状請求書における必要的記載事項の遺脱」判タ292・79

(2) 被疑者の住居地、犯罪地等と無関係な警察署の警察官からの逮捕状請求

問題8

甲県居住の町会議員Aが、乙県居住の業者Bから収賄したとの嫌疑で、甲県内にあるAの居宅等の搜索差押許可状の請求とAの逮捕状の請求とが、丙県警の警察官から丙簡易裁判所に対してされた場合、各令状を発付することができるか。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

まず、刑訴規則299条1項本文にいう「当該事件の管轄にかかわらず」との規定の中の「事件の管轄」に土地管轄が含まれるか否かが問題となるが、同規定の素直な解釈としては、当該事件の事物管轄、土地管轄にかかわらず、令状請求者の所属の官公署の所在地を管轄する地裁又は簡裁の裁判官に令状請求すべきことを定めた規定であると考えべきである。設例では、丙県警本部の警察官から丙簡裁に令状を請求してきたということであるから、同条1項本文の要件は満たしていると考えられる。

次に、丙県警に捜査権限があるのかどうか問題となる。第一に、丙県警に捜査権限のある事件との間に、刑訴法上の関連事件の関係があれば、捜査権限があることは問題がない。第二に、そのような関係がない場合については、警察法36条、2条1項の警察の権限規定によれば、都道府県警察は「当該都道府県の区域につき」という限定の下で、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通

の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たるといふ責務に任ずることになっている。したがって、原則として丙県警の捜査権限は丙県内の事件に限られることになる。もっとも、警察法61条1項によれば、都道府県警察はその管轄区域内における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他「公安の維持」に関連して必要がある限度においては、その管轄区域外にも権限を及ぼすことができるとされている。そこで、設例では、被疑者の住居地及び犯罪地の双方ともに丙県とは直接関係のないA・B間の贈収賄事件について、収賄者Aに対する捜査が丙県の公安の維持とどのような関連があるのかについて検討しなければならず、その点について、令状請求者に疎明させる必要がある。そして、Aの収賄事件の捜査が丙県における公安の維持という見地からして必要であると認められる場合には、請求者に捜査権限があることになるので、他の要件を審査した上で、それが認められれば令状を発付することになる。反面、これが認められなければ、たとえ他の要件が満たされたとしても令状請求を却下することになる。

〔参考文献等〕

名古屋高判昭36・10・30高民集14・8・523，最二判昭39・10・23裁判集（民事）75・955，福岡地決昭41・3・9下刑集8・3・521，刑裁資236・28，北野筈一郎「警察官の管轄区域外における権限行使について」警察研究27・10・3，法曹会編・例題解説刑事訴訟法（四）改訂版1，安富潔「犯罪捜査と管轄区域」警察学論集44・6・135

(3) 逮捕状請求の撤回の可否

問題9

逮捕状請求の撤回を認めることは許されるか。

（協議結果）

逮捕状請求の撤回の可否については、撤回を許すと請求がルーズになるというような弊害が指摘されており、撤回を許す取扱いが違法又は少なくとも妥当性を欠く、との意見も有力に主張された。しかし、撤回を認める運用が直ちに違法であるとはいえないし、これを認めることによって生ずる弊害がそれほど大きいかどうかとも疑問であることから、このような運用が不当であるとは必ずしもいえないのではないかとする意見の方が多数であった。

なお、逮捕状請求の撤回を許すとした場合の処理について、いったんは裁判所に請求され、その審査を受けたのであるから、訟廷執務資料33号104頁に掲載されているとおり、事件簿の結果欄に「取下げ」又は「撤回」と記載し、請求書謄本には「取下げ」又は「撤回」と表示した上で保存するという手続処理を行うべきであり、事件簿から事実上削除するという取扱いは避けるべきである、との指摘があり、賛成する意見が多かった。

〔参考文献等〕

刑裁資85・75，木谷明「（一）逮捕状請求の撤回は許されるか（二）勾留請求の撤回は許されるか」令基62，佐藤久夫「逮捕状請求の際の疎明資料が不十分な場合の措置」判タ296・86，平良木登規男「通常逮捕に関する諸問題」捜査研究37・12・25

3 逮捕状

(1) 被疑者の特定の程度

問題10

被疑者の氏名欄に、「自称けんちゃん、年齢30歳位、身長1メートル65センチ位、中肉坊主刈風、紺系の背広着用」としか記載されていない逮捕状の請求があった場合、逮捕状を発付できるか。

(協議結果)

1 逮捕状における被疑者の特定は、人違いを絶対に避けるためにも、逮捕状の氏名欄の記載自体から明らかでなければならない。そうすると、設例の「自称けんちゃん・・・紺系の背広着用」という記載のうち、「紺系の背広着用」という点は、ほとんど被疑者の特定には役立つ。問題は、「年齢30歳位、身長1メートル65センチ位、中肉坊主刈風」という記載と「自称けんちゃん」という記載があいまって被疑者の特定ができるかどうかである。前者については、そのような身体的特長はそれほど個別性が強いとは思われない。一方、「自称」については、いわゆる通称として周囲の人の多くがその名前で被疑者を呼び、被疑者自身もそう称しているように場合には、被疑者を特定する力が強いといつてよいけれども、被疑者が犯行の際などにその場限りでその名を使っただけとしかうかがわれないような場合には、ほとんど被疑者の特定の役に立たない。結局、設例においては、「自称けんちゃん」というのが通称の域まで達しているかどうか判断の基準となる

う。

以上が大方の意見であった。

2 もっとも、例えば本件が覚せい剤取締法違反事件であって、覚せい剤の密売人が、通常取引の際に、客に対して「俺はけんちゃんと呼ばれている。」と言ったということであれば、それがその地域の覚せい剤関与者の間では、同密売人の通称として一般に用いられており、関係者にとってはそれで同人を十分特定できると認められる場合も多いかもしれない。しかしそのような場合であっても、その辺りの事情は疎明資料に現れていなければならぬであろう、との指摘があった。

[参考文献等]

東京高判昭38・4・18東高時報14・4・70、刑裁資236・1、10、秋山賢三ほか「逮捕状における被疑者の特定」判タ289・39、平良木登規男「通常逮捕に関する諸問題」捜査研究37・10・11、石毛平蔵・統令状請求の実務83

問題11

以下の場合、被疑者の特定がされているといえるか。

犯人某は、甲野春夫方に空き巣に入ったが、めぼしい金品を見付けることができなかった。しかし、机の中に甲野春夫名義の健康保険証があるのに気づき、これを利用してサラ金から金を借りようと考え、この保険証を窃取した上、その足で最寄りのサラ金会社に行き、保険証を示し、甲野春夫と偽って30万円を借り受けた。

サラ金会社では、甲野春夫が利息を全く支払わないので勤務先に督促の電話をした。寝耳に水の甲野春夫は驚いて、サラ金会社に駆け付けて事情を聴き、以上のような経緯が判明したため、直ちに警察に届け出た。警察は甲野春夫から保険証盗難の被害届の提出を受けて捜査し、次のような窃盗の逮捕状の請求をしてきた。

(1) 被疑者の住居及び職業

いずれも不詳

(2) 氏名及び年齢

自称甲野春夫、年齢32歳位、身長165センチ位、中肉で細面、スポーツ刈の男

(3) 被疑事実の要旨

被疑者自称甲野春夫は、○年○月○日午前8時ころから午後7時ころまでの間に、甲野春夫方で、同人所有の健康保険証1通を窃取した。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

逮捕状の被疑者の特定は、発付された逮捕状の被疑者氏名欄の記載自体から明らかでなければならず、かつ、特定の程度としては、逮捕状を執行する際に人違いを生ずることのないように、その記載から被疑者を他の者と識別できる程度に特定されていることが必要である。このような観点からすると、設例で被疑者を特定するための要素として挙げられている事項のうち、年齢以下の事項は、それだけでは他の者との識別という意味での特定の要素としては不十分

であるといわざるを得ず、結局、「自称甲野春夫」という記載が、被疑者の特定のためにどの程度の機能を果たすかが問題となる。

ところで、一口に「自称」といっても、いろいろな場合が考えられる。例えば、ある名前を偽名として日常使用しているような場合には、周囲の人もその者が何某と称していることを承知しているから、そのようなときは、通常の世界生活上もその名前でその者を特定することができると考えられ、被疑者の特定の機能という点では、その偽名を通称と同様に扱ってよいだろう。しかし、設例の場合は、「甲野春夫」という名称は、窃盗により取得した保険証を用いてサラ金会社から金員を借り受ける手段として、氏名、身分等を詐称するために用いたものであって、その名称を用いた状況に照らすと、平素からそれを用いているものとは到底考えられない。つまり、自称とはいっても、その実質は犯行に関連する一時点で1回限りその名称を用いたということにすぎない。せいぜい、将来再びサラ金会社等から同じ手段で借金をしようとして氏名、身分等を詐称する場合に、あるいは同じ名称を使用する可能性があるかもしれないというにすぎず、被疑者の特定の程度としては甚だ弱いといわざるを得ない。この点、警察としては、あらかじめ逮捕状の発付を受けておいて、被疑者が将来また「甲野春夫」という名前を用いて同種の行為を行ったときに、逮捕状の記載に合致する被疑者が現れたということで通常逮捕をしたいと考えているのかもしれないが、その将来の時点で「甲野春夫」と称する人物が、窃盗の犯人と同一人物であるという保証は全くない。そうすると、他の者との識別という点での特定機能はやはり不十分といわざるを得ず、そのような誤認逮捕を招来しかねない逮捕状を発付することは法の趣旨に合致し

ないものと考えられる。結局、設例程度の記載では、逮捕状に記載すべき被疑者の特定に関する事項としては不十分である。

〔参考文献等〕

問題10と同じ

(2) 被疑事実の特定の程度

問題12

覚せい剤取締法違反被疑事件についての逮捕状の請求において、被疑事実の要旨として「被疑者は、法定の除外事由がないのに、10月2日から13日ごろまでの間、甲県又は隣接する乙県内において、覚せい剤粉末若干を自己の体内に注射使用したものである」と記載されている。この程度で被疑事実を特定したことになるか。

(協議結果)

覚せい剤取締法違反事件の被疑事実の特定の程度については、覚せい剤使用罪における訴因の特定に関する最一決昭和56年4月25日(刑集35巻3号116頁)が、「9月26日ごろから10月3日までの間、広島県高田郡吉田町内及びその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩類を含有するもの若干量を自己の身体に注射又は服用して施用した」という公訴事実について、「日時、場所の表示にある程度の幅があり、かつ、使用量、使用方法の表示にも明確を欠くところがあるとしても、検察官において起訴当時の証拠に基づきできる限り特定したものである以上、覚せい剤使用罪の

訴因の特定に欠けるところはない」と判示していることが参考となる。ところで、逮捕状の被疑事実の特定については、被疑事実そのものは捜査の進展に伴って変わり得る流動的、発展的なものであって、事実の同一性が認められる限り、被疑事実の要旨の記載にはある程度の不明確さが伴うのはやむを得ないと考えられる。そこで、逮捕状の被疑事実、訴因の特定の場合と同様、あるいはそれよりもやや緩やかに考えてよいと解されるので、設例のような事実の記載であっても特定しているといえる。以上のとおりの意見で一致した。

もっとも、法的には特定しているといっても、「被疑事実の明示」は憲法33条の要求するところであり、資料によってより特定した事実が認定できるような場合には、逮捕状の被疑事実にはその認定事実を記載して明示しておくのが相当であり、また、設例のような被疑事実の場合、再度の逮捕状が請求されたときには、それが逮捕の蒸し返しにならないかどうかの判断を具体的事案ごとに慎重に検討する必要がある、との指摘があった。

〔参考文献等〕

東京高判昭58・12・27東高時報34・9=12・82、金築誠志・最高裁判所判例解説(最一決昭56・4・25)昭56・103、渥美東洋「訴因の特定・明示の意味」研修445・3、鈴木茂嗣「覚せい剤使用罪と訴因の特定」法学論叢118・4=6・172

(3) 有効期間

ア 7日より短い有効期間を記載した逮捕状の効力

問題13

7日よりも短い有効期間を定めて発付された逮捕状の効力はどうか。

(協議結果)

協議においては、まず、本来7日よりも短い有効期間は定められないとする点では、意見が一致した。次に、現実にもそのような逮捕状が発付された場合の効力について、具体的な状況に応じて議論した。

- (1) まず、7日よりも短い有効期間であっても、その期間内に逮捕されていれば逮捕を違法とするまでもなく、その後の勾留等の手続も有効になし得るということでは、異論がなかった。
- (2) 次に、逮捕状に記載された期間経過後に逮捕した場合については、刑訴規則により最短7日と定められている以上、それよりも短い有効期間を記載していても、7日間は無効と認めてよい、とする意見も述べられた。しかし、この場合には逮捕状は記載された有効期間の経過によって失効しており、裁判所に返還すべきものであるから、これによる逮捕は違法というべきである、ということで大方の意見が一致した。

[参考文献等]

刑裁資67・418, 小田健司「7日よりも短い有効期間を記載した逮捕状を発することの可否」令基59, 石毛平蔵・令状請求の実務201, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(四)改訂版71, 堀籠幸男「逮捕状の有効期間」別冊判タ11・51

イ 7日を超える有効期間の定め

問題14

刑訴規則300条によれば、令状の有効期間は原則として7日であるが、次の事例ではどう考えるべきか。

- (1) 初回の逮捕状請求に当たり、被疑者所在不明との理由で有効期間を1か月として請求してきた場合
- (2) 初回の搜索差押許可状の請求に当たり、「被疑者の所在が不明であるが、被疑者逮捕の上で執行したい」との理由で有効期間を1か月として請求してきた場合

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

- 1 刑訴規則300条は「令状の有効期間は、令状発付の日から7日とする。但し、裁判所又は裁判官は、相当と認めるときは、7日を超える期間を定めることができる。」と規定している。この趣旨は、例えば逮捕状に関していえば、その発付に当たっては、当該時点における犯罪の嫌疑と逮捕の必要性を判断するが、逮捕状が発付されてから現実に逮捕されるまでの間に相当の時間的間隔があるような場合には、事情の変更により、犯罪の嫌疑あるいは逮捕の必要性が消滅することもあり得ること、また、逮捕状に有効期間を定めないと、その執行につき警察官の種々の恣意を認めることとなりかねず、相当でないことなどの理由から、被疑者の人権が不当に侵害されることを防ぐために、原則として逮捕状の有効期間を7日間に制限し、ただ、被疑者が住居不定であると

か、現在所在不明であるとかの理由により、捜査機関が7日間の期間内に被疑者を逮捕することが困難な場合もあるので、そのようなときには捜査の便宜のために例外的に7日間を超える期間を定めることができるとしたものと解される。

2 設例で所在不明の疎明があったことを前提として考えると、一応この例外的な場合に当たり、(1)については、1か月との請求を認め得る場合も多いと思われる。もっとも、そのような場合であっても現実の対応としては、具体的にどの程度有効期間が必要かについて、刑訴規則143条の2により、警察官に釈明を求めることが相当である。その上で、仮に1か月を超えるような長期間の要求があったとしても、逮捕の必要性等について事情の変更が予想されることを考えると、原則的には7日の有効期間でまず一度発付してみる、又は7日を超えてという場合でもせいぜい1か月の期間にとどめるという運用が相当ではないだろうか。

3 次に、(2)については、警察が、所在不明の被疑者について、捜索差押許可状の執行をその者の逮捕と併せて行いたいという理由としては、被疑者が所在不明で逮捕できないままに捜索差押だけ先行して実施すると、被疑者に捜査の状況を察知されて逃亡を確定的にしまったり、他の場所に存在する証拠を隠匿ないし毀滅するなどの罪証隠滅工作に出るおそれが格段に強くなるということがあるので、これを避けるために、被疑者の逮捕と同時に捜索差押を行いたいという事情があるといわれている。一般論としては、このような捜査官側の必要性なり利益には相当な理由があると思われるので、そのような必要性、理由等が認められれば、7日を超える有効期間を認めた捜索差押許可状を発付することも

考えられる。ただし、刑訴規則300条が令状の有効期間を原則として7日間に制限しているのは、前記1のとおり、余りにも長い有効期間を認めると、その間に捜索差押の理由、必要性等の事情が変更する可能性があるからであること、特に、捜索差押が物を対象とするものであり、当該物が捜索差押許可状に記載された場所にあるかどうかという観点からは、このような事情変更というのは、逮捕状の場合よりも起こりやすいといえることからすると、捜索差押許可状の発付に当たって7日を超える有効期間を認めるについては、その相当性の判断も逮捕状の場合に比べ一層慎重にすべきであろう。

〔参考文献等〕

問題13に掲記のほか、刑裁月報資料編12・10・738

ウ 公訴時効の完成すべき日を超えて逮捕状の有効期間を定めることの可否

問題15

逮捕状請求書記載の被疑事実から起算した公訴時効の完成日を超えて逮捕状の有効期間を定めることができるか。

また、被疑事実中犯罪終了時期の不明確なものについてはどうか。

(協議結果)

1 前段については、時効が完成していないことは公訴提起の有効要件であり、これが完成しているならば、公訴の提起、遂行を目

的とする捜査の利益はなく、したがって、当然逮捕もできないということになるものと思われる。そうすると、刑訴法254条、255条の時効の停止事由の存在が記録上かがわれない限り、逮捕状請求書の被疑事実を基準として起算した公訴時効の完成日を超えて有効期間を定めることはできず、有効期間は時効完成日までとすべきである、ということで大方の意見が一致した。

なお、公訴時効の完成日が逮捕状発付の日から7日以内の場合には、刑訴規則300条が令状の有効期間は令状発付の日から7日とする旨規定していることとの関係で、逮捕状の有効期間を7日以内とすることができるかということが問題となる。協議の際には、この点について、同条は通常の場合を定めたものであり、このような例外的な場合は7日以内でもよいのではないかと、との指摘があった。

2 後段は、犯罪終了時期が明確でないため時効完成日も明確でなく、したがって、逮捕状請求書の有効期間内にあるいは時効が完成しているかもしれないという場合であろうが、この場合は、時効が完成しているかどうかを明らかにすることも捜査の一つの目的であるから捜査の利益がないとはいえず、任意捜査はもとより強制捜査も可能である、ということで異論がなかった。

3 なお一般に、時効期間満了間際の事件について逮捕状を発付するに際しては、起訴、公判を経て現実に処罰まで至る可能性がどれだけあるか問題となるし、逮捕の必要性、相当性（刑訴規則143条の3）が特に慎重に検討されるべきであろう、との指摘があった。

〔参考文献等〕

問題13と同じ

(4) いわゆる更新と返還

ア 逮捕状の有効期間の延長の可否

問題16

被疑者の所在が不明で逮捕状の有効期間内に逮捕できないことが予想される場合、有効期間の変更（延長）ができるか。

（協議結果）

旧逮捕状にそのまま効力を持たせ、有効期間だけを延長する裁判をすることが許されるかどうかという問題については、引致場所の変更が許されるのと同様、有効期間の変更も許されるという考え方もみられる。しかし、協議の結果、以下のような理由から、逮捕状発付後に有効期間を変更することは許されないと解することで、意見が一致した。

(1) 刑訴法または刑訴規則上、有効期間の変更を認める規定がないこと。

(2) 有効期間のみの変更という制度を認める以上、犯罪の嫌疑、逮捕の必要性自体についての再審査をしないで、専ら有効期間の延長が必要かどうかの審査のみでよいということにしないと意味がない（そうでないと新逮捕状の発付と手数も変わらない。）と思われる。しかし、もしそうになると、初めに定めた有効期間内に、嫌疑が薄れたり、あるいは逮捕の必要性が減少した場合でも、その点が審査されないままに逮捕状の有効期間が延

長されるという危険もあり、そうなるのは逮捕権の濫用ということになるので好ましくないこと。

- (3) 現在実務において、犯罪の嫌疑、逮捕の必要性を再審査した上、旧逮捕状の記載を利用して新逮捕状を発付するいわゆる逮捕状の更新という運用が行われており、これにより実質的に有効期間の延長と同じような目的を達していること。

〔参考文献等〕

刑裁資73・99, 同140・205, 中利太郎「令状の記載事項の変更ないし追加は許されるか」実例刑訴(新版)14, 宮下明義・新刑事訴訟法逐条解説Ⅱ・61, 出射義夫「捜査の方法」法律実務講座3・609, 書研研修教材125(改訂版)34

イ 他の裁判所が発付した逮捕状を利用する「逮捕状の更新」

問題17

地裁発付の逮捕状を利用して、簡裁でいわゆる逮捕状の更新をすることができるか。

(協議結果)

- 1 まず、出題者から、以下のとおり、出題趣旨が述べられた。
逮捕状の更新は、前の逮捕状の記載を利用して新たに逮捕状を発付する取扱いであるが、前の逮捕状については、その有効期間が経過した場合や、必要がなくなった場合には返還を要するわけであり(刑訴法200条, 同規則157条の2), その返還は本来逮捕状

を発付した裁判所に対してされなければならないと考えると、いわゆる逮捕状の更新が許されるとしても、それは同一裁判所における便宜的な取扱いに限定すべきではないかという疑問がある。

通常いわれている逮捕状の更新が、新しい逮捕状を発付する際に、単に古い逮捕状の記載を利用するだけのことであると理解するならば、そのような取扱い自体は許されるものと解される。しかし、このような取扱いが令状の発付裁判所といわゆる更新裁判所が異なる場合にまで許されるかどうかは、令状の返還先との関係で問題となる。協議においては、以下のような2つの考え方が出された。

- (1) 令状の返還はその令状を発付した裁判所にすべきであるとすれば、簡裁が地裁発付の逮捕状の返還を受けることはできないから、逮捕状の更新もできないという結論になるのではないか。
(2) 法が令状の返還を義務づけている趣旨が、捜査機関による古い令状の濫用を防止することにあるとすれば、令状の返還は必ずしもその発付裁判所にされなくてもよいと解することもできるので、そのように考えると、異なる裁判所が発付した古い逮捕状の記載を利用して新しい逮捕状を発付することも、理論上は可能であると解する余地もあるのではないか。

協議の結果、以上のような両説が示されたものの、いずれも大勢を占めるには至らなかった。ただ、理論的な面はともかくとして、外形上は古い逮捕状の返還を受けて単なる切替えをしたと見られないわけではないから、設例のように更新裁判所と発付裁判所が異なる場合には、新しい逮捕状を作成するという運用が望ま

しい、ということでは意見が一致した。

〔参考文献等〕

刑裁資73・99, 同140・205, 中島卓児「勾留及び保釈に関する諸問題の研究」司法研究報告書8・9・40, 書研研修教材125(改訂版)34, 書研研修資料6・121

- (5) 勾留中の被告人に対して、他県で発生した数個の余罪について各別の逮捕状を発付することの可否

問題18

A事件について甲地裁に起訴され、勾留中の被告人に対し、乙県、丙県で発覚した余罪につき、その立証上現場引き当たり等の捜査をする必要があるとして逮捕状の請求があった場合、乙県分、丙県分の各被疑事実ごとに各1通、計2通の逮捕状を発付することの適否。

(協議結果)

- 1 協議において、以下のような意見が述べられ、大方の賛同を得た。

A罪で勾留中の被告人に余罪が発覚し、その採証のため勾留場所を移して現場引き当たり等の捜査を要するという場合には、被告人についての移監が必要となる。移監の同意に当たっては、一般的には、移監の必要性和審理への影響及び被告人の不利益とを比較衡量して慎重に決すべきであるが、特に、余罪捜査を理由とする移監については、これを無制限に認めることは勾留の事件単

位の原則との関係で問題のあるところであり、とりわけ慎重な取扱いが必要である。したがって、単に抽象的に余罪が見込まれるというだけで移監に同意するのは相当でない。実務上は、その判断の資料として、余罪についての逮捕状が発付されていれば、その写しの添付を求め、あるいは逮捕状が発付されていなくても、逮捕状を発付し得るだけの嫌疑を疎明する資料を要求するということが行われており、このような取扱いは望ましい運用であろう。設例において、余罪立証のための引き当たり捜査を行う必要があるとして逮捕状の請求があったのは、このような運用を前提とするものと思われ、請求を受けた裁判官としては、疎明資料を検討の上、逮捕の一般的要件が認められるほか、被告事件の審理を妨げず、移監して捜査する必要があると判断されるときは逮捕状を発付するのが相当と考えられる。

なお、設例において、乙県と丙県に順次引き当たりを行うということになれば、丙県から甲県への移監も必要となるが、この場合、順次移監することにあらかじめ同意することができるかという問題がある。この点、乙県から丙県、丙県から甲県への移監の同意は、いずれも現在その身柄がないので、一種の条件付き同意ということになるが、その必要性が疎明される限り、格別の弊害も生じないので、あらかじめこれを行うことも許されると考えられる。

次に、乙県、丙県の各被疑事実ごとに各1通の逮捕状を発付することの可否、当否については、刑訴規則142条1項8号の存在などからみて、条文上は可能であると考えられる。しかし、通常の場合、こうした逮捕状を各別に発付することは、逮捕、勾留の

蒸し返しを招くことになりかねないから、原則として相当でなく、当初からいずれの被疑事実も複雑で、勾留及び勾留期間の延長が確実であると見込まれるなど、特段の事情がある場合に限り認められるべきものと解される。そして、そのような特段の事情が認められない事案においては、疎明された全事実を被疑事実として一括記載した1通の逮捕状を発付するのが相当であろう。現場引き当たりを目的とした逮捕状の請求であることを考えると、各別の逮捕状を発しなくても足りるのではないかと思われる。

2 最後の点に関連して、1通の逮捕状を発付した場合、逮捕状に記載される「引致すべき官公署その他の場所」が乙県（又は丙県）内の1か所となることから、乙県から丙県（又はその逆）への移監同意の疎明資料としてこのような逮捕状の写しだけでは不十分ではないかと捜査官が懸念する場合には、乙県、丙県の各被疑事実ごとに各別の請求がされるのではないか、という指摘があった。

この点については、このような逮捕状の発付により、その被疑事実の記載から、まさに乙県及び丙県における余罪の嫌疑が疎明されるのであるから、乙県から丙県（又はその逆）への移監同意について、更に余罪捜査に伴う問題が生ずることはないのであって、このような懸念を理由に各別の逮捕状を発付しなければならないというわけでもない、という意見が述べられた。

〔参考文献等〕

刑裁資236・442、木谷明「余罪捜査のための移監の可否—余罪につき逮捕状を発付することの要否、適否」令基272、熊谷弘ほか「逮

捕・勾留・保釈の実務」167、熊谷弘ほか「勾留に関する実務上の諸問題」判タ181・36、川上美明「余罪捜査のための移監の適否」判タ296・240

(6) 逮捕状の「逮捕の日時・場所・記名押印」欄は逮捕者以外の者が記入してもよいか

問題19

指名手配に基づき、遠隔地の警察で被疑者を逮捕して、直ちに身柄を指定警察署に引致したが、逮捕者は令状を所持していなかったため、逮捕状の「逮捕の日時・場所・記名押印」欄に当該事項を記入することができなかつたので、当該欄は空白のままになっている。なお、逮捕手続書は作成されている。

このような逮捕手続には違法はないか。また、この場合当該欄の記名押印等は他の者（逮捕者以外の者）がしてもよいか。

(協議結果)

1 まず、「逮捕の日時・場所・記名押印」欄の記載者については、次のとおり、逮捕者以外の者が記載することはできないとされた。すなわち、逮捕状に「逮捕の年月日時及び場所」を記載するのは、刑訴規則148条1項1号の要請に基づくものであり、刑事訴訟規則説明書（刑事裁判資料14号75頁）によれば、「148条1項1号は、逮捕状には、逮捕から送致に至る経過を明らかにするため、各事項についてそれぞれの行為をした者の記名押印のある記載がされることを予想している」と説明されている。これは、逮

捕時からその行為をした者が記名押印をするという趣旨であるから、当該欄には逮捕をした者が自ら記載すべきである。緊急執行の場合であれば、身柄を指定警察署に引致したときなど、逮捕状を手に入れ次第逮捕者自身が記載すべきである。要はその行為をした本人が記載するところに意義があるのであって、他人が記載するのは、刑訴規則の趣旨に反する。

2 次に、逮捕状のその欄に記載のない逮捕手続の有効性については、他の資料によりそれらが明らかになっておればよい。すなわち、逮捕者が記載できない場合は空欄のままよく、空欄のまま勾留請求があった場合でも、逮捕手続書によって逮捕の日時、場所、逮捕者が明確にされているときは、そのことは勾留請求を却下すべき程度の瑕疵とはいえないであろう（なお、逮捕手続書については、昭和32年国家公安委員会規則第2号、犯罪捜査規範136条（逮捕手続書）1項において、「被疑者を逮捕したときは、逮捕の年月日時、場所、逮捕時の状況、証拠資料の有無、引致の年月日時等逮捕に関する詳細を記載した逮捕手続書を作成しなければならない。」と規定されているので、逮捕手続書を見れば逮捕の年月日時、場所は分かるようになっている。）、ということで意見が一致した。

〔参考文献等〕

栗本一夫「刑事訴訟規則概説」41

第2 緊急逮捕

1 緊急性

(1) 事前に逮捕状を請求する時間的余裕がある場合の緊急逮捕

の可否

問題20

被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があると数日前から捜査官において承知していた事件につき、たまたま捜査官が被疑者を発見して緊急逮捕した場合、緊急逮捕における緊急性の要件があるか（他の要件はあるものとする。）。

仮に、緊急性の要件なしとしてこの緊急逮捕状の請求を却下した場合、同一被疑事実について直ちに通常逮捕状の請求があった場合はどうすべきか。

（協議結果）

協議の結果、以下のとおり大方の意見が一致した。

1 まず、前段については、捜査官が数日前から被疑事実を明らかに知っていたのに逮捕状の請求をしなかったことからして、警察が逮捕の必要性をどのように考えていたのかが問題となろう。

この点、被疑者の所在がはっきりしており一日一時を争って逮捕するほどのことはないとして、逮捕状の請求を急がなかったということであれば、たまたま被疑者を発見したからといって緊急逮捕をしなければならないほどの「緊急性」があるかは疑問である。これに対し、警察としても、早急に逮捕する必要があると認めながら、多忙等のため逮捕状の請求がのびのびになっていて、かつ、被疑者の所在が転々としているため、たまたま発見したときに逮捕しなければ、また所在不明となってしまうというような事情があるとすれば、緊急性の判断に当たってその事情をある程

度斟酌する余地があろう。また、数日前の時点では、逮捕の必要性がなく、あるいはその必要性はあるものの、例えば、警察の方で任意の取調べで捜査をするつもりであった、というような場合であっても、たまたま被疑者と出会う職務質問の形で事情を聴き始めたところ、被疑者が顔色を変えて逃走しようとしたというような事実関係があれば、その時点では通常逮捕の手続によることができない場合に当たり、緊急性の要件が満たされるといえる。

2(1) 次に、後段については、違法な逮捕であったとして逮捕状請求を却下しても、その後簡単に同一被疑事実による再度の逮捕状請求を許すならば、捜査に対する司法的抑制を実効あるものにするのができないのではないかという考慮と、捜査過程における捜査機関の過誤により被疑者が不当に逮捕を免れることになってよいのかという考慮との調和を、どこに求めるかということが議論の対象となった。

(2) この問題については、一般的に言えば、第一に、捜査機関の故意による違法な逮捕があった場合には、再度の逮捕状請求は許されるべきではないという意見が強い。第二に、実質的に逮捕するに足りる犯罪の嫌疑や逮捕の必要性がなく、いかなる形でも逮捕することが許されなかった事案であるのに、捜査機関が重大な過失により誤って逮捕してしまったという場合には、原則として再度の逮捕状請求は許されないとする有力な見解がある。第三に、現行犯逮捕の場合に、「現に罪を行き終った」と認められるか否かの判断が微妙であるため、本来は緊急逮捕すべきであったのに、誤って現行犯逮捕してしまったような場合

には、瑕疵は小さいものとして、再度の逮捕状請求が許されるとする見解が有力である。

この第三の見解は緊急逮捕についても推し及ぼすことができるのであって、例えば、犯罪の嫌疑について相当な理由はあるが、十分な理由であるかどうかの認定が微妙である場合や、犯罪の嫌疑については十分な理由があり逮捕の必要性も認められるが、緊急性に関する認定が微妙である場合等については、緊急逮捕が違法であるとして却下された場合でも、瑕疵が小さいとして再度の逮捕状請求が許されると解する余地があろうと思われる。

(3) そこで、設例については、緊急性の判断に関し、数日前から逮捕の必要があって、その時点において逮捕状を請求すべきであったかどうか、その後も請求しないまま任意捜査を続行すべきだったかどうかについて微妙な点があれば、結局、瑕疵は小さいとして再度の逮捕状請求を許すことも考えられる。反対に、明らかに逮捕の必要性があり、捜査官として逮捕することを決めていたのに逮捕状を請求せず、発見次第緊急逮捕しようとしていたような場合には、むしろ故意の違法逮捕として、再度の逮捕状請求は許すべきではないということになろう。

以上のとおり大方の意見の一致をみた。

(4) なお、このような事実関係の認定については、緊急逮捕をする際、被疑者を職務質問して事情をただしたかどうか、それとも発見して直ちに手錠を掛けたかどうか等の逮捕時の事情が重要な判断要素になるであろう、という指摘があった。

〔参考文献等〕

刑裁資236・37, 吉川義春「緊急逮捕の例外性と緊急性の要件」法律時報38・5・95, 金子仁洋「緊急逮捕の運用」捜査法大系1・91, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(四)改訂版83, 112, 石田一宏「緊急逮捕」刑事裁判実務大系11・377

- (2) 逮捕状が発付されている場合に緊急逮捕することの可否
(逮捕後短時間内に令状を呈示できない場合に逮捕状を緊急執行することの可否)

問題21

通常逮捕状が発付され、逃走中の窃盗事件の被疑者を逮捕するに当たり、手元に令状がなくいわゆる令状の緊急執行をしても司法警察員の手持時間内に令状の呈示ができないおそれのあるときは、緊急逮捕して緊急逮捕状の請求をすることができるか。

(協議結果)

1. まず、逮捕後短時間内に令状を呈示できないことが予想される場合に逮捕状の緊急執行をすることができるかという点について、刑訴法201条2項によって準用される同法73条3項は、令状は「できる限り速やかに」これを示さなければならないと規定しているだけで、それ以上の限定をしていないとして、積極的に解する意見もみられた。

しかし、これに対しては次のような指摘があり、消極的に考えるべきである、とする意見が多数であった。

逮捕状を呈示することは逮捕の適法要件であると解されるので、勾留が適法な逮捕を前提とすることから考えると、少なくとも勾留請求の段階までには呈示しておくことが必要ではないかと考えられる。もっとも、72時間以内に逮捕状を呈示できなかったときには、その時間不遵守の点は同法206条、刑訴規則148条2項の活用によってまかなうことができよう。したがって、逮捕状の呈示が逮捕後72時間を若干超過し、それがやむを得ない事由によるものであるときは勾留請求もできるものと考えられるが、法ができる限り速やかにと規定している趣旨からして、令状の呈示が数日にもわたって遅れることには疑問がある。さらに、厳格に72時間、あるいは司法警察員の手持時間である48時間以内に逮捕状の呈示ができないおそれのあるときは、緊急執行をすることはできないとする説も有力に主張されている。これらの点を考慮すると、いずれにしても、速やかにという要請を無視することは不当であるので、以上のような意味で速やかに呈示できる見込みのないときは緊急執行をすべきではないことになるのではないか。

2. 次に、逮捕状が発付されている場合に緊急逮捕することができるかという点については、逮捕状の緊急執行ができないことを前提とすると、緊急逮捕の必要があるのであり、緊急逮捕の要件を具備していれば、積極的に解するとするのが大方の意見であった。

なお、設例のような事案に限らず、一般的に、通常逮捕状が発付されていても、緊急逮捕の要件が具備していれば緊急逮捕しても差し支えないとする指摘もあった。

[参考文献等]

佐々木史朗「逮捕状が発付されている場合の緊急逮捕(短時間内

に令状の事後呈示ができない場合における逮捕状の緊急執行の可否」令基83, 金谷利廣「勾留請求の際検察官が逮捕状等の資料を提供できない場合における勾留請求の適否（逮捕状の緊急執行により逮捕した被疑者に対し令状の事後呈示が勾留請求時までになされない場合の勾留請求の適否）」令基231, 野曾原秀尚ほか「逮捕状が発付されている場合に緊急逮捕することができるか」判タ296・116, 足立昭二「緊急執行した場合に逮捕状をどの時点までに示すことが必要か」判タ296・137, 刑裁資140・206, 盛岡地決昭63・1・5判タ658・243

2 逮捕状の請求

(1) 刑訴法210条の「直ちに」の意義

問題22

小笠原諸島付近海上で、サンゴの密漁の容疑で台湾人船員を緊急逮捕した場合、横浜港に帰港するまで約1週間を必要とするが、やむを得ない場合として、緊急逮捕状を発付することができるか。

(協議結果)

法は不可能なことを強いるものではないから、設例の事実関係を前提にすれば、横浜港に到着後すぐに令状請求すれば、刑訴法210条の要件を満たすのではないかとするのが大方の意見であった。

なお、設例の場合、海上保安本部に無線電信を打ち、その聴取書を疎明資料として、同本部職員が令状請求するという方法も考えら

れるとの意見があった。もっとも、これに対しては、この方法は比較的早い時期に裁判所の判断が及ぶという利点があるものの、疎明資料として聴取書だけでは不適當な場合も考えられるし、また、勾留請求が予想される場合には、被疑者の身柄到着を待たないと結局は手続が進められないなどの点を考慮すると、すべてそのような方法によればいいというわけにもいかないであろう、との指摘があった。

〔参考文献等〕

秋山規雄「深夜になした緊急逮捕について翌朝緊急逮捕状を請求する場合と刑訴法210条の『直ちに』の意義」令基76, 金子仁洋「緊急逮捕の運用」捜査法大系1・99, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(四)改訂版89, 平良木登規男「緊急逮捕の問題点」捜査研究38・1・37

(2) 遠隔地における緊急逮捕と電話聴取書を資料とする令状請求

問題23

遠隔地で緊急逮捕がされたが、交通途絶のため、身柄の連行及び書類の送付が不可能であり、令状請求の証拠資料等はすべて電話聴取書で提出された場合にも逮捕状を発付できるか。

(協議結果)

設例は疎明資料の証明力の問題であって、資料が電話聴取書だからといって、それだけの理由で逮捕状請求を却下すべきことにはな

らないと思われる（勾留請求の場合には、刑訴規則148条1項1号により逮捕状等の原本の提出が要求されているが、緊急逮捕状請求の場合には、緊急逮捕手続書等の資料の存在が当然予想されるにもかかわらず、それらの提出を要求する規定が存在しないという点からしても、緊急逮捕状請求の場合の疎明資料は、原資料自体に限る必要はないであろう。）。もっとも、このような場合については、緊急逮捕の要件の有無について、より慎重に審査するなどの配慮が必要であろう。

以上のとおり意見の一致をみた。

〔参考文献等〕

秋山規雄「遠隔地における緊急逮捕と迅速な令状請求手続の一方
法」令基92

3 逮捕状

(1) 被疑事実の追加, 変更

ア 緊急逮捕の罪名・被疑事実と異なる罪名・被疑事実で緊急逮捕状を請求してきた場合の措置

問題24

緊急逮捕の罪名・被疑事実と逮捕状請求の罪名・被疑事実と異なる場合に、裁判所としてはどのように取り扱うべきか。

(協議結果)

協議の結果、以下のとおり、おおむね意見の一致をみた。

緊急逮捕状は、逮捕後の身柄拘束を根拠付けるという性質とともに

に、先に令状なしに行われた逮捕行為を追認するという性質をも併せ持つものであるから、逮捕後に事実関係が変動した場合であっても、逮捕状に記載すべき罪名・被疑事実、逮捕時に認められた罪名・被疑事実でなければならないと考えられる。例えば、被疑者が傷害の事実で緊急逮捕された後、逮捕状請求時までに被害者が死亡したような場合には、逮捕状には傷害致死の事実を記載すべきではなく、逮捕時に認められた傷害の事実を記載すべきである。これに対し、逮捕時から請求時までに事実関係に変動はないが、例えば、強盗で緊急逮捕したところ、事実をよく見ると反抗を抑圧する程度に達しておらず、実際には恐喝ではないかというように、警察官と裁判官の事実評価に差異が生じたような場合には、具体的な事実の同一性が認められる限り、逮捕者と裁判官との法律見解の相違にすぎず、ほかの要件がすべて認められるにもかかわらず、逮捕状請求を却下しなければならないほどの重大な瑕疵とはいえないから、裁判官の認めた罪名・被疑事実を記載した逮捕状を発付してよいであろう。

〔参考文献等〕

小田健司「(一) 緊急逮捕状の請求許否の判断にあたり逮捕後の資料を用いてよいか (二) 緊急逮捕後被疑罪名が変わった場合、逮捕状に記載すべき被疑事実」令基86、赤木明夫「緊急逮捕後罪名が変わった場合の措置」判タ296・122

イ 緊急逮捕時の被疑事実に新たな被疑事実を追加して緊急逮捕状を請求してきた場合の措置

問題25

緊急逮捕状請求書の罪名が、緊急逮捕手続書に記載されている逮捕罪名のほか、新たな罪名を追加して記載されている場合、次のようなときにどのように処理すべきか。

- (1) 緊急逮捕手続書に記載はないが、追加罪名に係る被疑事実についても告知手続がされているとき
- (2) 緊急逮捕手続書に記載がないばかりでなく、告知手続自体もされていないとき

(協議結果)

協議の結果、以下のとおり大方の意見が一致した。

- 1 緊急逮捕状に記載すべき被疑事実、緊急逮捕時に認められた被疑事実であり、これは、逮捕者が逮捕時までに認識することができた具体的状況から認められる事実をいうが、裁判所がこの被疑事実を認定するに当たっては、緊急逮捕手続書の記載のみならず、他の疎明資料をも判断資料としてよいことはいうまでもない。また、緊急逮捕をする際には、その理由として、犯罪内容を特定するに足りる事項の要旨及び急速を要する事情を告知する必要がある、この告知がされていない緊急逮捕は適法ではないから、緊急逮捕状を発付することは許されず、仮に被疑事実の一部につき告知を欠いた場合には、その部分を除いて緊急逮捕の要件の有無を判断すべきであり、逮捕状を発付するときも、その部分は被疑事実として記載すべきではない。もっとも、通常は、告知内容の解釈として、逮捕者が認識していたすべての被疑事実につ

き告知があったものと認められる場合が多いであろうと思われる。例えば、「甲方での盗みの件で逮捕する。」と言え、住居侵入と窃盗の告知があったとみられよう。

- 2 そこで設例のうち、(1)については、一件記録によって緊急逮捕時に追加された罪名の事実についても十分な嫌疑が存在していたと認められるならば、その事実をも含めて緊急逮捕状を発付してよいということになる。これに対して、(2)の場合には、告知手続を経していない事実については、緊急逮捕状に記載すべきではなく、理論的には却下ということになる。もっとも、実務の取扱いとしては、要件を具備した被疑事実だけを記載した緊急逮捕状を発付することで足り、請求書に却下と明記するまでの必要はないであろう。

以上のとおりで、大方の意見が一致した。

- 3 なお、実際には告知手続があったのに、緊急逮捕手続書にはその旨の記載がされていないという場合には、その点を明確にするための資料を追加的に提出させるということも考慮すべきであろう、との指摘があった。

[参考文献等]

問題24と同じ

- (2) 緊急逮捕状請求にかかる被疑事実の一部に緊急逮捕の要件を満たさないものがある場合の措置

問題26

緊急逮捕状請求書記載の数個の被疑事実のうち、1個につき

緊急逮捕が違法と認められる場合、例えば刑法210条の所定の要件のうち長期3年以上の懲役又は禁錮に当たらない罪の記載があるようなときには、どのような措置をとるべきか。

(協議結果)

要件を具備しない被疑事実については却下すべきであるとの意見もあったが、却下したことを明記しないで、要件のある被疑事実だけを記載した逮捕状を発付することで足りる、とするのが大方の意見であった。

[参考文献等]

刑裁資221・217, 足立昭二「A・B両罪について逮捕状の請求があった場合に、A罪のみしか認められない場合の措置」判タ296・90

(3) 緊急逮捕状請求の許否の判断資料

問題27

緊急逮捕による逮捕状の請求の許否につき、逮捕時以降に生じた資料を検討することの当否

(協議結果)

緊急逮捕の要件は、逮捕時において、逮捕状なくして被疑者を逮捕し得るための要件であるから、逮捕時において存することが必要であり、しかもその判断の資料は、逮捕者が逮捕時まで認識し得た具体的状況に基づくことを要し、逮捕後に生じた状況を資料とす

ることは許されない。しかし、このことは、緊急逮捕状請求書添付の資料が逮捕後に作成されたものであってはならないということの意味するものではなく、逮捕時において既に存し、逮捕者がその当時認識し得た事情である限り、これを記載した書面自体は逮捕後に作成されたものであっても、緊急逮捕の許否の判断の資料として差し支えない。

大方の意見を取りまとめると以上のとおりであった。

[参考文献等]

刑裁資236・39, 小田健司「(一) 緊急逮捕状請求許否の判断にあたり逮捕後の資料を用いてよいか (二) 緊急逮捕後被疑罪名が変わった場合、逮捕状に記載すべき被疑事実」令基86, 森井暉「緊急逮捕の合憲性・要件」捜査法大系I・114, 本田正義「緊急逮捕後の逮捕状請求の却下」実例刑訴(新版)7, 石田一宏「緊急逮捕」刑事裁判実務大系11・385, 岡本毅「緊急逮捕の要件(1)」別冊判タ11・70

(4) 緊急逮捕状請求時に逮捕の理由又は身柄拘束の必要性が消滅している場合の措置

問題28

緊急逮捕の逮捕当時には逮捕の理由及び必要があったが、逮捕状請求時には逮捕の理由又は身柄拘束の必要性がなくなったと認められた場合には、どのような措置をとるべきか。

(協議結果)

緊急逮捕による逮捕状の請求があったときには、逮捕時における

緊急逮捕の要件のみならず、請求時における通常逮捕の要件をも審査することになる。設例のように、請求時において逮捕の理由又は身柄拘束の必要がなくなった場合には、当然釈放しなければならない。そのような場合に逮捕時の要件は具備しているとして逮捕状を発付すれば、法律上身柄を拘束することが承認された観を呈することにもなり、司法的抑制の理念からも相当とはいえない。したがって、緊急逮捕状の請求は却下すべきである。以上のとおり大方の意見が一致した。

なお、請求自体は却下するが、逮捕は適法であったことと身柄拘束の必要性が消滅したことを手続上明らかにするため、逮捕状請求書に、例えば「本件請求を却下する。本件逮捕の適法性は認められるが、逮捕後に必要性が消滅している。」旨を付記するという取扱いをすることが望ましく、実際にもそのように処理している、との紹介があった。

〔参考文献等〕

岡村治信「緊急逮捕」刑事実務ノート3・28, 小田健司「(一) 緊急逮捕状の請求許否の判断にあたり逮捕後の資料を用いてよいか (二) 緊急逮捕後被疑罪名が変った場合、逮捕状に記載すべき被疑事実」令基86, 本田正義「緊急逮捕後の逮捕状請求の却下」実例刑訴(新版)7, 野曾原秀尚ほか「緊急逮捕の要件の疎明資料」判タ296・118

第3 現行犯逮捕

刑訴法212条1項の「現に罪を行い終つた者」の意義及びその認定資料

問題29

以下のような事例で、現行犯逮捕することができるか。

交通事故発生の連絡を受けた警察官が、事故現場へ急行したところ、付近にいた目撃者から加害者は被害者と共に病院に向かったと聞き、現場から約10キロメートル離れた病院に赴いた。病院には、既に亡くなっていた被害者の死体のそばに首をうなだれ顔面蒼白の男がおり、警察官の質問に対して、運転を誤って事故を起こしたことを認めた。

(協議結果)

- 1 刑訴法212条1項後段にいう「現に罪を行い終つた者」の範囲については、同条2項が準現行犯の要件として「罪を行い終つてから間がないと明らかに認められる」ということを挙げていることからすれば、これよりも更に犯行に密着した場合を指すものといえる。すなわち、「現に罪を行い終つた者」とは、犯罪の実行行為を終了した直後の犯人で、そのことが逮捕者に明白である場合をいうと考えられる。これは本来時間的な面における概念であるが、犯人は犯行後の時間的経過により犯行現場から移動するのが通常であり、犯人が犯行現場から遠く離れるほど犯行と逮捕との時間的接着性が希薄になるとともに、犯人とそれ以外の者との区別の明白性が失われるから、「現に罪を行い終つた」かどうかの判断に当たっては、時間的要素とともに場所的要素についても考慮に入れるべきである。

そこで、設例の事案については、判例(最三判昭和23年12月14

日刑集 2 卷 13 号 1751 頁) によると、「現行犯とは現に罪を行い、又は現に罪を行い終った際発見したものをいうのであり、そして、現に罪を行いというのは、犯罪行為実行中のことであり、現に罪を行い終った際とは、犯罪行為の実行行為の終った瞬間はもとより、その後多少の時間のへだたりがあっても、犯罪行為の行われた痕跡がまだ明瞭な状態にある場合を指すのであって、必ずしも犯人が其場所に在ることを要しないものである。」とされていること並びに「現に罪を行い終った」ものと認められた裁判例の傾向(後記参照)に照らせば、犯行場所から約 10 キロメートル離れた場所にいた(時間的にも犯行直後ということはないと思われる)被疑者を現行犯人と認めるのは無理であって、緊急逮捕を考慮すべき事案であろう、というのが大方の意見であった。

2 なお、設例では、警察官が被逮捕者の自供に基づいて同人を逮捕していることから、現行犯人の認定資料についても問題があり、次のような指摘があった。

現行犯人の認定は、逮捕者による犯行の現認によるだけではなく、逮捕者が覚知した現場の状況、被逮捕者の挙動、犯罪の証拠等の客観的状況によってもなし得ると解されている。さらに、被害者の通報、被逮捕者の自供等の供述証拠も認定資料に含めてよいかという点については、下級審の裁判例をみると、現場の状況等から逮捕者が現行犯人であると直接覚知し得る状況がないのに、被害者の通報や被逮捕者の自供等の供述証拠によって現行犯逮捕することは許されないとするものと、これらの供述証拠をも認定資料に加えて現行犯逮捕を適法であるとしたものに分かれており、学説上も見解が対立している。犯人の特徴等に関する正確

な通報がある場合や、被逮捕者の自供がある場合には、場合によっては、被害者や被逮捕者の言葉がきっかけとなって逮捕者が現場の状況等を覚知し、その客観的状況によれば被逮捕者が「現に罪を行い終った」ことが明確に認定し得ることもあるのではないだろうか。しかし、いずれにしても、設例はそのような場合ではないから、現行犯逮捕できるとするのは困難であろう。

〔「現に罪を行い終った」ものと認められた裁判例〕

- (1) ヴァイオリン演奏会を妨害したという被疑事実で、かけつけた警察官により、妨害行為のときから 30 分経過後、妨害行為の行われた劇場前で逮捕された事例(最三判昭 23・12・14 刑集 2・13・1751)
- (2) 特殊飲食店玄関において従業員胸部を強打し、同店の硝子戸を破損したという暴行、器物毀損の被疑事実で、通報を受けて現場に急行した警察官が、この従業員から被害を聞き、硝子の破損を確認の上、同女から犯人の居場所を聞き、現場から約 20 メートル離れた場所で、手を怪我して大声で叫びながらパンツ一つで足を洗っていた被告人を、犯行後 3、40 分経過後に逮捕した事例(最一決昭 31・10・25 刑集 10・10・1439、原判決福岡高判昭 30・12・27 高裁特報 2 巻追補 1347)
- (3) 住居侵入の被疑事実で、住居侵入の直後、通報を受けて自転車によりかけつけた警察官により、住居侵入の現場から約 30 メートル離れた場所で逮捕された事例(最二決昭 33・6・4 刑集 12・9・1971)
- (4) 喫茶店内で暴れて器物を毀棄したという被疑事実で、通報を受けてかけつけた警察官が、喫茶店内は額縁が壊れる等乱雑に

なっているのを確認した上、道路に出て「この家の親父は人を欺したので徹底的にやっつけてやる」と言っていた被告人を逮捕した事例（名古屋高判昭24・12・27高判特報4・60）

(5) 暴行を受けた旨訴えを聞いた警察官が、暴行の事実を確認した上、犯人の人相を聞き、かつ、被害者が約30メートル先を行く被告人を指したので、これを追いかけて逮捕した事例（名古屋高判昭26・6・12高判特報27・111）

(6) 暴行を受けたとの通報により警察官がかけつけたところ、被害者方には多勢の者が集まり大騒ぎをしていたので、警察官において、その場にいた者から暴行の事実を聞くと同時に犯人の氏名を聞き、その場から55間離れた被告人方前で被告人を逮捕した事例（福岡高判昭28・6・5高判特報26・23）

(7) 他家における窃盗行為を目撃し、赃物を抱えて逃走する犯人を約4分20秒尾行して、ある家に入ったのを見届けた上、警察に通報した者から話を聞いて、被告人方に急行した警察官が、犯行後約20数分経過後に逮捕した事例（札幌高函館支判昭37・9・11高刑集15・6・503）

〔参考文献等〕

刑裁資236・50，増井清彦「現行犯の要件」捜査法大系1・116，法曹会編・例題解説刑事訴訟法（四）改訂版96，渡辺恵一「任意同行・逮捕」刑事手続上230，會田正和「現行犯逮捕の要件(2)」別冊判タ11・84，鶴田小夜子「準現行犯の要件(1)」別冊判タ11・87，大阪高判昭62・9・18判タ660・251，東京地判昭62・4・9判時1264・143

第4 任意同行と逮捕

1 任意同行が実質的逮捕に当たるのではないかとみられる場合の通常逮捕状請求の取扱い

問題30

任意同行後、取調べを行うなどして、相当時間経過後に通常逮捕状が請求されてきた場合、どのように対応すべきか。

ことに、覚せい剤使用事犯等にあつては、被疑者の取調べや尿の任意提出及びその鑑定等のために、任意同行後通常逮捕状請求までかなりの長時間を経過し、更に逮捕状の発付・執行時まで被疑者を警察署にとどめている事案もないわけではない。

このような場合の通常逮捕状請求について、いかに処理すべきか。

（協議結果）

- 1 協議に際して、設例のように逮捕状請求の段階で任意同行が実質的な逮捕に当たる疑いがある場合の措置については、
- ① 通常逮捕状を発付し、実質的逮捕の有無は勾留請求の段階での審査に委ねる。
 - ② 実質的逮捕のあったとみられる時点において緊急逮捕の要件を満たす場合には、通常逮捕状の請求を緊急逮捕状の請求とみて、緊急逮捕状を発付する。
 - ③ 逮捕状請求は違法な法律状態、つまり、逮捕状請求以前に違法な身柄の拘束状態があり、それを利用して収集した資料に基づく請求であるとして、直ちに却下する。

という3つの考え方がみられると紹介された。

2 協議の結果、大方の意見は、①の見解が相当であるということで一致した。その理由をまとめると、以下のようなところになる。

(1) 確かに、警察において逮捕状による逮捕等の法律に定められた手続によらないで、実質的な逮捕と認められるような事実状態を作出したとすれば、令状主義の原則に反する重大な違法というべきであり、それに対し裁判所として司法的抑制を考慮することは当然である。しかし、どのような状況があれば実質的な逮捕に当たると認められるかについては、微妙かつ困難な問題のあるところで、裁判所がどの段階で、またどのような形で司法的抑制の機能を働かすのが現行法の趣旨であるかについては、慎重な検討が必要である。

(2) まず、第一に、逮捕状請求の段階で任意同行の点について審査するにしても、どこまでそれができるか、資料としてどれだけのものが出てくるだろうかという点が問題となる。すなわち、任意同行が実質的な逮捕に当たるか否か、社会通念上任意捜査として許容される限度を超えた違法なものであるか否かについては、非常に微妙な問題であるだけに、請求者の提出した疎明資料だけで果たしてどこまで実質的な審査ができるのかという問題である。もちろん、請求者は余り自分の方に不利益な資料を出さないであろうから、逮捕状請求段階においては、多くの場合、裁判官に客観的な事実として分かるのは、せいぜい取調べの時間の長短程度であると思われる。しかし、任意同行、その後の取調べ、警察での待機等が実質的に逮捕に当たる

とされ、違法となるか否かは、その同行を求められた時間・場所、任意同行の方法、取調べの状況（帰ろうと思っても帰れなかった事情にあったか）、監視の状況（用便や食事の際も監視されていたか）、被疑者の態度（帰宅を申し出るなどしていたか）等の諸般の事情を勘案して判断しなければならないと考えられる。そうすると、逮捕状請求の時点で判断するに当たっては、実質的に事実の取調べを相当程度行う必要が出てくるといわざるを得ない。

そこで、次に、逮捕状請求の審査に当たってどの程度の実実の取調べができるのか、このような諸事情について詳細に取り調べることが相当であるのかということが問題となる。この点については、刑訴規則143条の2を制限的に解釈するかどうかについて説が分かれており、総則規定である刑訴法43条3項により、必要があれば証人等も取り調べできるとする見解もある。しかし、一般には、同規定は刑訴規則143条の2により排除されて適用がない、すなわち、逮捕状請求を受けた際に、刑訴法43条3項の事実の取調べをすることは相当でなく、逮捕状請求の際の事実の取調べは刑訴規則143条の2に規定された方法に限られると考えられている。そうすると、このような限定的な方法では、実質的な逮捕行為があったかどうかにつき、逮捕状請求の段階で判断するのは無理があると考えられる。

(3) 第二に、実質的な逮捕の状態が先行していることを理由に、直ちにそのような状況下での逮捕状請求を不適法却下すべきだとする理論上の根拠があるかという点が問題となる。すなわち、逮捕の理由、必要があるが、違法な拘束状態があるという

場合に、これを却下するにはそれなりの根拠が必要となると思われる。勾留請求段階では、適法な逮捕行為を前提とする逮捕前置主義あるいは逮捕時間の制限といった法的規制があるが、逮捕状請求の段階では、違法な捜査をチェックするため、請求を却下して裁判所の姿勢を示すべきであるという実質的な理由はあるとはいえ、請求に先立つ捜査の適法性を逮捕状請求の前提とするような趣旨の法的規制、あるいはこれに反することを理由とする却下事由を定めた規定はなく、どのような要件がある場合にどのような根拠で却下するのかということを考えていくと、逮捕状請求を却下する理由の法律構成には困難な問題があるといわざるを得ない。

- (4) したがって、逮捕状請求の段階では、逮捕の理由と必要性さえ疎明が十分であれば、原則として逮捕状は発付せざるを得ないと思われる。仮に違法な身柄拘束状況があったという疑いが勾留請求の段階で出てくれば、その時点では勾留のための事実の取調べということで突っ込んで取調べをし、場合によっては勾留請求を却下するということがよいのではないか。

以上が大方の意見であった。

- 3 なお、任意同行としての許容時間を超えているのではないかという問題については、時間が長くなったからということで直ちに任意同行として許されなくなるとするのであれば疑問がある、帰ろうとしても帰さなかった場合は明らかに逮捕であるから、帰りたい、あるいは帰ると言い出せない状況があった場合が問題であるが、この場合は、時間が長くなったからということでそういう問題が出てくるのではなく、そういうことを言い出せない状況に

追い込まれていたかどうかを考えるべきである、との指摘があった。

[参考文献等]

刑裁月報資料編2・9・1, 同10・3・1, 刑裁資85・71, 同236・122, 龍岡資晃・最高裁判所判例解説(最二決昭59・2・29)昭59・169, 堀籠幸男「任意同行と逮捕の始期」判タ296・64, 佐藤久夫「逮捕状請求の際の疎明資料が不十分な場合の措置」判タ296・86, 小田健司「任意同行と逮捕の始期」令基68, 熊谷弘「任意同行と逮捕の限界」捜査法大系1・48, 頃安健司「任意捜査と自由の制限」現代刑罰法大系5・135, 金子仁洋「第一線警察活動としての任意同行(一)(二)」警察学論集25・1・51, 25・2・88, 木藤繁夫「任意捜査の限界と実質的逮捕の始期」警察学論集34・1・160, 山岸照男「任意同行についての考察(上)(下)」警察学論集39・9・55, 39・10・62, 深山健男「任意同行の限界」別冊判タ9・35, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(四)改訂版33, 小林充「逮捕手続の違法を理由として勾留請求を却下した場合において同一事実について被疑者を再逮捕することの可否」令基136, 渡辺恵一「任意同行・逮捕」刑事手続上227, 最三決平元・7・4判時1323・153, 東京地八王子支判平元・3・13判時1320・166, 大阪高判昭63・2・17判タ667・265, 大阪地決昭62・7・22判タ671・271, 福岡地久留米支決昭62・2・5判時1223・144

2 任意同行が実質的に逮捕とみなされる場合

問題31

任意同行が実質的には逮捕と認められるのは具体的にはどのような場合か。

(協議結果)

1 出題者から、次のような出題趣旨の説明があった。

下級審裁判例をみると、任意同行を実質的な逮捕とみることに
ついて、ある種の類型があるのではないかと思われる。すなわち
数名の警察官が被疑者宅へ行き、被疑者を車で警察署まで連れて
来てそのまま引き続き数時間にわたって取調べをし、その後逮捕
状を執行しているような場合には、被疑者を自宅から連行したと
きをもって事実上身柄を拘束したものとし、このときに逮捕状を
執行したと認めるのが相当であるというような表現の仕方、任
意同行を事実上の逮捕と認めている例が多いように見受けられ
る。

しかし、一般に任意同行といっても100パーセント任意という
ことはあり得ないわけで、警察の方から迎えに行き、署に連れて
来たということをもって「逮捕である」と一概には言い切れない
のではないか。すなわち、被疑者にとって同行を拒否できない状
態にするような警察官の言動があるとか、取調べ中に退出しよう
としても事実上これができないような事実があるとか、被疑者の
家族らとの電話連絡を差し止められた事実があるとか、逮捕状の
発付があったことをちらつかせて取調べをしたとかいった具体的
な事実があって初めて逮捕といえるのではないだろうか。

2 協議の結果、結局は、個々の事件における具体的事情により
ケースバイケースで判断するほかないとの意見で一致したが、そ

の際次のような指摘があった。

- (1) 逮捕という客観的な状態がいつ生じたかということについて
は、例えば、夜遅くまでかかって取調べを継続したという事情
があれば、被疑者の退出を拒否したという事実が推測できるだ
ろうし、また、取調べの場所、取調べに当たった警察官の数か
らも同様に推測できるだろうと思われるので、それらの事情を
総合して、被疑者の自由を肉体的、心理的に拘束したと認めら
れる時期に逮捕に着手したと認められることになるだろう。
- (2) 何をもって逮捕状態とみることになるかということについて
は、本人が帰るといのに帰さないというのであれば、それは
身柄を拘束したということになるだろうが、警察署で取調べを
受ける場合には、いずれにしても完全な意味での意思の自由と
いうものはないと考えられるから、取調べがあったからといっ
て、直ちに逮捕であるということにはならないのではないか。
- (3) 任意同行と称して、パトカーで迎えに来て警察署へ連れて行
くケースでは、パトカーには内側にドアハンドルがなく、外側
からドアを締められると外形的には一種の監禁状態になるとい
うことで、実質的に逮捕ではないかという疑問も生じてくる。
また、逮捕状は既に発付されて警察官の手元にあるのに、それ
を執行しないまま取調べを続け、いよいよ帰宅させなければな
らない時点に至って初めて逮捕状を執行するというのは、いか
にもアンフェアであるという見方もあり得よう。しかし、その
ような外形的事実がある場合でも、警察として、被疑者の名誉
等の保護という観点から、なるべく逮捕をしないで済ませると
いう配慮が働いていることもあると考えられる。それらをすべ

て逮捕であるというすれば、勢い警察としては当初から逮捕状を執行するという事になり、かえって被疑者に不利益な結果を招来することにもなりかねない。このように、任意同行が実質的に逮捕とみなされるかどうかについては、実際の捜査の過程との兼ね合いで微妙な問題が含まれているといわざるを得ないと思われる。

〔参考文献等〕

問題30と同じ

第5 その他

1 16歳未満の少年の逮捕

問題32

14歳以上16歳未満の少年（殊に中・高生）に対する逮捕状の請求があった場合の処理。

（協議結果）

14歳以上16歳未満の少年の逮捕についても、刑法上犯罪が成立するのであるから逮捕状を発付すること自体は問題がない。ただ、少年法からすると、成人と全く同様に考えるわけにはいかず、少年の人格が未成熟であることを十分考慮する必要がある。家裁において事件を処理する場合にも、16歳に達していなければ検察官送致はできないし、犯行時16歳未満の少年については、16歳に達した後も検察官送致することは極めてまれであるということのようである。したがって、16歳未満の少年の逮捕については、その必要性に

ついて慎重に判断する必要がある。逮捕の必要性の具体的判断基準については、少年の人格の成熟度、家庭環境、保護者の監護能力、刑事処分の可能性等の要素を考慮することになろう。大方の意見は以上のとおりであった。

なお、協議の際に、警察官から、これ以上非行化が進むと更生させるのが困難になるとして、少年自身の福祉の観点からする逮捕の必要性についての説明があった場合、あるいは授業の妨害、校内の器物損壊や恐喝まで行方に至って手に負えないから、警察に逮捕してもらいより仕方がない旨の教師の供述調書が出された場合など、逮捕の必要性の判断基準について苦慮した事例が紹介された。これに対し、後者について、専ら学校内の秩序が乱れるという心配から、逮捕することにより少年を排除するという事で事を済ませるのは、少年自身の保護を中心に考える少年法の建前からはずれており、このような場合には、学校側の少年に対する指導がどのように行われているかを参考にすべきであって、供述書、上申書等によりその点を承知した上で、逮捕の必要性の判断を行うべきである、とする意見が出された。

〔参考文献等〕

家裁資120・410、柳瀬隆次「少年の逮捕」刑事実務ノート3・9、蜂谷尚久「16才未満の少年と逮捕」判タ296・307

2 逮捕状発付時の事実取調べ方法

問題30を参照されたい。

3 準現行犯と緊急逮捕状請求の可否

問題33

準現行犯（刑法212条2項）と認められる事案であるのに緊急逮捕状を求めてきた場合の処理。

（協議結果）

準現行犯も含めて令状によらない現行犯逮捕の要件は相当厳格であるが、その反面、無令状で捜査機関に72時間にわたり抑留されることになり、その間裁判官によって審査される機会もないことになる。加えて、準現行犯逮捕及び現行犯逮捕の適否については、しばしば裁判上争われることから、捜査機関において準現行犯、現行犯の要件の存否について少しでも疑念のあるような場合には、無理して（準）現行犯逮捕として手続を進めるよりも、緊急逮捕の方法により裁判官の令状審査を経ることの方が、実際的な観点からはむしろ好ましいものと思われる。したがって、この場合、その要件が認められる限り、請求どおりに緊急逮捕状を発付して差し支えないと考えられる。

以上のとおり意見が一致した。

〔参考文献等〕

田中豊「準現行犯の要件」捜査法大系Ⅰ・136、仙波厚「準現行犯の意義及び範囲」判タ296・100、岡田薫「現行犯について」警察学論集33・8・102

4 逮捕後の留置場所の変更の適否

問題34

覚せい剤取締法違反被疑事件について、被疑者を逮捕して逮捕状請求者所属の甲警察署に引致したところ、甲警察は直ちに90キロメートル離れている乙警察署に留置場所を変更した。

この留置場所の変更の適否。

（協議結果）

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

- 1 逮捕後の留置場所の変更については、(1)一切許されないとする見解、(2)裁判官の許可を得て変更することができるとする見解、(3)裁判官の許可を必要とせず、捜査機関の判断によって変更することができるとする見解がある。
- 2 ところで、最一決昭和39年4月9日（刑集18巻6号127頁）¹²は、逮捕状により逮捕された被疑者が引致場所であるA警察署に引致された後、B警察署に押送される途中に、看守に当たった巡査に対して暴行を加えて公務の執行を妨害したという事案において、引致場所以外の他の警察署への押送は違法であるとして公務執行の適法性が争われたのに対し、「刑法209条により準用される刑法75条によると、逮捕状の執行によって引致された被疑者を、必要ある場合には監獄に留置することができ、かつ、監獄法1条3項によると警察官署に付属する留置場は監獄に代用できるのであり、逮捕状の執行により引致された被疑者を、留置の必要ある場合に他の警察署の代用監獄に押送拘置することは違法な措置ではない。」として、公務執行の適法性を肯定している。これは、刑

訴法209条による同法75条の準用を根拠として、留置の必要がある場合に、裁判官の同意ないし許可なく捜査機関の判断によって逮捕中の被疑者の留置場所を変更することを是認したものと解することができる。

そして、留置場所の変更の可否の点については、例えば検察官あるいは検察事務官による逮捕の場合は、通常、検察庁が引致場所とされるが、検察庁には適当な留置場所がないので、このことから考えても引致場所と留置場所とは常に一致しなければならないものではないことは明らかである。また、裁判官の許可の要否の点についても、逮捕状発付裁判官としては、引致場所への強制的引致の許可を求められてそれを認容したものであり、引致後の留置場所について積極的に裁判しているものではなく、逮捕状発付における裁判内容は被疑者を引致場所に引致することにより完全に実現しているといえるので、引致後における裁判の変更というものはあり得ないし、許可を求められてもその権限はないということになると思われる。

以上の考慮からすると、前記(3)説の考え方が相当であるように思われる。

- 3 しかし、法が逮捕状請求書及び逮捕状の必要的記載事項として引致場所を定めているのは、基本的には、引致に引き続く留置は本来原則として引致場所においてなされることを前提としているのではないかと考えられるし、また、留置場所の変更が広汎に行われることになると、弁護人との接見交通や家族等からの糧食の差し入れ等についても、被疑者がかなりの不利益を被るということになる。そのような観点から、逮捕状指定の引致場所と異なる

留置場所に留置することができるのは、当該引致場所の施設状況等により引致場所で留置することが物理的に困難な場合、例えば既に満杯であるとか、共犯者等が収容されていて証拠隠滅の行われるおそれがある場合などに限られ、かつ、その場合でも引致場所にてできる限り近接した場所とすべきであるといわれているところである。前記の判例も、当該事実関係の下において、公務執行の適法性を判断したにとどまり、無制限に留置場所を変更することを許容したものと解することには疑問がある。

設例についても具体的事実関係につき、このような観点から検討すべきものではあるが、90キロメートルも離れた所で留置していることはどうであろうか、逮捕手続自体は違法ではないが不当な場所での身柄拘束を継続していることが違法ではないかともみられるし、あるいはその間に取られた供述調書について違法収集証拠ではないかという形でも争われるというようなことが考えられる。したがって、基本的には、留置場所を変更する場合であっても限定的な理由で行われるべきであろう。

[参考文献等]

井口浩二・最高裁判所判例解説（最一次昭39・4・9）昭39・41、金谷利廣「被疑者の逮捕引致後における留置場所変更の適否」刑事判例評釈集26・51、豊田健「被疑者の逮捕引致後における留置場所変更の適否（最高裁判所事例研究二）」法学研究39・10・98、新関雅夫「逮捕後の留置場所変更の可否」令基120、中野佳博「逮捕後勾留請求に至るまでの手続」研修511・99

5 逮捕状の紛失と逮捕状発付に関する事実証明

問題35

逮捕状執行後、司法警察員から逮捕状紛失を理由として、同令状発付の事実に関する証明書の交付申請があった場合、どのように取り扱うか。

(協議結果)

逮捕状の執行後にこれを紛失したような場合は、逮捕手続そのものは適法に行われたのであるから、たとえ逮捕状を紛失したとしても逮捕の効果には何ら影響がなく、身柄拘束を継続することができるが、捜査機関としては、逮捕手続が適法であったことを明らかにする目的で、逮捕状発付の事実に関する証明書の発行を求めてくるものと考えられる。刑訴法及び刑訴規則には、訴訟に関する事項の証明書の交付に関する規定がないので、訴訟法上は交付の請求に応ずる必要はないが、具体的な事情により、司法行政上の裁量として交付請求に応じても差し支えなく、その取扱いとしては、刑訴規則37条に照らし、証明書の発行名義人は書記官とするのが相当であろう。

以上のとおりおおむね意見の一致をみた。

[参考文献等]

刑裁資67・30, 同176・161, 同221・399, 金谷利廣「勾留請求の際検察官が逮捕状等の資料を提供できない場合における勾留請求の適否」令基231

第2編 勾留

第1 勾留一般

1 勾留の要件

(1) 勾留の理由

ア 住居不定

(ア) 被疑者が住居等を黙秘した場合と刑訴法60条1項1号

問題36

勾留質問に際して、被疑者がその氏名、年齢、職業、住居を黙秘したときは、住居について黙秘したことから刑訴法60条1項1号の事由ありと判断できるか。

(協議結果)

「勾留前の陳述聴取にあたり、その氏名、年齢、住居を黙秘した場合には、定まった住居を有しないものとして勾留することを妨げない。」とする高裁判例（東京高判昭27・4・8高刑集5・4・560）はあるが、住居等の黙秘から直ちに住居不定であるとするのは相当でない。このような場合に他の資料によっても結局住居が不明であるときは、住居不定とせざるを得ないが、捜査記録中の資料に、住居を含めて被疑者の身分関係を明らかにするものが含まれているときには、住居不定として取り扱わない方が相当である（同旨、札幌地決昭34・5・29下刑集1・5・1354）、というのが大方の意見であった。

なお、住居がはっきりしない場合でも、家族等の確実な連絡者とか身元引受人がいるときなどには、勾留の必要性がないといえる場合もあるであろう、との指摘があった。

〔参考文献等〕

刑裁資236・171, 伊藤栄樹・三訂刑事訴訟法の実際問題161, 篠田省二「勾留の要件(住居不定・逃亡のおそれ・その他)」捜査法大系Ⅱ・39, 熊谷弘ほか「勾留に関する実務上の諸問題」判タ180・37, 木谷明「被疑者が住居等を黙秘した場合に、刑訴法60条1項1号の事由ありとして勾留できるか」令基141, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(四)改訂版148

(イ) 生活用具を残したまま各所を転々としていた場合と刑訴法60条1項1号

問題37

甲方に住み込みで働いていた乙は、生活用具を甲方に残したまま他に職を求めて約3か月間住居を転々としていたため、住居不定として勾留請求されたが、勾留質問では甲方に帰住する意思とその可能性が認められた。

この場合、住居不定に該当するか。

(協議結果)

協議に際しては、まず、(1)乙が甲方に帰住することが確実であることを前提としても、勾留質問の時点で住居がない以上あくまで住居不定であり、ただ、将来甲方に帰住すれば逃亡のおそれが少なく

なるという意味で、勾留の必要性の問題として考えればよいとする意見と、(2)将来の住居が明確であって、そこに住み込めば逃亡のおそれがなくなるという場合には、むしろ、住居不定に該当せず、その将来の住居が住居となるとする意見が述べられた。

これに対し、甲方に確実に帰住して逃亡のおそれがなくなるということを前提とすれば、罪証隠滅のおそれがない限り、いずれにしても(1)説によれば、勾留の必要性なしとして、(2)説によれば、刑訴法60条1項各号の理由なしとして)勾留請求は却下するという結論になるわけであろうから、問題は、むしろ、甲方に帰住して逃亡のおそれがなくなることがどの程度確実かという点の事実認定にあるのではないかと、そして、この判断については、ケースバイケースでいろいろな条件を考慮する以外に、その際、乙の帰住の意思がどの程度確実なものかを確かめる必要があることはもちろん、甲の乙を受け入れる意思がどの程度のものかという点も重要な判断要素となり、場合によっては、甲に対して受入れの意思を確認するような措置も考えられるのではないかと、という指摘があり、大方の賛同が得られた。

〔参考文献等〕

刑裁資236・170, 篠田省二「勾留理由としての『逃亡のおそれ(住居不定)』」警察学論集21・3・175, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(四)改訂版148

イ 罪証隠滅のおそれ

(ア) 背後関係の未捜査, 事前共謀の未捜査及び共犯者の逃亡と刑訴法60条1項2号

問題38

被疑者の勾留につき、次の(1)ないし(3)の事項は「罪証隠滅のおそれ」の認定の要素として、どの程度考慮すべきか。

- (1) 背後関係の未捜査
- (2) 事前共謀の未捜査
- (3) 共犯者の逃亡

(協議結果)

まず、(1)の背後関係、(2)の事前共謀の点が刑法60条の「罪証隠滅」の対象となるものかどうかの点については、罪証隠滅の対象を厳密に、犯罪の特別構成要件を充足する事実に関する証拠に限るとする見解、刑法104条(証憑湮滅罪)の証憑と同様に、犯罪の成否、態様、刑の軽重に關係を及ぼす情状を決定するに足るべき一切の証憑をいうとする見解等、様々な見解があり、中でも後者の見解が有力に唱えられているところであるが、仮に(1)の事件の背後関係や(2)の事前共謀の点が罪証隠滅の対象となるとの立場に立つとしても、罪証隠滅の可能性等について十分に検討した上で、そのおそれがあるかどうかを慎重に判断することが肝要であろう、ということで意見の一致をみた。

また、(3)の共犯者の逃亡については、罪証隠滅の可能性なり実効性が特に問題となるが、共犯者が逃亡していることは、事案によっては、共犯者自身の罪証隠滅の意図を推認させ、ひいては利害を共通にする被疑者の罪証隠滅の意図を推認させる場合もあるけれども、結局は、事案の性質、被疑者の態度、捜査の進捗状況、被疑者

と共犯者との関係などの諸点をも考慮し、共犯者の逃亡からどの程度被疑者の罪証隠滅の意図がうかがわれるか、予想される被疑者及び共犯者の証拠隠滅の態様はどのようなものか等について、慎重に検討を加えた上で決するほかはない、というのが大方の意見であった。

〔参考文献等〕

刑裁資236・182, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(四)改訂版170, 新関雅夫「犯罪の動機および犯行に至るまでの詳細な経過に関して証拠隠滅のおそれがあるとして勾留することの可否」令基156, 松本時夫「勾留理由としての『罪証隠滅のおそれ』」警察学論集20・2・150, 同20・8・116, 松本時夫「勾留の要件(罪証隠滅のおそれ)」捜査法大系Ⅱ・20, 吉丸真「刑法第60条第1項第2号の『罪証隠滅のおそれ』」司法研修所報28・53

- (イ) 覚せい剤の入手先が不明であることを理由とする勾留及び接見禁止の可否

問題39

覚せい剤約0.4グラム所持の現行犯で逮捕された被疑者が覚せい剤の入手先について明確な供述をしていない場合には、勾留の請求及び接見等禁止の請求について、どのように取り扱うべきか。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

1 覚せい剤の入手先が罪証隠滅の対象になるかという問題については、覚せい剤の入手先が判明してその者の供述が得られるならば、覚せい剤であることの認識や、覚せい剤の所持又は使用事犯の罪体そのものに関する有力な証拠になるし、さらに、どういう立場の者からどういう状況で入手したかという事実が判明すれば、犯罪の動機や常習性、営利性の有無、あるいは覚せい剤の密売組織との関係やその中における地位等、被告人の刑事責任に影響を及ぼす重要な情状になるので、覚せい剤の入手先は一般的には罪証隠滅の対象になる場合が多いと思われる。そして、具体的な事案における罪証隠滅のおそれの有無については、このほかに隠滅の可能性及び実効性の有無、程度に関する事情についても十分に考慮して具体的に判断すべきである。

2 次に、接見禁止ができるのは、逃亡のおそれ、罪証隠滅のおそれが、勾留しただけではまかなえないほど強度の場合に限られるといわれているが、覚せい剤事犯は、組織犯として暴力団等の犯罪集団を背景に行われることが多く、その犯行が経済的利害に結びついているということで、罪証隠滅の可能性も実効性も高いと考えられ、このような犯罪の特質から、覚せい剤事犯については接見等禁止の請求がされることが多いようである。これについても、このような覚せい剤事犯の特質や接見禁止の持つ意味を十分考慮し、具体的事案に応じて個別的に判断すべきである。

【参考文献等】

刑裁資236・198, 神垣英郎「罪証隠滅のおそれの有無の判断にあたり考慮すべき事情、特に飲酒による回想不能の弁解、覚せい剤入手先の秘匿と罪証隠滅のおそれ」令基144, 木谷明「勾留理由として

の罪証隠滅のおそれ、接見禁止理由としてのそれ、権利保釈除外事由としてのそれ、および保釈取消理由としてのそれとの間で、差異があるか」令基148, 高木俊夫「接見等禁止の要件」判タ296・278, 浦和地決平3・6・5判タ763・287

ウ 逃亡のおそれ

(7) 余罪の存在を「逃亡のおそれ」の判断要素とする可否

問題40

勾留請求された当該事件に関して考える限り、勾留理由のいずれにも該当しないと考えられる場合で、警察から検察庁への送致書には「余罪多数あり」の記載があり、被疑者の供述調書にも「私は他に数件の同種犯罪を犯しております。」という記述があるものの、余罪についての資料としては、せいぜい事件目録が付してあるだけでほかに疎明資料がないとき、勾留状を発することができるか。

(協議結果)

1 事件単位の原則によれば、勾留の理由及び必要は勾留請求の基礎となった被疑事実について判断すべきことになるが、この判断をするに当たり、余罪の存在が考慮の対象となるか、ということが設例の問題である。そこで、協議ではまず余罪の存在を勾留理由との関係でみるとどうなるかということが議論されたが、以下のとおりで意見が一致した。

まず、「住居不定」の要件は、被疑事実とは直接関係がないし、まして余罪の有無とは関係がない。また、「罪証隠滅のおそれ」も、同種余罪等の場合を除けば、原則として当該請求の基礎となっている被疑事実について考えるべきものであることは争いのないところであろう。問題は、「逃亡のおそれ」との関係であり、この点については、そもそも逃亡のおそれの有無は、本来犯罪にもならないもろもろの事情を総合して判断するわけであるから、余罪の存在を逃亡のおそれの判断に当たって当然に考慮してよく、そのことは、事件単位の原則と矛盾するものではない。したがって、余罪が多数あるということは、逃亡のおそれの徴憑として考慮に入れてよいと考えられる。

2 次に、余罪の存在がどの程度具体的にないかなければならぬかという問題についても協議した結果、通常逮捕の要件である相当の嫌疑と同程度の嫌疑、少なくともその程度のものが疎明されることが必要ではなからうか、とするのが大方の意見であった。

〔参考文献等〕

熊谷弘ほか「勾留及び保釈実務の実証的研究(一)」司法研修所論集39・1・117、神垣英郎「逃亡のおそれの有無の判断にあたり考慮すべき事情」令基160、篠田省二「勾留理由としての『逃亡のおそれ(住居不定)』」警察学論集21・3・168、末永進「余罪と勾留の理由・必要」判タ296・196

(イ) 交通事犯における呼出し不出頭と勾留の要否

問題41

無免許運転による検察庁の呼出しに3回応じないため、検察官から逮捕状請求があってこれを発付した後、逮捕中求令状起訴がされた。このような場合、勾留の要否はどうか。

(協議結果)

協議の結果、以下のとおりで大方の意見が一致した。

設例で問題となるのは、逃亡のおそれがあるかどうかである。捜査機関からの呼出しに過去3回応じなかったことから推して、被告人が公判期日に出席しないかもしれないといえなくもないが、単に公判期日に裁判所に出頭しないおそれがあるというだけでは、逃亡のおそれがあるとはいえない。被告人の居所がはっきりしており、所在不明となるおそれがないならば、公判廷へ出頭させるためには勾引すれば足りるからである。

結局、設例のような場合には、捜査段階で、呼出しに応じなかった理由について十分弁解を聞いているであろうし、また、裁判官としても、勾留質問に当たって同様にその理由を確認する必要がある、それらの際に被告人が述べた事情に加えて、一件資料から認められる被告人の生活状況、その他犯罪の軽重等を総合考慮して、具体的に逃亡のおそれがあるかどうかを判断していくことになる。

〔参考文献等〕

小林充「正当な理由のない捜査官への不出頭を理由とする逮捕の可否」令基27、島田仁郎「被疑者が呼出しに応じない場合と逮捕の可否」判タ296・78

(2) 勾留の必要性

ア 略式命令請求相当の事件につき勾留することの当否

問題42

公職選挙法違反被疑事件において、事件の内容は買収饗応等実質犯であるけれども極めて軽微であり、いずれ略式命令で終局すると思われる被疑者に対して、勾留の請求がされた場合の措置。

(協議結果)

一般的にいえば、軽微な事案であって、略式命令で終局することが予想される事件についても、まだ捜査が完了せず、逃亡、罪証隠滅のおそれがあれば勾留して差し支えない、ということで大方の意見が一致した。

また、公職選挙法違反事件の買収饗応等の事案においては、資金の流れ、共謀関係等を解明しなければ、事案の真相を発見できないことも多く、その点についての罪証隠滅のおそれが認められることが多いと思われる。ただ、罪証隠滅のおそれは、あくまでも当該被疑者に対する被疑事実についての罪証隠滅のおそれであることに留意すべきであり、他の被疑者に対する別の犯罪事実について証人的立場にある被疑者の供述が、他の被疑者に対する事件の立証に重要であるとの理由でその供述を得るためとか、又は他の被疑者に対する犯罪事実について他の者と通謀して罪証を隠滅するおそれがあるというような理由で、すなわち他の被疑者に対する犯罪事実についての罪証を隠滅するおそれがあるという理由で被疑者を勾留するこ

とが許されないことはいうまでもない。以上のような指摘があった。

〔参考文献等〕

熊谷弘ほか「勾留に関する実務上の諸問題」判タ178・54

イ 逮捕中又は勾留中の者に対する略式命令の請求があった場合の身柄拘束の継続の可否

問題43

逮捕中又は勾留中の者に対する略式命令請求事件につき、次の場合、身柄拘束の継続について留意すべき点は何か。

- (1) 刑訴法463条の規定により通常の規定に従って審判するのを相当と認めた場合。
- (2) 実体法上の問題点あるいは量刑の点についての検討のため略式命令発付の許否の判断を翌日まで持ち越す場合。

(協議結果)

身柄拘束中の者に対して公訴提起と同時に略式命令の請求があった場合、通常事件と同様に勾留中の者については公訴提起後も勾留の効力が継続するかどうか、同じく逮捕中の者については刑訴法280条2項の手續が必要になるのかどうかについては、議論のあるところであり、協議に際しては、専らこの問題に関する一般論が論議された。

消極的な立場として、身柄の確保の必要、特に証拠隠滅のおそれがある場合にはそもそも略式命令をするのが不相当なのであるか

ら、略式命令請求事件には刑訴法60条2項の適用はないとして、身柄拘束は継続しないという考え方も有力に主張された。

しかし、これに対しては、以下のような積極の立場で、大方の意見が一致した。すなわち、公訴提起と同時に勾留の効力が失われると解すべき文理上の根拠がない上、実質的にみて罪証隠滅のおそれがある事件について略式命令の請求がされることは一般的には考えにくいとしても、住居が不定又は著しく不安定なものについて略式命令の請求がされることは十分あり得ることで、この場合少なくとも略式命令の送達のために身柄の確保が必要な事件は少なくないと思われるから、略式命令請求後の勾留がおおよそ法律上許されないとはいえないと考えられる。したがって、勾留中の被告人について、なお勾留の理由及び必要性があれば、特段の処置を講ずることなしに勾留の効力を継続させ、その理由又は必要がないときには勾留取消の手續をし、また、逮捕中の者については、刑訴法280条2項の手續によって勾留するかどうかを決することになり、さらに、勾留中のまま略式命令が発せられたときには、刑訴法345条が根拠となってその告知により勾留の効力が失効することになる。

〔参考文献等〕

土本武司・別冊法学セミナー基本法コンメンタール〔第3版〕刑事訴訟法365、警研修教材79（五訂版）30

ウ 起訴価値はないが、更生施設へ収容の手續をとる必要上勾留することの可否

問題44

起訴価値がないと思われる軽微な無銭飲食等の事案（証拠上犯罪の成立は明白で罪証隠滅のおそれは皆無）で、たまたま被疑者が身寄りのない浮浪者のため、そのまま釈放すれば同種犯行を繰り返すおそれが多分に認められる場合に、当該被疑者を保護団体等の更生施設に収容する手續をとる間（通常2、3日間位）、身柄拘束を必要とするという理由で勾留請求がされたとき、「勾留の必要がある」として勾留することの可否。

（協議結果）

協議においては、刑訴法60条1項1号の住居不定に当たるのではないかと、勾留を認めてよい、とする意見もあった。しかし、以下のような理由から、捜査以外の目的による勾留は許されない、とするのが大方の意見であった。

起訴前の勾留の目的が罪証隠滅及び逃亡の防止にあることは明らかであり、それはあくまで捜査の目的を達成するために設けられたものである。たとえ事案が軽微であっても、捜査のため被疑者の身柄を拘束する必要があるれば、勾留の必要があるといえよう。しかし、起訴価値がないことが明らかな軽微な事案については、捜査が公訴の提起、遂行を目的とするものである以上、既に捜査を行う必要はないともいえるのであり、たとえ刑訴法60条1項各号に該当する場合であっても勾留の必要がないといえる。勾留は捜査のために認められるのであるから、捜査の必要がないのに他の目的にこれを利用することは許されない。

ただ、起訴・不起訴は原則として検察官が判断すべきものであり、いかに軽微な事案であっても諸般の事情によっては起訴相当と

認められる場合もあるのであるから、勾留裁判官としては安易に起訴価値がないとの判断をすることは慎むべきであろう、との指摘があった。

〔参考文献等〕

横川敏雄ほか「逮捕・勾留・保釈」107, 熊谷弘ほか「勾留に関する実務上の諸問題」判タ178・54, 熊谷弘ほか「逮捕・勾留・保釈の実務」97, 神垣英郎「被疑事実は事案軽微で勾留の必要がないが、被疑者を更生保護施設に収容する必要がある場合、収容の手続をとるまでの間被疑者を勾留することの可否」令基164

エ 勾留の必要性の判断に当たって考慮すべき事項

問題45

次の場合、勾留を認めるべきか。

被疑者は暴力団員（被疑者方から遠隔地のAで別件勾留中）が行った賭博に賭客として参加したものであるが、自らは暴力団員ではなく、前科もない。また被疑者は、A地の警察署まで任意出頭し、警察、検察庁では、犯罪事実を詳細に自白しており、その内容は他の関係者の供述とも符合している。

さらに、被疑者の供述によれば、被疑者は妻子とともに居住し、夫婦で牛数十頭を飼育しており、被疑者が勾留されると妻だけでその世話をすることは困難とのことである。

（協議結果）

問題の性質上、協議は一般論にとどまったが、設例の事実関係を

前提にすると、暴力団員は別件勾留中であるし、他の勾留されていない仲間からの働きかけによる罪証隠滅のおそれについてもそれほどないのではないか、また、被疑者の供述が他の関係者の供述とも符合しているということであり、これは勾留の必要性がないとする方向での判断資料といえるであろう、ということで大方の意見が一致した。

また、被疑者の家庭環境に関する供述の資料価値については、本来、勾留の理由、必要性の疎明の責任は捜査官側にあり、被疑者の供述が疑わしいというのであれば、捜査官においてその資料を出すべきであって、その資料を提供しない以上、裁判官としては、被疑者の供述するところから判断するほかはないであろう、との指摘があった。

〔参考文献等〕

佐々木史朗「逮捕・勾留の必要性」令基19, 野間洋之助「勾留の必要性」判タ296・148, 寺尾正二「刑訴第60条論」法曹時報13・9・1, 下村幸雄・刑事裁判を問う16

(3) 少年の勾留

ア 少年を勾留する場合の「やむを得ない場合」の意義

問題46

少年の被疑者につき検察官から勾留の請求があった場合、少年法48条との関係において考慮すべき事項、特に「やむを得ない場合」として、どのようなことが考えられるか。

(協議結果)

少年法48条の「やむを得ない場合」に該当するか否かについては、少年法が少年についてできる限り勾留を避けようとした趣旨を尊重し、個々の事案に即し、具体的に決するべきである、ということで異論はなかった。次いで、従来から論じられている一般的な基準に関して、「やむを得ない場合」の意味は少年に対する事件の各段階において差異があるとした上で、次のような指摘があった。

〔家庭裁判所に送致される以前の段階〕

この段階においては、少年法43条、44条により、原則として少年を勾留することは許されず、勾留に代えて同法17条1項の観護措置によるべきものとされているのであるから、「やむを得ない場合」とは、刑訴法60条の要件がある事件について、観護措置によらず勾留することが「やむを得ない場合」をいうと解すべきである。

(1) 少年鑑別所の施設上の理由に基づくもの

ア 少年鑑別所の収容力に余裕がなく、すでに定員を超過しているような場合には、少年を観護令状により少年鑑別所に収容しようとしても、施設上不可能なのであるから、「やむを得ない場合」に当たるといわざるを得ない。

イ 次に、少年鑑別所が遠隔地にある場合が挙げられる。これは後に述べる捜査遂行上の理由に基づく場合と密接な関係がある。単に捜査が不便であるというだけの理由では、「やむを得ない場合」に当たらないことは当然であり、少年鑑別所が遠隔地にあるため、少年を少年鑑別所に収容しては、捜査上不便であるというだけでは、「やむを得ない場合」に当たらないといえよう。しかし、それによって捜査の遂行上重大な支障を生ず

る場合、すなわち、少年鑑別所までの往復にまる1日を要し、少年を取り調べるため少年鑑別所まで赴くことによって、他の事件の捜査にまで支障を生ずるような場合、被害者、目撃者その他の関係人に少年のいわゆる「面通し」をさせる必要があるが、少年鑑別所が遠隔地にあるため、それらの者に同行を求めることが極めて困難な場合等は「やむを得ない場合」に当たると考えられる。

(2) 少年の個人的事由に基づくもの

これは、少年の年齢、非行歴、性向等からみて、少年を成人と同様に扱っても少年の心身に悪い影響を与えるおそれが少なく、かえって、少年を少年鑑別所に収容すると、そこに収容されている他の少年に悪影響を及ぼすおそれがある場合である。このような少年については、被疑事実の軽重にかかわらず、「やむを得ない場合」に当たると認められる場合が多いであろう。

ただ、この場合においても、少年鑑別所の施設が完備していて、少年を非行度の進んでいない少年から分離して収容することが可能なときは、「やむを得ない場合」に当たらないと考えられる。

(3) 被疑事件の性格に基づくもの

この点に関しては、少年に対する被疑事件を刑事処分相当の事件と保護処分相当の事件とに分け、刑事処分相当と考えられる事件については、家庭裁判所送致前にできる限り捜査を尽くさせるためにも少年を勾留して取り調べる必要があるので、「やむを得ない場合」に当たるとする意見が示されている。

しかし、捜査の当初においては事件の全貌が明らかでなく、刑

事処分相当か保護処分相当かの見極めをつけるのが困難なことも多いし、勾留の請求を受けた裁判官の判断と家庭裁判所の少年審判に当たる裁判官の判断が異なることも十分予想されること、また、刑事処分相当と考えられる事件であっても、すべて勾留によらなければ捜査を尽くせないとは考えられず、観護措置によっても十分な場合があると思われること、などの事情からすると、次に述べる捜査遂行上の理由による判断に当たって事件の性格が考慮されることはあっても、刑事処分相当と認められる事件であるとの理由だけで「やむを得ない場合」に当たるとすることは、「やむを得ない場合」の意義を不明確にする一因にもなると考えられ、疑問であろう。

(4) 捜査遂行上の理由に基づくもの

これについては、捜査の単なる便宜のみのために勾留を認めるべきではなく、勾留によらなければ捜査の遂行上重大な支障を生ぜしめるような場合に限るべきである。

ア 勾留に代わる観護措置は少年法44条3項により期間を10日間と定められており、刑訴法の勾留延長の規定は準用されないと解されるので、事件の性質により当初から10日間で捜査を完了することが不可能と明らかに予想される事件については、少年を最長20日間拘束できる勾留によるのも「やむを得ない場合」があることになろう。

イ 次に、勾留に代わる観護措置には刑訴法81条による接見交通の制限を付することができないと解されているので、接見交通を制限する必要のある事件は「やむを得ない場合」に当たることが多いであろう。

ただ、このア、イの場合には、少年法48条2項により勾留場所を少年鑑別所とすることを検討する必要があると考えられる。

ウ 少年の共犯者が少年鑑別所に収容されているため、更に少年を観護令状によって少年鑑別所に収容すると、共犯者と通謀して罪証を隠滅するおそれのある場合には、共犯者と分離して拘禁する必要上、少年を勾留するのも「やむを得ない場合」があらうと考えられる。ただ、少年鑑別所の施設の状況によって、少年鑑別所内においても共犯者と分離して拘禁することが可能であり、通謀の危険がない場合には、「やむを得ない場合」に当たらないと解される。

エ その他捜査の遂行上の理由に基づき「やむを得ない場合」に当たるものとしては、少年に膨大な証拠物を示しながら取り調べる必要があるが、少年鑑別所に証拠物をすべて持ち込むのが不可能な場合等が考えられる。

以上のとおり、「やむを得ない場合」とは、諸般の事情を総合考慮して具体的に判断しなければならないものであり、少年法の精神を尊重して慎重に決定することが必要であって、安易に流れることは厳に慎むべきである。例えば、少年鑑別所の収容能力の問題についても、検察官に鑑別所の収容状況に関する資料を提出させるとか、絶えず少年鑑別所と密接に連絡をとるなどして、適切な判断を下す必要があろう。

[検察官が少年法20条により送致を受けた後の段階]

この段階においては、明文はないが、少年法43条、44条等の解釈上、勾留に代わる観護措置をとることは許されないと解されてお

り、勾留に代わる代替的な方法は何もないわけであるから、この段階における同法48条の「やむを得ない場合」とは、捜査上の必要性の観点から、少年を勾留するのが「やむを得ない場合」に当たるか否かを判断すべきものであろう。結果として、いわゆる勾留の必要性の判断について、少年であるということを考慮に入れて、成人に比較してやや厳格に行うということになろう。

〔公訴を提起された後の段階〕

この段階においても、少年法20条により送致を受けた後の段階と同様に、公判審理のための必要性の観点から「やむを得ない場合」に当たるか否かを判断すべきであらう。

〔参考文献等〕

刑裁資236・232，家裁資120・751，四ッ谷巖「少年の勾留」捜査法大系Ⅱ・366，神垣英郎「少年の勾留」令基189，角谷三千夫「少年に対する勾留の制限」司法研修所報28・178，野曾原秀尚ほか「少年法48条1項の『やむを得ない場合』の意義」判タ296・312，西村好順「勾留・保釈に関する準抗告の研究」213，及川憲夫「少年に対する勾留の実務上の諸問題」家裁月報34・9・1

問題47

少年甲は、乙と共謀しての自動車窃盗の嫌疑で勾留請求された。刑訴法60条1項の要件が認められるとした場合、少年法48条1項の「やむを得ない場合」に当たるかどうかを判断するに当たり、甲にシンナー吸引の余罪があるときには、この余罪捜査の必要が捜査遂行上の理由となるか。

また、乙が既に少年鑑別所に身柄を拘束されている場合、あるいは少年鑑別所が片道車で1時間20分、電車で50分かかる場所にある場合はどうか。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

- 1 少年法48条1項の「やむを得ない場合」の有無の一般的な判断要素としては、(1)少年鑑別所の施設上の理由に基づくもの、(2)少年の個人的事由に基づくもの、(3)捜査遂行上の理由に基づくものなどが考えられている。

このうち、捜査遂行上の理由については、一般に、捜査の単なる便宜のために勾留を認めるべきではなく、勾留によらなければ捜査の遂行上重大な支障を生ぜしめるような場合に限られるべきであるとされている。その具体例としては、①勾留に代わる観護措置は、その期間が10日間とされており、刑訴法の勾留延長の規定は準用されないと解されるから、事件の性質により当初から10日間で捜査を完了することが不可能と明らかに予想される場合、②勾留に代わる観護措置には刑訴法81条による接見交通の制限を付することができないと解されているので、接見交通を制限する必要がある場合、③少年の共犯者が少年鑑別所に収容されているため、更に少年を少年鑑別所に収容すると、共犯者と通謀して罪証を隠滅するおそれがある場合、④少年に膨大な証拠物を示しながら取り調べる必要があるが、少年鑑別所に証拠物をすべて持ち込むのが不可能な場合等が挙げられる。

ただ、このうち①及び②の場合には、少年法48条2項により勾

留場所を少年鑑別所とすることを検討する必要がある（なお、少年鑑別所では、全国的に単独室と共同室を設けており、勾留された少年は単独室に収容し、接見禁止の措置も有効にとり得る状況にあるという指摘があった。）。また、③についても、少年鑑別所の施設の状況によっては、少年鑑別所においても共犯者と分離して拘禁することが可能となる場合もあろう。

2 ところで、設例はシンナー吸引に関して余罪捜査の必要があるとされる場合かどうかということであるが、勾留の理由及び必要は勾留請求の基礎となった被疑事実について考えるべきであるから（事件単位の原則）、少年法48条1項の「やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断に当たっても、あくまで勾留請求の被疑事実についての捜査の遂行上「やむを得ない場合」であるか否かを検討すべきであり、原則として余罪の捜査の関係を考慮すべきではなく、このことは、余罪が甲の自供のみであった場合であると、甲の自供のほかにも疎明資料がある場合であるとを問わないのではないか。結局、余罪であるシンナー吸引の事実についての捜査の必要性あるいはその捜査遂行上の諸事情を、「やむを得ない場合」に該当するか否かの判断の際に考慮することは原則として許されないものというべきであらう。

3 また、共犯者の乙が既に少年鑑別所に身柄を拘束されている場合にはどうかということであるが、このような場合、甲を少年鑑別所に収容すると、乙と通謀して罪証を隠滅するおそれがあるのではないかということが問題になる。この点についても、事案の性質・内容、これまでの捜査の経過、被疑少年の態度等に照らし、乙と通謀して罪証隠滅をすることが具体的に予想される場合

かどうかについて慎重に検討するとともに、検察官に対し、少年鑑別所内においても共犯者と分離して拘禁することができないのかどうかという点についても疎明資料の提出を求めた上で、その請求の当否を判断すべきである。

4 次に、少年鑑別所が遠隔地にあるため、少年を少年鑑別所に収容することにより、捜査の遂行上重大な支障を生ずる場合、すなわち、少年鑑別所までの往復にまる1日を要し、少年を取り調べるために他の事件の捜査にまで支障を生ずるような場合、あるいは、被害者、目撃者その他の関係人に少年のいわゆる「面通し」をさせる必要があるが、少年鑑別所が遠隔地にあるために、それらの者に同行を求めることが極めて困難な場合等は、「やむを得ない場合」に当たるとされている。

一般的に言えば、往復3時間も4時間もかけて捜査をしろというのは捜査官に酷ではないか、そこまで求めるとすると捜査官の担当する他の事件の捜査まで支障を来すことになるのではないかと、思われるが、少年鑑別所が片道車で1時間20分、電車で50分かかる場所にあるという程度では、直ちにそのような意味での遠隔地ということにはならないであらう。そこで、この所轄警察署と少年鑑別所との間の所要時間は一つの大きな判断要素ではあるが、独立のファクターではなく、今後の捜査の程度・方法、すなわち、どれだけの捜査をする必要があるか、引き当たり捜査の必要性があるか、目撃証人等に面通しをさせる必要があるか、実況見分に立ち会わせる必要があるか、多数の証拠を示して取り調べる必要があるか、等の事情との兼ね合いにおいて判断すべきことになろう。その結果、具体的な捜査の程度・方法によって

は、あるいは積極的に傾く場合もあるかもしれないが、いずれにせよ、往復の距離、所要時間だけではなく、今後の捜査の内容等についても、検察官に対し、十分に釈明を求めた上で慎重に判断するべきである。

[参考文献等]

問題46と同じ

イ 16歳未満の少年の勾留と「やむを得ない場合」の意義

問題48

道路交通法68条違反被疑事件の被疑者である15歳数か月の少年につき、

- (1) 他に共犯者が多数存在する
 - (2) 犯行現場で「引き当たり」の必要がある
 - (3) 少年鑑別所に「面通し」の設備がない
- ことを理由に勾留請求された場合の処理。

(協議結果)

以下のような意見が出され、大方の賛同を得た。

- 1 16歳未満の少年に対する勾留の可否については、刑事処分に対する道が閉ざされている(少年法20条但書)ことから、このような少年に対して刑事処分を目的とする勾留は許されないという考え方もある。しかし、勾留を刑事処分のみを目的とするものと限定して考えるべき理由はなく、最終的には保護処分が相当とされる事案においても捜査を尽くす必要がある、そのために勾留が必

要な場合もあるから、少年が16歳未満であるというだけの理由で勾留が許されないと考えるべきではないという考え方もあり、これが実務でも多数説であるように思われる。ただし、「やむを得ない場合」かどうかの判断に当たっては、勾留が少年の心身に与える影響を十分考慮する必要がある、その際、少年の年齢が極めて重要な判断要素になると考えられることから、実際上は16歳未満の少年を勾留するには特に慎重な配慮が望まれる。

- 2 被疑事実が道路交通法68条違反(共同危険行為)の事案である点については、少年の処遇上の問題点として、この種の事案にかかわる少年は、自動車を遊び道具のように考え、初めから道路交通法規を遵守しようという気持ちを欠いたまま無謀運転に及び、日常生活においても自動車等を媒介として不良交遊グループを形成し、規律ある生活習慣に欠ける上、一般に非行の傾向もみられるなど、かなり問題性を有する者が少なくないとされている。
- 3 そこで設例について検討すると、(1)ないし(3)の事由が認められるからといって、直ちに「やむを得ない場合」に当たると判断するのは相当ではなく、少年の犯行への関与の態様を明らかにする必要がある。そして、暴走族のリーダーとして共同危険行為をリードした少年については、罪証隠滅を防止する必要性が高い上、場合によっては少年院送致も十分予想されることから、勾留という強制処分を行っても、家裁における終局処分とのバランスを失するということが比較的少ないといえるであろう。これに対し、付和随行者にすぎないことが明らかな少年については、必ずしも他の共犯者と通謀する蓋然性が高いとはいえないし、犯行現場での「引き当たり」も、他の年長少年について行えば足りると

いう場合も少なくなく、「面通し」の必要性もさほど高いとはいえないと思われる。このように勾留の必要性は必ずしも高くない上に、事案の軽重、少年の非行歴、生活態度、家庭環境等によっては、家裁において、少年の年齢も考慮し、不処分又は審判不開始の処分にすることもあり得るので、そのような場合には、勾留することが終局処分とのバランスを失することともなろう。したがって、付和随行者にすぎない少年、特に16歳未満の少年については、勾留が相当でない場合が多いであろう。

- 4 なお、当該少年がリーダー格か付和随行者か明らかでない場合、あるいはリーダー格ではないが他の共犯者が判明しない場合など、捜査の必要性が高い場合であっても、少年が16歳未満であることにかんがみると、直ちに「やむを得ない場合」に当たるとすることは相当ではなく、事案の軽重、少年の非行歴、生活態度（特に、少年の学校における態度）、家庭環境等を十分に考慮した上、慎重に判断すべきであろう。

〔参考文献等〕

問題46に掲記のほか、向井千杉「共同危険行為事犯の処理をめぐって」家裁月報34・4・19

問題49

15歳の少年2名に対し、殺人の被疑事実で勾留請求がされた場合、勾留することの判断基準はいかにあるべきか。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

- 1 まず、16歳未満の少年に対する勾留の可否については、これらの少年は刑事処分に対する道が閉ざされているから、刑事処分を目的とする勾留処分を行うことは許されないとする消極説がある。しかし、少年に対する勾留を刑事処分を目的とする処分と限定して考えるべき理由はないし、保護処分が相当な事案においても捜査を尽くす必要があり、そのために少年を勾留する必要がある事件も存することなどから、少年が16歳未満というだけの理由で一律に勾留が禁じられることはないと考えられる。もっとも、消極説の説くところも傾聴すべき点を含んでおり、また、「やむを得ない場合」の判断に当たっては、少年法を踏まえ、勾留が少年の心身に与える影響を考慮する必要がある。その意味で、少年の年齢が極めて重要なファクターになると考えられることから、16歳未満の少年を勾留する際には、特に慎重な対処が望まれよう。
- 2 次に、設例であげられている殺人事件のように、事件の内容が凶悪であり、その社会的反響が大きいことなどは、いわば被疑事件の性格の問題であって、それ自体が直ちに少年法48条1項の「やむを得ない場合」であることを肯定する要素とまではいい難いと思われる。せいぜい、こうした事件の性格から、慎重な捜査が要請される結果、例えば、少年に膨大な証拠物を示して確認する必要が生じるなど、捜査遂行上の理由の判断に当たって考慮すべき場合があるにすぎない。
- そこで、「やむを得ない場合」に当たるかについて捜査遂行上の理由との関係で考えると、(1)取調べ終了までにかかりの時間を

要するという場合は、勾留に代わる観護措置は少年法44条3項により期間を10日間と定められており、刑訴法の勾留延長の規定は準用されないと解されるので、事件の性質により当初から10日間で捜査を完了することが不可能と明らかに予想される場合には、勾留によるのもやむを得ない場合があるろうし、(2)少年2名による共犯事件であることからして、少年らを観護令状によって少年鑑別所に収容すると、通謀して罪証を隠滅するおそれがあると認められる場合(ただし、この点については、少年鑑別所の施設の状態によって、少年鑑別所内においても共犯者と分離して拘禁することが可能な場合もある、との指摘があった。)、(3)少年に膨大な証拠物を示しながら取り調べる必要がある場合で、少年鑑別所に証拠物をすべて持ち込むのが不可能な場合、等については「やむを得ない場合」に当たることがあると考えられよう。

3 結局、少年が16歳未満であることや勾留が少年の心身に与える影響とともに、以上のような捜査遂行上の具体的な必要性等について慎重に検討を行った上で、少年法48条1項の「やむを得ない場合」に当たるかどうかを判断することになるものと思われる。一般的には、このような捜査遂行上の必要性が強い場合には、16歳未満の少年であっても「やむを得ない場合」に当たるとされることがあり得ると思われる。

なお、仮に勾留することが相当と判断した場合であっても、16歳未満の少年や前歴のない少年等心身の発達が不十分で、代用監獄に勾留した場合、心理的、肉体的に悪影響を受けやすいと思われる少年については、少年鑑別所に勾留するのが相当な場合が多いと思われる。

もっとも、最後の点に関しては、事案によっては、共犯者との通謀のおそれがあり、証拠物の展示、引き当たり、面通し等の関係で、捜査上重大な障害が生じる可能性も考えられるので、これらの事情についても検討の上、勾留場所を定めるべきである、との指摘があった。

[参考文献等]

問題46と同じ

ウ 少年の勾留の場合の「やむを得ない場合」等についての判断資料

問題50

少年の被疑事件に対する勾留請求について、少年法43条3項の「やむを得ない場合」の有無はどのような資料に基づいて判断すべきか。

例えば、当該裁判所の所在地に少年鑑別所がないというだけで、勾留請求がされた場合の取扱い。

(協議結果)

「やむを得ない場合」の疎明資料については、少年については鑑別所という原則があるから、相当厳格に調査し、釈明させた上で勾留するかどうかを判断すべきであり、少なくとも検察官からメモ書き程度の資料は出させ、そのメモどおりのことがあるかどうか捜査一件記録を検討し、疑問があるときには、遠慮なく電話等で照会して確かめるべきであろう、との意見が出され、異論がなかった。

なお、特定の庁では、検察庁と警察とが協議して定型用紙を作り、勾留が必要で勾留場所を警察の留置場にしてほしいときには、その定型用紙に警察の留置場に入れる必要性を記載させるようになっていて、それでも不十分な場合には、電話で検察官に釈明を求めているとの紹介があった。

また、少年鑑別所が遠隔地にあるということは、「やむを得ない場合」に当たるかどうかを判断する一つの大きな要素ではあるが、独立の要素ではなく、今後どれだけの捜査が残っているか、引き当たり捜査の必要があるか、目撃証人等に合わせる必要があるか、実況見分に立ち合わせるか、証拠をたくさん突き合わせて取り調べる必要があるか等の事情との兼ね合いにおいて考えるべきであり、このような捜査の必要性が認められる場合を考えると、その場合でも往復3時間も4時間もかけて捜査をしるというのでは捜査官に酷であり、遠隔地ということで「やむを得ない場合」に当たると判断されることもあろう、ということで大方の意見が一致した。

〔参考文献等〕

問題46と同じ

エ 少年の勾留場所

問題51

少年の勾留場所について

- (1) 被疑少年を勾留する場合、勾留場所を少年鑑別所に指定するのは何歳くらいまでが相当か。
- (2) 少年鑑別所に勾留することが相当と認められる年齢の少

年であっても、非行歴があり犯罪が悪質重大な事案の場合には、勾留場所を代用監獄である警察署に指定する運用も考えられるが、これについてはどうか。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

- 1 一般に、少年の勾留場所を少年鑑別所と指定することのメリットとしては、①少年鑑別所は、少年の観護及び鑑別を行う機能を有する施設であり、少年の身柄を確保する場所としてふさわしいこと、②拘置所や代用監獄と違って刑事拘禁的色彩がないので、少年に対し不必要な動揺を与えるおそれが少ないこと、③成人犯罪者との接触を完全に避けられることなどが挙げられている。したがって、勾留場所を少年鑑別所とする勾留は、少年の情操保護という面では、勾留に代わる観護措置に近いものであり、拘置所や代用監獄よりは優れているといえると思われる、少年事件については、捜査段階においても保護事件としての性格を考慮すべきであることからすると、個々の具体的ケースにおいて、その勾留場所の指定に当たっては、少年鑑別所の存在を十分に考慮した上、捜査遂行上の必要性和少年の情操保護を比較衡量し、慎重に決すべきである。
- 2 (1)について、以上のような点を考慮すると、16歳未満の少年や前歴のない少年のように、心身の発達が不十分で、代用監獄等に勾留した場合には心理的、肉体的に悪影響を受けやすいと思われる少年については、少年鑑別所に勾留するのを相当とする場合が多いであろうが、年長の少年の場合であっても、心身の発達が不

十分に影響を受けやすい傾向が強いことがうかがわれるときには、少年鑑別所を勾留場所とするのが相当な場合がある。少年の勾留場所はその年齢によって一律に決定するのではなく、一件記録や勾留質問の結果等から当該少年の性格、心理的、肉体的状態等を把握した上で、捜査遂行上の諸事情を併せ考え、個々の具体的なケースごとに慎重に判断することが必要であろう。

- 3 次に、(2)については、非行歴があり犯罪が悪質重大な事案の場合には、一般論として、このような少年は犯罪に対する親和性が相当に進んでおり、代用監獄に勾留したとしても心理的、肉体的にさほど悪影響を受けないと判断されることが多いと思われること、悪質重大な事案の場合には、被疑少年の取調べとともに、実況見分や引き当たり等綿密な捜査が行われることなどから、勾留場所として代用監獄が指定されることが比較的多くなるのであって、少年の年齢に比較して事案を重視するということではないと思われる。また、年少少年は、前記のとおり、一般的には少年鑑別所を勾留場所とすることが相当とされる場合が多いであろうが、年少少年であっても、その勾留場所を代用監獄と指定することがおよそ許されないものではないだろう。要するに、少年の勾留場所の指定についても、勾留の可否の問題と同様、少年法を踏まえ、個々の具体的なケースに即して、当該少年の年齢、非行歴、性行、捜査の必要性等の事情を十分に考慮した上、少年の情操保護と捜査の必要性とを比較衡量することが必要であり、事案の重大性や少年の年齢によって一律的な判断基準を設定することは困難であるし、相当でもないと思われる。

[参考文献等]

家裁資120・803, 小津博司「勾留請求」刑事裁判実務大系11・401

オ 少年の勾留につき観護措置相当と認めた場合の措置

問題52

少年に対し、覚せい剤の自己使用を被疑事実とする勾留請求があった場合に、観護措置の方が適当と考えられたとき、どのように対処すべきか。

(協議結果)

- 1 まず、覚せい剤事犯の捜査上の特色として、覚せい剤や尿の鑑定に日時を要し、10日間で捜査を完了することができない場合があること、暴力団等を背景とした組織的犯罪であるため、事案解明のために入手先まで明らかにする必要があることが多く、接見を禁止する必要も多いことなどが挙げられる(「やむを得ない場合」の一般的基準については、問題46, 47の協議結果参照。)が、このような特色から直ちに勾留することが「やむを得ない場合」に当たるとすべきではなく、一般の事件と同じように少年法を踏まえ、特に心身の発達が不十分な少年に対して勾留の及ぼす心理的、肉体的な悪影響を考慮し、事案に即して個別的に十分検討した上で妥当な処分をすることが必要である。
以上の点では、意見が一致した。
- 2 次に、このような検討の結果、勾留することが「やむを得ない場合」に当たらず、観護措置が適当と考えられる場合の措置につ

いては、大方の意見は次のとおりであった。

勾留状発付は適当でないとして観護令状を発付する場合の手続については、本来、勾留請求があって「やむを得ない場合」に当たらないと認められれば、請求を却下すべきであり、当初の勾留請求に当然に観護令状の請求が含まれているものと解することには無理があること、また、勾留請求を直ちに却下することなく、検察官に対して観護令状の請求に直すように釈明して、最初からその請求があったものとして観護令状を発付するという取扱いは手続的に疑問があることに照らすと、手続を明確にする意味で、検察官から予備的に観護令状の請求をさせた上で、勾留請求を却下して、観護令状を出すという運用が妥当である。

ただし、勾留に代わる観護措置の請求も、刑訴法204条、205条の制限時間内（身柄送致を受けてから24時間以内）に行わなければならないと解されるので、勾留請求に対し観護措置が相当と判断した時点で、既にこの制限時間を経過している場合には、勾留請求を却下することになる。

〔参考文献等〕

問題46に掲記のほか、木谷明「少年の勾留請求につき、観護措置を相当と認めた場合の措置」令基283、近藤和義「少年に対する勾留と勾留に代る観護措置との関係」司法研修所報28・166、細川清「勾留の請求があった場合に観護措置が相当と判断した場合の措置」判タ296・314、中田昭孝「少年の勾留場所」判タ296・316、根岸重治「少年事件の捜査段階における勾留に代る観護措置について」警察研究34・1・53

2 勾留の手続

(1) 勾留質問

ア 刑訴法207条2項の「速やかに」の意義

問題53

勾留請求と勾留質問（ひいては勾留状発付）との間の時間的制限をどのように考えるか。

（協議結果）

協議の結果、以下のような指摘がされ、特に異論がなかった。

刑訴法207条2項の「速やかに」とは、一定の時間的制限というべきものではなく、受理後判断のために必要な合理的時間の範囲内という趣旨と解される。裁判所としては常にこの合理的範囲内で勾留事務を処理できるような態勢をとっておく必要がある。

次に、裁判所側が処理態勢を整え、裁判官が勾留質問のための被疑者の連行を求めても、警察の事務上の都合等により被疑者の裁判所への連行が遅れる場合のように、請求後請求者側の理由で身柄が来ないことがある。このように処理の遅延する原因が請求者側にある場合にどうするかという問題がある。捜査機関としては身柄拘束の制限時間内に勾留請求をすればよいのではあるけれども、例えば、余罪捜査のために身柄を使っていて、そのために身柄の到着が遅れるということであれば、これは不当な拘束ということになる。このように、一口に事務上の都合といっても、具体的事案によって異なる判断となるのではないだろうか。

結局、「速やかに」ということは全体を見て速やかにということ

であり、令状の発付までにある程度の時間が経過したからといって、それだけで速やかでないということにはならないであろう。いずれにしても、なるべく長い時間的間隔を置かないように、警察、検察庁との協議及び裁判所側の処理態勢についての配慮が必要である。

〔参考文献等〕

書研研修教材125（改訂版）124、竹崎博允「勾留質問」続実例刑訴24

イ 別件勾留中、求令状起訴があった場合における勾留質問のための被告人呼出しの手続

問題54

勾留事実を起訴せず、別件勾留中求令状の起訴がされた（いわゆる令状差換え）。この場合、勾留質問のため被告人を裁判所に呼び出すには召喚状を必要とするか。

（協議結果）

勾留中の被告人を別の事実について何らの手続を要せず裁判所に出頭させることができるという法律上の根拠はないから、一般的に言えば、設例の場合も召喚が必要であると思われる。ただ、この場合監獄にいる被告人に対しては、刑訴法65条3項の適用により監獄官吏に対する通知によって、また、裁判所に事実上連行されている被告人に対しては、同法274条を類推適用して、被告人に通知することにより、それぞれ召喚状の送達があったと考えられ、召喚状が必要な場合はほとんどないであろう。

以上が大方の意見であった。

なお、刑訴規則67条1項が勾留のための召喚の場合にも適用があるとすることは、手続の要迅速性にかんがみ問題があるのであって、同項の適用はないと考えられる、との指摘があった。

〔参考文献等〕

小林充「いわゆる令状差換の手続とその際勾留質問を行なうため被告人を裁判官の面前に引致する手続」令基172、中島卓児「勾留及び保釈に関する諸問題の研究」司法研究報告書8・9・194、奥山恒朗「令状差換（勾留中求令状起訴のとき）の手続」司法研修所報28・147、熊谷弘ほか「勾留に関する実務上の諸問題」判タ179・79

ウ 勾留請求を受理した裁判所以外の裁判所で勾留質問を行うことの可否

問題55

他の簡易裁判所に填補中、所属庁に被疑者の勾留請求があった事件について、被疑者の身柄を填補庁（自動車で片道1時間半くらい）に連行させて勾留質問を行い、所属庁所在地の警察署に勾留することはどうか。

（協議結果）

勾留質問を勾留請求された裁判所の庁舎以外の場所で行うことについて、最三決昭和44年7月25日（刑集23巻8号1077頁）は、警察で行った勾留質問は違憲であるとの主張に対して、憲法32条は裁判所以外の機関によって裁判されることがないことを保障するもので

あって、裁判を行う場所についてまで規定したものではないから、警察で勾留質問をしても違憲とはいえないと判示している。そこで、被疑者を勾留請求された本務庁ではなく、填補庁に出頭させ勾留質問すること自体は、法律上も可能であると思われる。結局、設例のような事例は、被疑者を填補庁に出頭させることにより勾留質問が早く行われるという利益と、他面そのために被疑者が引き回されるという不利益及び本務庁では勾留質問が遅れるという不利益との利益衡量の問題であると考えられる。ケースバイケースということになるが、どちらかといえば、填補庁での勾留質問よりは本務庁に帰ってから勾留質問した方がより好ましいであろう。

以上のとおり大方の意見が一致した。

〔参考文献等〕

小田健司「勾留裁判官は管轄区域外で勾留質問をすることができるか」令基183, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(五)13

エ 勾留質問が不可能な場合にとるべき措置

問題56

覚せい剤取締法違反の被疑事実で勾留請求された被疑者が、覚せい剤による中毒症状を呈して、勾留質問を了解できない状況にあると認められる場合、いかなる措置をとるべきか。

(協議結果)

協議の結果、多数の意見は次のとおりであった。

被疑者の中毒症状がどの程度のもので、どれくらい継続するかと

いうことを見極めることがまず必要であり、1日程度待てば勾留質問が可能になるという見通しが立つならば、回復を待ってそれから勾留質問を行うことになろう。なお、刑訴法207条2項は、勾留質問自体も速やかに行うように定めているものと解されるが、被疑者が比較的短期間のうちに回復すると予測される場合には、「速やかに」の要件は、通常の場合よりもある程度幅を認めてよいと考えられる。

次に、短期間のうちに中毒症状から回復する見込みが立たず、勾留質問は不可能であるが、勾留の理由と必要はあるという場合については、設例の事案は被疑者が自己の責任で勾留質問を受けることが不可能な事態を招いたという意味で、被疑者が逃亡している場合に準じて考えることができるので、刑訴法61条ただし書により、勾留質問の手続を経ることなく勾留できると考えられる。この場合、被疑者が弁解能力を回復したときは、その時点で改めて被疑事実の告知をすることが必要となろう。以上の意見が多数を占めた。

これに対し、設例の場合は、被疑者が自ら逃亡して弁解の機会を放棄した場合とは異なるのであり、刑訴法61条ただし書を類推することはできないのではないかと、したがって、この場合には、勾留質問不能を理由として勾留請求を却下するべきではないか、との意見も有力に主張された。

〔参考文献等〕

竹崎博允「勾留質問」続実例刑訴24

オ 被疑者勾留の際の事実取調べの方法、程度

問題57

被疑者の勾留に際して、事実の取調べはどの程度行われているか。

(協議結果)

被疑者の勾留も一つの裁判（命令）であり、勾留の裁判をするに
ついて必要があるときは、刑訴法43条3項により事実の取調べをす
ることが許され、その方法としては、刑訴規則33条3項により証人
を尋問し又は鑑定を命ずることができるとされている。ただ、実際
には、勾留の裁判に迅速性の要請があることや、密行性が要求され
る捜査段階であること等の特殊性から、事実調べの範囲、方法等につ
いてはかなりの制約があるものと解され、運用上も本格的な事実
調べが積極的に行われることはそう多くない。

以上が大方の意見であったが、個別的には以下のような指摘が
あった。

- (1) 勾留請求の手続的な要件が遵守されているかどうかの事実調
べについて、逮捕前に任意同行の形で警察への出頭を求められ
たが、その任意同行が実質的には逮捕と同視し得る拘束状態に
よって行われたというような場合には、その実質的な身体拘束
の時を逮捕の始期とみて勾留請求までの制限時間を計算すると
いう扱いがかなり見られるようであり、そのような事例では、
任意同行の状況等について、何らかの事実の取調べが行われて
いる例が少なくない。
- (2) 罪を犯したと疑うに足る相当な理由の有無については、通
常は検察官側の提出する資料だけで判断するのが原則であっ
て、特に犯罪の嫌疑の疎明が十分でないときに、いわば検察官

の手伝いをするような形で事実の取調べを行うことは、勾留の
裁判が主として捜査機関の捜査権の行使に対する司法的抑制と
いう役割を期待されていることからすると疑問であって、せい
ぜい検察官側の注意を促す程度、例えば不注意で提出し忘れた
とみられるような資料を提出させるといった限度にとどめるべ
きであろう。

逆に被疑者の側の弁解が、それ自体では嫌疑の存在を否定す
るまでには至らないが、少し事実の取調べをしてみれば、その
弁解があるいは真実であるということが判明する可能性がある
というような場合には、事実の取調べを行っても勾留の裁判の
司法的抑制という機能とも矛盾するものではないから、ある程
度の事実調べは認めてよいと思われる。

- (3) 勾留の理由の有無については、主として住居不定と認められ
るか否か、逃亡のおそれが認められるかどうか、更には勾留の
必要性があるかどうかといった点の判断のために、例えば、被
疑者の住居の確認や身柄引受人の有無等について事実調べを
行った例がある。
- (4) 事実の取調べの方法については、勾留の裁判の迅速性の要請
から、本格的な証人尋問、鑑定等は疑問であり、被疑者の家族
等に電話等で連絡して出て来てもらって事情を聞くといった方
法、更には警察に依頼して簡単な調査をしてもらうといった方
法によっているのが実情であろう。

なお、事実調査の結果については、準抗告審の審理に備える
意味からも、何らかの形で記録に残しておくのが相当であろう
と思われる。

〔参考文献等〕

原田修ほか「勾留質問」刑事実務ノート3・192, 小林充「被疑者の勾留に際してどの程度事実の取調ができるか」令基234, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(四)改訂版165, 松尾浩也「勾留の手続」捜査法大系Ⅱ・76, 熊谷弘ほか「勾留に関する実務上の諸問題」判タ179・81

カ 冒頭手続終了後被告人を勾留する場合の勾留質問の要否

問題58

刑訴法291条の冒頭手続後に勾留状を発する場合には, 同法61条の勾留質問は不要か。

(協議結果)

協議の結果, 以下のような意見が述べられ, 特に異論はなかった。

最三決昭和41年10月19日(刑集20巻8号864頁)は, 勾留をする裁判所が, 既に被告事件の審理の際, 被告事件に関する陳述を聞いている場合には, 改めて刑訴法61条の勾留質問をしなければならないものではない旨を判示しており, これによると, 冒頭手続終了後は勾留質問の必要がないということになるものと思われる。ただ, 勾留質問は単に事件についての弁解を聞くというだけでなく, 場合によっては, 勾留の必要性との関係で被告人からその生活状況等について事情を聞く必要があるということもあろうかと思われる。そこで, 審理の過程でそのような点についても既に明らかになっている

のであれば, 改めて勾留質問をする必要はないということになるだろうが, 審理がまだ初期の段階にあり, 被告人の身上関係等勾留の必要性の判断に影響を及ぼす事情が裁判所に分かっていない時点で勾留するかどうかを判断する場合には, そのような事情につき被告人の陳述を聞くために, 勾留質問をした方がよいと判断されることもあるだろう。したがって, 設例については, 個々の事件によって扱いが異なってくると思われる。

〔参考文献等〕

坂本武志・最高裁判所判例解説(最三決昭41・10・19)昭41・193, 清野寛甫「第一回公判期日後に勾留する場合と勾留質問の要否」判タ296・234, 団藤重光・条解刑事訴訟法上141, 田宮裕「上訴申立後の原審の勾留」判タ183・13, 原田修ほか「勾留質問」刑事実務ノート3・190, 大阪高決昭48・11・20判時727・104

キ 外国人被疑者の勾留質問における通訳人の選任, 通訳人尋問の方式及び通訳人の宣誓

問題59

外国人被疑者の勾留質問において, 次の事項についてはどのように対処しているか。

- (1) 通訳人の選任について
- (2) 通訳人尋問及び宣誓の方式について

(協議結果)

協議の結果, 以下のとおり大方の意見が一致した。

〔(1)について〕

勾留質問の際の通訳人の選任については、検察庁で依頼した通訳人を利用しているケースが多く、場合によっては、警察官が通訳人を務めている例もある。

勾留質問の場合、裁判所が通訳人選任の必要性を知るのは、通常は検察庁から勾留請求があってからであり、しかも速やかに勾留質問を行わなければならないので、改めて独自のルートで通訳人を選任するだけの時間的余裕が少ないこと、また、勾留質問手続は公判審理での供述等の通訳の場合と異なり、供述の細かいニュアンスが事実認定に微妙に影響を及ぼすといったような、通訳人の立場によって生ずる危険性がそれほど高くないと思われることからすると、現状では、このような扱いもやむを得ないと思われる。

しかし、検察庁側で用意した通訳人を利用する場合、通訳人が警察官であったり、取調べ時の通訳人が引き続いて通訳にあたる場合が多いことから、日本の法制度に通じない被疑者が、裁判所の行う勾留質問の意義を十分に理解できない可能性がある上、裁判所で人選ができないために、中には裁判制度に慣れていない通訳人が紹介されることがあり得ることは否定できない。そこで、このような場合には、裁判官から被疑者に対して、勾留質問手続の性質について、捜査機関とは別個の立場から裁判官が身柄拘束の必要性を判断するため行う手続であることを説明し、不慣れた通訳人については、法廷通訳ハンドブックなどを利用して勾留質問手続の意義と内容を十分理解してもらうなどの配慮が必要であろう。もちろん、先に述べたような時間的制約の中でも、裁判所

として独自の通訳人を選任することができる体制があれば、そのほうが望ましいことは明らかである。

〔(2)について〕

勾留質問における通訳人尋問及び宣誓については、通訳人から氏名等を明らかにしないことを希望されることがあり、通訳人の住所、氏名等を被疑者の前でどの程度言わせるかという問題がある。

これについては、公判段階における尋問への当事者の立会権を認めた規定（刑訴法178条、171条、157条）の準用はないし、實際上、数名の被疑者の通訳を一人の通訳人が行うような場合の手間を考えると、一々被疑者の前で人定尋問を行い、通訳を命じ、宣誓をさせる手続を行うことなく、これらを済ませた上で被疑者を入室させるという取扱いをすることができようから、そのような配慮をすることも十分考えられる。もっとも、それでは被疑者は通訳人がどのような立場の者か分からず、特に、捜査機関と同じ通訳人に通訳させる場合は、捜査機関の者が裁判所での手続にも同席しているとして奇異に感じたり、あるいは、勾留質問を捜査の一環と誤解することにもなりかねない。したがって、実際上の取扱いとしては、被疑者の前で人定尋問を行い、通訳を命じ、宣誓をさせて、「自分は、いまこの事件の通訳に当たるよう裁判官から命じられ、誠実に通訳を行う旨の誓いをした。」との趣旨を、通訳人から被疑者に説明させることが相当と思われるが、人定尋問の具体的方法としては、「氏名、年齢、住居、職業はこの用紙に書かれたとおりですか。」と確認するとどめ、宣誓についても、宣誓書を朗読してから名前を言う必要はない旨、事前に

言っておくことによって、手続の公正らしさと通訳人の氏名等を明らかにしないこととの調整を図ることが相当である。

〔参考文献等〕

渡邊忠嗣ほか「刑事裁判手続における涉外関係上の諸問題」司法研究報告書30・2・50, 57, 刑執資5・4, 35, 92, 刑執資7・1, 59, 大石忠雄ほか「涉外刑事事件における書記官事務の研究」書記官実務研究報告書23・2・48, 154, 石丸俊彦ほか・刑事訴訟の実務下361

ク 多数外国人被疑者の勾留手続

問題60

集団不法入国事案等の日本語を解しない多数の外国人被疑者に対する勾留質問に当たって、どのような点に留意する必要があるか。

(協議結果)

協議の結果、以下のとおり大方の意見が一致した。

多数外国人の勾留質問を行う場合には、まず、当然のことであるが、勾留請求に関しては、事件発生の連絡を受けてから僅かの期間で勾留質問の態勢を整えることが必要となるので、できるだけ早期の例えば逮捕の連絡を受けた段階で、裁判官、書記官その他の職員の勾留請求予定日の期日等の予定を確認し、全庁規模での対応策を協議し、速やかに処理態勢の検討に入ることが重要である。その際、特に通訳人の確保が重要であり、検察庁に照会して、被疑者の

国籍、言語を早急に把握し、特に中国人の場合には、北京語以外の言語の通訳を必要とする場合もあるので、それも確認した上で、早急に通訳人の確保に務める必要がある。

また、勾留質問を円滑に行うためには、検察庁に対して、当日勾留質問に当たる裁判官数を連絡し、これに応じて事案別、言語別等に勾留質問手続が最もスムーズに進むような被疑者のグループ分けをしてもらい、そのグループ毎に証拠書類（共通の書類の謄本と当該グループの被疑者関係の書類）をまとめて提出することを要請することが相当と思われる。

さらに、同一の被疑事実で多数の者の勾留請求がされた場合に、当該裁判官が担当する被疑者全員に共通する手続をまとめて行うことは、全体として相当の時間節約になり、また時間をかけて丁寧に説明することも可能となるので、有効な方法であると思われる。ただ、一括して説明しても、各人の理解度には格差があると思われるので、各人から事情を聞く際に、あらためてその理解を確認することは必要であろう。

まとめて行う範囲については、通訳人の宣誓、勾留質問手続の趣旨の説明や、黙秘権、弁護人選任権の告知のほか、被疑事実が共通する場合には、被疑事実の告知が考えられる。この場合に被疑事実の告知まで行かについては議論があらうかと思われるが、個別質問の際に理解を確認することを前提とすれば積極的に考えてもよいように思われる。なお、その際被疑事実についての弁解は引き続いて個別に聞く旨の説明を加えておくことが相当と考えられる。迅速化という観点からは、さらに進んで、被疑事実についての弁解聴取も含め、個別的事項も被疑者全員を集めたままで行うということも考

えられないではないが、他の被疑者の発言の影響を受けるというようなおそれもあるので、やはり、被疑事実についての弁解聴取やウィーン条約に基づく領事館等への通報の要否の確認は、一人ずつ勾留質問室に入れて行うことが適当と思われる。

〔参考文献等〕

渡邊忠嗣ほか「刑事裁判手続における涉外関係上の諸問題」司法研究報告書30・2・100、大石忠雄ほか「涉外刑事事件における書記官事務の研究」書記官実務研究報告書23・2・33～69、刑執資5・8

(2) 勾留状の作成

勾留状の被疑事実の要旨の記載に逮捕状の記載を利用することの可否と、その場合の契印

問題61

被疑者に対する勾留状に、被疑事実を「逮捕状記載の被疑事実のとおり」と記載する場合、逮捕状との間に契印を必要とするか。

(協議結果)

勾留状については、逮捕状についての刑訴規則145条のような規定が存在しないので、原則としては、勾留状自体に勾留の理由となる被疑事実を記載すべきであるが、逮捕状記載の被疑事実と勾留の理由となる被疑事実とが同一である場合は、刑訴規則145条を類推適用し、逮捕状を勾留状に添付してその記載を利用するという方法

も違法とはいえないであろう。この場合には、刑訴規則218条、49条にいう引用とは異なるので、必ず逮捕状を添付し契印すべきである。ただし、逮捕状を引用するという方法はあくまでも便法であり、実際上も極めてまれに行われるに過ぎないものであって、やはり、勾留状に被疑事実を記載する取扱いが望ましい。

以上のとおり意見が一致した。

〔参考文献等〕

訟執資41・14

(3) 勾留通知

ア 被疑者（被告人）が被通知人を申し出ない場合の勾留通知の要否

問題62

被疑者（被告人）を勾留する場合、被疑者（被告人）が親族に勾留通知することを欲しないときの取扱い。

(協議結果)

被疑者、被告人が勾留通知を希望せず、刑訴法79条後段の指定を拒んでいる場合には、同条の通知義務はないものと解される。この場合にも勾留裁判官の裁量によって、同条所定の者が判明している限り、そのうち適当と認める者1人に通知するという運用が相当か否かについては、被疑者、被告人の積極的意思に反してまで通知をする必要はないのではないか、というのが大方の意見であった。

ただ、被疑者が少年であって観護措置をとる場合には、少年審判

規則22条により、保護者又は付添人への通知が義務づけられていることは注意を要するところであり、また、成人の場合であっても、実務的には、本人が拒んだ場合、通知の趣旨を説明して、その意思を再確認したり、気持ちが変わって親族等への通知を希望しなくなったら、警察官に申し出て通知をしてもらうように話すことも行われている、との指摘があった。

〔参考文献等〕

刑裁資67・82, 同140・69, 金谷利廣「被疑者(被告人)が被通知人を申し出ない場合と勾留通知の要否」令基181, 熊谷弘ほか「勾留に関する実務上の諸問題」判タ179・75, 生田瑞穂「勾留の通知」判タ296・174, 神垣英郎「勾留の附随手続」捜査法大系Ⅱ・121

イ 近親者以外の者に対する勾留通知

問題63

勾留通知先について本人の近親者等(刑訴法79条後段)があっても、それ以外の者で、本人の申出があり、かつ、本人の保護更生のためにはより有力と認められる者がいるときは、その者に通知するということはどうか。

(協議結果)

勾留の通知については、法律の建前上、被疑者に弁護人がいない場合、刑訴法79条に規定する者を本人が指定しなければ、通知義務はないと解される。問題は同条後段の者がいる場合に、被疑者がこれらの者への通知を希望せず、あるいはこれを拒み、その他の者へ

の通知を希望する場合、いかにすべきかということである。このような場合には、被疑者に対して、本条の通知の趣旨を十分に説明し、納得させることが第一であろうが、本人がどうしてもその他の者への通知を希望する場合には、その者が雇主等で相当と認められる場合に限り、その者に通知することもやむを得ない。

以上のおりで、意見が一致した。

〔参考文献等〕

問題62と同じ

ウ 電話による勾留通知

問題64

電話で勾留した旨の通知をする運用の是非。

(協議結果)

取扱いの実情としては、郵便により通知している庁が多かったが、電話による庁あるいは併用している庁も数庁みられた。一般論としては、電話による通知の方が郵便よりも料金が安いこと、郵便は地域によって時間がかかることなどから、勾留されたということを迅速に通知するためには、電話による通知の方がよいとも考えられるが、被疑者の名誉、プライバシーの保護という点では、封書に比べると問題が残るのであって、どちらの方法がよいということは一概にいえず、各庁の実情に応じた運用を行うということになる。ただ、電話を用いる場合は、相手を確認した上で用件を話すようにするなど、被疑者の名誉について十分配慮する必要がある、

ということで大方の意見が一致した。

〔参考文献等〕

刑裁月報資料編12・10・743, 刑裁資140・69, 生田瑞穂「勾留の通知」判タ296・175

エ 外国にいる者に対する勾留通知

問題65

外国人被疑者の勾留質問に際し、同人が母国にいる家族に勾留通知を希望している場合、どのような処理をすべきか。

(協議結果)

1 協議に際しては、まず理論的に、外国に居住する者に対して、裁判所が勾留通知をすることが我が国の裁判権の行使に当たるかどうかという問題が議論された。

これについて積極説は、勾留通知は裁判所の義務であるばかりでなく、親族等に弁護人選任、勾留理由開示請求、接見、差入れ等の機会を与える機能を果たすものであるから、勾留通知は裁判権の行使に当たるとしている。この説に立つと、我が国の裁判所が司法共助のルートを通すことなく外国に居住する者に通知することは、その国の主権を侵すことになり、許されないことであるから、被疑者が希望した場合でも裁判所において外国に居住する者に対し直接勾留通知することは裁量としてもできないし、その義務もないということになる。

これに対し消極説は、勾留通知は、被疑者が勾留されたという

事実を知らせることにとどまり、通知を受けた者あるいは勾留された者に対し何ら法的効果を生じさせるものではなく、したがって、当該外国の主権に何らの影響を及ぼすものではない、むしろ当該国民の利益を擁護するものであるから、外国の主権を侵害するような裁判権の行使とまでは考える必要はなく、もし勾留通知をそのような裁判権の行使と解すれば、大使館等の公館は不可侵とされており、そこで裁判権を行使することはできないから、そこに勾留通知をすること自体も違法になるはずであり、そのような結論はおかしいとしている。

協議においては、両説が述べられ、消極説の方が多数であったものの、いずれかの説に一致するというにはならなかった。

2 もっとも、協議の結果、実際の運用に関しては、大方の意見は次のとおりでまとまった。

(1) いずれにせよ、外国に居住する者に対して勾留通知をすることは、通信手段の問題や言語の問題、その間にかかなり時間がかかると思われること等の諸点を考えると実際問題としてなかなか困難な面があり、また通知を受けた場合の対応等、実際の効果の面からしてもそれほど意味があるとも思われない。刑訴法79条が「直ちに」と規定していることからしても、刑訴法はそこまで予定しているとは考えられないから、裁判所としては、外国に居住する者に対して直ちに通知する義務はないと思われる。現に前記消極説も、前述のように考えるとしても、裁判所が外国に居住する被疑者の親族に対して勾留通知をするべきであるということにはならないとしているので、この説に立つとしても、裁判所としては通知の義務はない、裁量として

できるかという問題については、できないとまではいえないけれども通常はやらない、というような結論になるとと思われる。

- (2) 結局、このような場合、実際の運用としては、まず日本国内にいる被疑者の友人、知人等あるいは被疑者の出身国の大使館ないし領事館を勾留の通知先とすることが被疑者にとって最も適当と思われることも十分に説明するべきであろう。そして、被疑者がどうしてもという場合に、事案によっては外国に居住する者に対して勾留通知をすることを考えるということになるものと思われる。

〔参考文献等〕

刑裁資221・94、渡邊忠嗣ほか「刑事裁判手続における涉外関係上の諸問題」司法研究報告書30・2・101

3 勾留場所

- (1) 勾留場所を他庁管内所在の代用監獄とする勾留請求の適否

問題66

甲簡易裁判所管内に居住する被疑者に対する勾留請求（被疑事件の内容は地方裁判所管轄のもの）を、同裁判所の管轄地方裁判所の所在地の乙簡易裁判所に対して行い、勾留場所は甲簡易裁判所管内所在の代用監獄とするような勾留請求に対する取扱い。

（協議結果）

- 1 協議に際しては、このような場合、被疑者の身柄は、勾留質問

のためいったん甲地から乙地まで連行され、更に甲地に連れ戻され、起訴になると再び乙地に移監されることになり、甲、乙地間の距離の遠近等にもよるが、専ら捜査側の便宜のために、被疑者の身柄を不当に取り扱うことになるのではないか、という意見も出た。

- 2 しかし、これに対しては、次のとおりの意見が述べられ、大方の賛同を得た。

勾留請求に当たってその勾留場所をいかに定めるかについては、甲地、乙地間の距離だけではなく、その他の種々の事情を考慮しなければならないと思われる。その一つとして捜査上の必要性という観点からみると、例えば、被害者その他の参考人が甲地の近くに多く、参考人等の供述と被疑者の供述とを随時対比しながら取調べを進めることが必要な事件では、甲地に勾留する方が適当だといえるであろうし、また、被疑者の面通しをする必要がある場合で、これらの者に乙地まで出向いてもらうのが困難なときは、被疑者を甲地に勾留する方が相当と思われるときもあり、その他犯行場所の引き当たり捜査をする必要がある場合にも、同様のことが考えられるのではないかとと思われる。

一方、被疑者にとっても、自分の居住地の近くに勾留されることによって家族との接見、差入れ等に便宜、有利な面もあり、事件が地裁管轄の事件であるとしても、将来起訴されて乙地へ移されることになるか否かも捜査段階ではまだ不明である点をも考慮すると、なおさら甲地を勾留場所とされる方が被疑者にとっても有利な場合が多いのではないかと想像される。

もっとも、被疑者の弁護人が乙地に居住している場合、弁護人

との接見等の関係で被疑者にとっては乙地の方が有利であると考
えられる事情もあろうから、被疑者のこの利益は勾留場所を定め
るについて十分考慮されなければならないが、それら双方の事情
を考慮しても、なお甲地を勾留場所とすることが相当とされる場
合も決して少なくないであろう。

したがって、このような勾留請求を一般的に被疑者の身柄を不
当に取り扱うものであると評価することはできないのではないかと
思われる。

〔参考文献等〕

刑裁資236・251

(2) 被疑者の勾留について勾留場所を代用監獄とすることの当
否及びその判断基準

問題67

被疑者の勾留場所を定めるに当たって、代用監獄、拘置所の
選別基準はどのようにしているか。

(協議結果)

1 協議の結果、おおむね次のような意見で一致した。

現行法の解釈としては、勾留場所の指定は裁判官が当該事件に
ついて存する諸事情を勘案して健全な裁量によって決めるべき事
項であり、代用監獄を勾留場所とするには特段の事情ないしはや
むを得ない事情を要するというものではない。結局、勾留場所の
指定は裁判官の裁量判断事項であり、個々の事案ごとに、そこに

存する種々の具体的事情を総合的に比較衡量した上で、適当と認
められる場所を選択すべきものであろう。実際の実務でも、個々
の具体的事件においては、事件の性質、被疑者の年齢、心身の状
況、被疑者の供述態度、拘置所と代用監獄の所在地、交通事情、
引き当たりや面通しの必要性、あるいは証拠品の数量等、諸般の
事情を総合考慮した上、拘置所と代用監獄のどちらを勾留場所と
するのが適当かを判断しているのが実情であり、拘置所には、原
則的な勾留場所とされたときに予想される被勾留者の人数に対応
する収容能力がないことなども考えると、今後もこのような運用
を続けていくことになろう。

2 また、これに関連して次のような指摘があった。

拘置所が原則であり、代用監獄が例外であるとする考え方は、
まず、その基盤に代用監獄の構造、設備、そこでの被疑者に対す
る処遇及び取調べに対する否定的な評価があると思われるが、そ
のような問題があったとしても、それは具体的事件において勾留
場所を指定する際に考慮されるべき事項であるにとどまるので
あって、これを法解釈上、原則、例外の関係を認めるという形で
反映させるのはいささか無理があるのではないと思われる。

次に、原則、例外の関係があるとする考え方は、監獄法の文理
解釈として、監獄法1条3項の文言に「代用」とあるのは代用監
獄が例外であることを示す趣旨であると考えているようである。
しかし、監獄法上いかなる場合に代用できるかについて定めた規
定はなく、代用監獄での未決拘禁も、場所が留置場であるという
だけで、未決拘禁作用そのものとしては拘置所でのそれと特段の
差異があるものとされているわけではないと思われる。また、被

疑者にとって最も重要な時期と思われる逮捕直後の拘禁場所については特に法令上の規制はなく、むしろ警察の留置場が予定されていると解される。このようなことからすると、監獄法の「代用」という文言から、拘置所と代用監獄の間に原則、例外の関係があると解するのには、無理があるのではないかと考えられる。この「代用」とある点は、むしろ本来逮捕後の留置に用いられる営造物を、監獄としても用いることができるということを明らかにした趣旨であると解するのが自然であると思われる。

〔参考文献等〕

刑裁月報資料編 2・9・35, 同 9・5 = 6・405, 刑裁資 236・245, 警察庁刑事局「警察の留置場を勾留施設として用いる制度に関する警察の考え方」警察学論集 32・10・150, 金谷利廣「被疑者の勾留場所を代用監獄とするには特段の事由を要するか」令基 264, 加藤義樹「勾留場所を代用監獄とすることの可否」判タ 296・176, 宮崎礼彦ほか「逮捕・勾留の場所（付・代用監獄）」刑事手続上 277, 荒木伸怡・裁判—その機能的考察 319, 下村幸雄・刑事裁判を問う 29, 坪田輝夫「勾留場所の決定に関する裁判例（準抗告決定）とその考察」警察学論集 43・6・52, 小津博司「勾留請求」刑事裁判実務大系 11・399, 吉田昭・捜査手続法精義（3訂版）998, 京都地決昭 59・9・8 判タ 544・280, 大阪地決昭 59・10・1 判タ 544・280

4 勾留場所の変更, 移監

(1) 移監の同意の許否

ア 移監の同意に際して考慮すべき事項及びその疎明資料

問題68

移監同意については、どの程度の資料により、どの程度の審査をすべきか。

(協議結果)

協議の結果、以下のとおり意見の一致をみた。

移監には、(1)警察の代用監獄から拘置所への移監、(2)拘置所から警察の代用監獄への移監、(3)他の代用監獄への移監がある。

(1)の代用監獄から拘置所への移監については、拘置所に移すことによって被告人の防禦活動に不利益を与えるおそれもなく、処遇の面で悪化することも通常はないので、求同意書のみで無条件に許してよいと考えられる。

(2)の拘置所から代用監獄への移監は、いわゆる現場引き当たりのためにする場合と余罪の取調べのためにする場合とがあり、前者の場合は、拘置所の人的能力の面で一々これに付き添って行くのは困難であるため代用監獄へ移監するわけで、この場合、引き当たりの必要性の疎明があれば、移監を認めても差し支えないと考えられる。後者の余罪の取調べのためにする場合は、(3)の代用監獄から他の代用監獄へ移監する場合と同様に考えられる。

(3)の代用監獄から他の代用監獄への移監は、主として余罪の取調べのためにされるが、このような場合、余罪について逮捕状が発付されているか又は逮捕状を発付できる程度の疎明がある場合、あるいは被告人の同意がある場合に限って移監を認めるという取扱いが一般に行われているが、それが相当であると考えられる。また、こ

の類型の移監は共犯者多数の場合で、共犯者間の通謀を防ぐためにすることもありますが、この場合もその事実の疎明があれば移監を認めてよいと考えられる。

なお、移監の同意をすべき裁判官は、法律上、勾留裁判官に限られるものではないと思われる。

〔参考文献等〕

刑裁資67・373，同236・257，川上美明「移監同意の基準」判タ296・238，山本茂ほか「地裁裁判官のした勾留に対し簡裁判事が移監同意をすることの可否」判タ296・246，本吉邦夫「勾留の場所」捜査法大系Ⅱ・181，法曹会編・例題解説刑事訴訟法（五）39

イ 余罪捜査のための移監の可否（余罪につき逮捕状を発付することの要否・適否）

問題69

甲裁判所で勾留審理中の被告人につき、乙裁判所管内の警察において余罪が発覚し、捜査の必要上、甲裁判所に同人の移監の同意を求めたところ、余罪の逮捕状を携行しなければ同意できないとの意見であったとして、乙裁判所に対し余罪の逮捕状を請求してきた。

この場合、逮捕状を発付することの適否。

（協議結果）

協議の結果、次のとおりの意見が述べられ、特に異論はなかった。

被告人の移監は、裁判所の審判の円滑な進行に影響するので、その観点からのチェックをするために裁判長の同意を要するものとしてとされており、昭和25年3月16日付け最高裁判事局長通知（刑裁資67・373）も、余罪捜査のためのみの必要から被告人を他の監獄に移すことに同意を求められた場合の措置につき、「裁判所の審判に特別の支障のない限り、同意するのが相当である」と述べている。しかし、移監についての裁判長の同意が、この点に尽きるものとみてよいものであるかは検討を要するところであり、これに加えて、その移監によって被告人がたらい回しにされることになり、被告人の防禦活動、処遇に関し著しい不利益を生じないかどうかという点も、その判断内容に入るものと解すべきであろう。そうすると、裁判所としては、果たして余罪が存在するか否かについても疎明させ、その余罪捜査のために要する日数等も把握した上、審判に対する支障の有無、被告人の権利を害しないか否かを慎重に判断して、移監に同意するか否かを決すべきであると思われる。

これに対して、そもそも単に余罪捜査の必要のためだけで移監することは許されないとする考え方もある。これは、被告人は、余罪捜査を受けるために他の監獄に移される理由はないのであって、必要があれば勾留監獄に向いて捜査するのが原則ではないか。何よりもある事実についてされている勾留を、単に余罪捜査のための理由で移監されることになると、専ら余罪の捜査のために本来の勾留が利用されるという外観を呈し不当である。もし被告人を移監して取り調べる必要があるならば、その余罪について逮捕状を執行した上、身柄を移す関係を明確にして行うべきである、というものである。そこまで徹底しないでも、余罪捜査のための移監を厳格に解

し、余罪捜査の必要があるときは、実際にその余罪について逮捕状を請求させるか、あるいは被告人の同意書を提出させて移監に同意する方法をとる考え方も有力である。

逮捕状を要求した甲裁判所の措置は、このような考え方によるのではないかと思われる。したがって、もし疎明資料からみて移監して捜査する必要があると判断されるならば、それについての逮捕状を発付して差し支えないし、むしろそうすることが、このような疑義を解消することになるとも考えられる。

〔参考文献等〕

問題68に掲記のほか、熊谷弘ほか「勾留に関する実務上の諸問題」判タ181・36、川上美明「余罪捜査のための移監の適否」判タ296・240、木谷明「余罪捜査のための移監の可否—余罪につき逮捕状を発付することの要否、適否」令基272、石井隆之「勾留中の被疑者、被告人を別件余罪で逮捕することの問題点」別冊判タ11・134

ウ 引き当たり捜査のための数個の移監についての一括同意の可否

問題70

窃盗被告事件で勾留中の被告人に対し、同種余罪（逮捕状の発付はなく、疎明は捜査報告書のみである。）について、引き当たりのため2日間移監の必要があるとして、A拘置支所からB代用監獄に（復路はその逆にして）、それぞれ移監の同意を求める申立てがあった。

(1) 移監に同意できるか。

(2) 復路について移監の同意をあらかじめすることができるか。できるとすれば、期限付移監の同意の方法はどうか。

（協議結果）

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

1 (1)の余罪捜査を理由とする移監については、これを無制限に認めることは、勾留の事件単位の原則との関係で問題があり、慎重な取扱いを要すると思われる。単に抽象的に余罪が見込まれるというだけで移監に同意するのは相当でなく、引き当たり捜査をすべき余罪について逮捕状が発付されている場合にはその写しを疎明資料として提出させ、そうでない場合には逮捕状を発付するに足りる疎明を要求する取扱いが一般に行われているところであるが、もとより、そのほかに余罪の程度、捜査のために要する日数等をもの確に把握した上で慎重に決すべきである。

余罪について逮捕状を発付するに足りる程度の疎明があるかどうかは、具体的な捜査報告書の内容いかんにもかかわるわけで、直ちにどうかということは分からない。ただ、同種の窃盗の余罪につき「引き当たり」捜査を行うためというのであるから、一般的には余罪についての被告人の自白があるものと思われ、また、それに沿った被害届等が出ているのであれば、一応犯罪の嫌疑について疎明ありということができるとと思われる。この点が不明確なようであれば、適宜釈明を求めるなどして追加資料の提出を求めることが当然必要になるのではないか。その結果、逮捕状を発付することができる程度の疎明があるということになれば、引き当たり捜査の必要性が認められる限り、公判への支障がないかど

うかを判断した上で、移監に同意することになる。

2 (2)については、実務上、往路、復路各別に移監の請求書を出させて同意するというのが一般のようである。復路については、2日とか3日とか限定的に特定できれば確定日付ということもあるが、むしろ多くの場合には引き当たり捜査完了後直ちにというようなことで、具体的な日時までは入れずに同意していると思われる。

これに対し、期限付移監の同意という方法については、余罪捜査の日数をあらかじめ明確に限定しておこうとの趣旨で考えられたものであろうが、まず理論上それが可能かという問題がある。そのほか実際問題としても、単にA拘置支所からB代用監獄に期限付移監を同意するだけだと、往路はともかく、その期限が過ぎた場合、B代用監獄に在監している被告人がそれからどこへ行くかということは解決されないのではないか。すなわち、A拘置支所からB代用監獄へ2日間移監することに同意すると表示されているだけでは、2日間経過後当然にB代用監獄からA拘置支所へ身柄を戻すことにはならないものと思われる。やはり、この場合、改めて検察官にB代用監獄からA拘置支所への移監の同意を請求させ、これに対する同意をするという構成をとらない限り、A拘置支所へ身柄を戻すという復路の移監はできないのではないかと考えられる。また、1通の同意書でまかなうということになると、どうしても具体的な期限を特定する必要が出てくるが、捜査の段階ではなかなかそこまで確定できないという点もある。

したがって、あらかじめ復路の移監についても同意するという方法が実務の運用として広く行われており、手続の明確性の点か

らも相当であることなどを考えると、あえてこのような実務の通常の方法によらず、期限付同意の方法をとることはないと考えられる。

[参考文献等]

問題69と同じ

エ 勾留中の被疑者又は被告人を、余罪に関して日帰りの引き当たり捜査に同行することについての裁判官の同意の要否

問題71

勾留中の被疑者又は被告人を、余罪引き当たり捜査のため犯罪現場に同行する必要があるとして、検察官から裁判官又は裁判所に対し、その旨の通知ないしは同意等を求める申出がされた場合の取扱い。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

勾留中の被疑者、被告人を移監する場合には、裁判長の同意が必要とされている(刑訴規則80条)が、これに対し、移監を伴わない被疑者、被告人の引き当たり(日帰りできる場合の引き当たり)等については、このような同意が必要とされていない。ただ、被告人を余罪捜査のために現場に同行するような場合には、公判期日に裁判所への出廷に支障を来すおそれがあるということも考えられるので、検察官が被告人の護送指揮をする場合、事実上あらかじめ裁判

所の了解を得ておくことは好ましいことであるといえる。しかし、この点についての検察庁の実務は統一されておらず、裁判官、裁判所への通知等がされない場合もあるし、護送指揮書が出されない場合もあるようである。また、そのような同意を求められた場合に裁判官が同意を与えなかったとしても、それは法的には何ら意味を持たず、検察官が犯行現場へ同行することは差し支えないし、裁判官が同意を与えた場合にも、被疑者、被告人の身柄に関する検察官の責任が解除され、裁判官が責任を負うということにはならないと考えられる。なお、被疑者については、公判審理の都合ということも考えられないから、事実上の同意を求められた際には、一般的には拒む理由はないと思われる。

〔参考文献等〕

川上美明「移監同意の基準」判タ296・238

オ 勾留執行停止の取消後収監前に元の勾留場所以外の場所へ収監することの同意を求められたときの措置

問題72

勾留の執行停止の取消決定の執行により再収監する場所は、執行停止当時の場所と同一でなければならないと思われるが、次のような事例については、どのように取り扱うべきか。

勾留中の被告人が外科手術の必要のため、勾留執行停止によってA代用監獄を出所し、制限住居に指定された病院に入院して手術を受けたが、間もなく同病院から逃亡したので執行停止が取り消された。その後、逃亡中に新たな罪を犯した嫌疑によ

って逮捕され、現在B代用監獄に勾留されている。

検察官は、この嫌疑事実の取調べの必要があることを理由に取消決定を執行し、B代用監獄に収監したいとして、あらかじめその同意を求める請求をしてきた。

この検察官の請求を、通常に移監についての同意請求と同一に取り扱ってよいか。

（協議結果）

協議の結果、以下のとおり、意見が一致した。

勾留執行停止の取消による再収監の場所は最初に勾留したA代用監獄であるから、B代用監獄に収監するには本来移監の同意がなければ執行できないことになるわけである。もっとも、設例のように既に身柄がB代用監獄に勾留されている場合は、いわば移監の事後承認ということになり、ひいては観念的な移監の同意が必要ということになる。しかし、これは執行停止の取消決定の執行ではないので、仮にB代用監獄に勾留される根拠となっている新たな事実について釈放されるような場合には問題が生ずる。したがって、移監の同意の前に勾留執行停止取消決定の執行をしておくべきである。

〔参考文献等〕

堀内国宏「もとの勾留場所以外の場所への収監と移監同意の必要性の有無」判タ296・242

カ 地裁裁判官のした勾留について簡裁裁判官が移監の同意をすることの可否

問題73

地裁の裁判官がした起訴前の勾留処分について、簡裁へ移監の同意を求めてきた場合の処置。

(協議結果)

協議の結果、以下のような意見が示され、特に異論はなかった。

原則的には、地裁の裁判官が勾留した被疑者の移監については、その裁判所所属の裁判官が処理することになるが、地裁の裁判官が全員不在で急を要するような場合には、簡裁への処分の嘱託もできないことであり、刑訴規則299条を類推して検察官から簡裁に請求させ、簡裁の裁判官が処理することになろう。

もっとも、本来的には、必要な場合に地裁の裁判官がいなかったり、所在不明であったりすることのないような執務態勢をとっておくことが肝要である、との指摘があった。

[参考文献等]

刑裁資67・373, 山本茂ほか「地裁裁判官のした勾留に対し簡裁判事が移監同意をすることの可否」判タ296・246

キ 公判期日に出頭させるための移監についての同意の可否

問題74

被告人が公判期日に拘置所から警察官に護送されて裁判所へ出頭する際、拘置所から最寄りの警察署に移監する形式(復路はその逆)を採っている場合、裁判所で移監の同意をすること

は必要か。

(協議結果)

設例のような場合であっても、身柄に関する責任者が変わるのであるからやはり移監であると考えられ、したがって、裁判所としても、同意・不同意の判断をせざるを得ない、ということで大方の意見が一致した。

このように専ら公判期日への出頭確保を理由とする拘置所から最寄りの警察の代用監獄への移監指揮は実際上かなり行われており、この運用は主として拘置所の人手不足が原因であると思われるが、移監の指揮の形式ではなく押送のみの嘱託の形式では、そもそも警察にこのような形で身柄について責任を負う公法上の義務があるのか疑問であり、拘置所と警察のどちらが最終的に身柄の責任を負担するのか不明確ともなる。したがって、実効性のある戒護をするためにも、移監の指揮の形式によるべきであろう。

[参考文献等]

刑裁資174・271

(2) 職権による移監

問題75

(1) 裁判所(官)が職権で移監することの可否。

(2) 上記(1)の点について積極的に解し、移監をする場合、その主文の内容はどうすべきか。

(協議結果)

〔(1)について〕

刑訴法及び刑訴規則が、勾留の裁判があった後の勾留場所の変更を第一次的には検察官の権限であるとしていることは明らかであり、職権による勾留場所の変更については何ら規定がない。そこで、積極、消極両説成り立ち得るところであるが、裁判所は勾留中の被告人の身柄について職権で配慮し、必要な措置をとる一般的な権限を有していること（このことは、職権による勾留の取消し、勾留執行停止、保釈等の規定が存することからも明らかである。）からして、勾留後の事情変更により現在の場所に勾留しておくことが著しく相当性を欠くに至った場合には、そのような一般的な権限に基づいて、職権により勾留場所の変更ができると考えられる、ということで意見が一致した。

なお、このような積極説の考えに立つとしても、裁判所が自由な裁量で勾留場所を変更できるとするのは相当でなく、むしろ現在の場所に勾留しておくことが著しく相当性を欠き、法の趣旨に反することになるという場合にのみ、変更できるとすべきではないか。また、そのような場合に職権による移監を認めるとしても、その事情は本来検察官も認識しているはずのことであるから、裁判所が検察官に事情を聞き、かつ、そのような事情なら移監したらどうかと促せば、検察官もそれに従って移監するというのが通常であろうと思われ、実務上も、そのような取扱いが穏当であろう。そうすると、勾留場所の変更の裁判ができるとしても、そのような裁判は、検察官が合理的な理由がないにもかかわらず裁判所の勧告に従った措置をとらない場合に、非常の手段と

して行うという位置付けになるのではないか。以上のような指摘があった。

〔(2)について〕

職権により移監をする場合の主文については、「被告人につき、○月○日にした勾留の裁判のうち、勾留場所として代用監獄○○警察署とあるのを○○拘置所と変更する。」とする考え方と、「検察官は、被告人を代用監獄○○警察署から○○拘置所へ移監せよ。」とする考え方とが紹介されたが、前者が相当であるということ異論がなかった。

〔参考文献等〕

判裁資236・261, 旭川地決昭60・3・1判時1168・161, 金谷利廣「裁判所が職権で移監することの可否」令基276, 小川宜夫「職権による移監の適否」判タ296・244, 河上和雄「職権による勾留場所の変更の可否」続実例刑訴30, 西村好順「勾留・保釈に関する準抗告の研究」210, 宮崎礼壹ほか「逮捕・勾留の場所（付・代用監獄）」刑事手続上275, 曾田正和「移監」刑事実務大系11・441

(3) 少年のみなし勾留における移監の同意の要否及び移監の同意について判断すべき裁判官

問題76

少年の被疑者に対する次のような事例において、

- ① 甲簡裁で警察署留置場に勾留
- ② 乙家裁で観護措置決定（少年鑑別所に収容）
- ③ 乙家裁で検察官送致決定

④ 検察官が警察署留置場に収監指揮

⑤ 検察官が甲簡裁に対し、拘置所に移監したい旨請求

(1) 検察官の収監指揮により警察署に留置することの当否

(2) 移監の同意の請求について甲簡裁裁判官が同意することの当否はどうか。

(協議結果)

協議の結果、次のとおり意見の一致をみた。

1 少年の被疑者について少年法17条1項2号の観護措置が維持されたまま、検察官送致され、同法45条4号によって勾留とみなされた場合の勾留場所の問題については、多数説の説くところと、収監の手続によるとする検察実務の取扱い(注)とに差異がある。しかし、家庭裁判資料120号「改訂少年執務資料集(二)の上」635頁に登載されている最高裁判所事務総局家庭局の見解のとおり、解釈上は、少年審判規則20条により少年法17条1項2号の決定の場合には、少年鑑別所を指定することになっており、それがそのまま勾留に切り替わるのであるから、少年鑑別所が勾留場所になる。したがって、これを拘置監に移すには移監の手続、つまり裁判官の同意が必要ということになると思われる。したがって、(1)の収監手続により警察署に移監したことの当否については消極に解することになる。

もっとも、この場合でも、勾留の効力については、東京家決昭和57年8月5日(家裁月報35・9・125)が述べているように、移監について裁判所あるいは裁判官の同意を得なかった手続的瑕疵がみなし勾留自体を違法にするほどに重大なものとは考えられな

いので、勾留を取り消すことは相当でない。また、事後的処置として、職権で少年鑑別所に移監を命ずることが考えられるけれども、一般的には改めて警察署留置場への移監の同意の請求があれば、おそらく応じざるを得ないであろうから、結局検察官が違法な移監をしたことを理由として職権で移監を命ずることは適当でないであろう(もちろん、例外的に職権で移監を命じてでも身柄を少年鑑別所に置いておく必要があるようなケースであれば、これを考慮することになる。)

2 次に(2)の移監の同意について判断すべき裁判官は誰かという点についても、家庭裁判所の裁判官とする考え方、地方裁判所の裁判官とする考え方、そのいずれでもよいとする考え方があるが、この点について家庭局は、「少年法45条4号、少年審判規則24条の2により実質的には家庭裁判所の裁判官が勾留の裁判を行ったものとみられるので、家裁説が相当かと思われるが、地裁説又は地裁、家裁いずれでもよいとの説もあり得よう」としている(法曹時報21・11・128「家庭裁判所事件の概況(2)」)。

刑訴法上、勾留されている被疑者について誰が移監の同意をすべきかという問題については、例えば、勾留の延長というような場合、これは新たな裁判ということになるので刑訴規則299条1項の問題となるが、接見の一部解除、勾留理由開示、あるいは移監の同意の場合には、その元になった勾留に付随する処分と考えられるので、根拠条文としては刑訴法207条が問題となると思われる。つまり、勾留の請求を受けた裁判官がこれらの処分を行うべきものと考えられるのであり、設例のみなし勾留の場合には、「勾留の請求を受けた裁判官」に該当するのは、検察官送致決定

をした家裁に所属する裁判官であると一応考えられる。ただ、本来、刑事事件であれば、地裁、簡裁のいずれの裁判官に対して勾留を請求してもよいわけであり、検察官送致後は刑事事件としてみることができるのであるから、家裁、地裁、簡裁いずれの裁判官に対しても移監の同意を請求することができると思えることも十分可能であると思われる。

(注) 事件事務規程47条「少年法第20条の規定により家庭裁判所から少年鑑別所に拘禁中の少年(同法第17条の2第1項の規定により少年院に収容中の少年を含む。)の事件の送致があったときは、検察官は、少年収監指揮書により検察事務官又は司法警察職員及び監獄の長に対して当該少年の収監を指揮する。(一部略)」

[参考文献等]

京都地命令昭43・12・28家裁月報21・7・156, 東京地決昭44・5・14刑裁月報1・5・599, 家裁資130・152, 東條宏「みなし勾留に対する不服申立」家裁月報36・5・145, 小林充「少年法17条1項2号の観護措置決定が同法45条4号によって勾留とみなされた場合における勾留場所」令基287, 最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況(二・完)」法曹時報36・3・191

5 少年のいわゆるみなし勾留

甲事実につき観護措置をとり、甲乙両事実で逆送された場合の勾留事実の範囲

問題77

甲事件について少年法17条1項2号の観護措置がとられた後、甲、乙両事件について同時に同法20条の決定がされた。その後、10日以内にまず乙事件が起訴され、10日経過後に甲事件が起訴された。

この場合、乙事件についてのみ勾留更新ができるか。

(協議結果)

観護措置は、その基礎となった事実のほか、少年の個性、環境等の要保護性の調査のためにされるのであるが、身柄拘束である点では厳格な手続を要すると思われるべきで、その限りでは勾留等の強制処分における同様に事件単位の原則をとり、ただ、特に人権の保障に欠けるところがない場合に例外を認めるとする立場をとるべきであると思われる。この観点から、観護措置のとられた事実について逆送決定により勾留とみなされる場合に他の事実を付加するとき限り、他の事実についても、勾留としての効力が及ぶものと認めべきではないかと思われる。そして、いったん勾留とみなされた以上は、そのうちの一部の事実のみについて起訴することも可能で、そうすれば、その事実のみについての勾留更新が考えられるわけである。そこで、最初に乙事件が起訴され、その後に甲事件が起訴されたとしても、乙事件についてのみ更新ができる。

以上が大方の意見であった。

[参考文献等]

刑裁資236・266, 家裁資43・76, 同68・160, 同73・83, 同120・

607, 岸本昌己「検察官送致決定と観護措置（少年法第17条第1項第2号）の関係」司法研修所報30・163, 小林充「A事実について観護措置がとられた後, A・B両事実について逆送決定がなされた場合の勾留の効力」令基337, 松山恒昭「身柄付検察官送致決定により観護措置が勾留とみなされる場合の勾留の基礎となる事実およびその場合の勾留場所」判タ296・320, 法曹会決議昭48・5・24法曹時報25・9・181

6 その他

(1) 二重勾留の可否

問題78

甲事実で勾留のまま訴訟係属中の被告人に対し, 検察官は余罪の乙事実を求令状で追起訴してきた。この場合の取扱いにつき次の二説があるところ, いずれが正当か。

A説 召喚状を發し, 勾留質問の上, 要件を具備すれば二重勾留を認める説

B説 甲事実の勾留が存続する限り勾留の必要性がないから甲事実についての保釈請求を許可する段階又は勾留更新ができない段階になって, 初めて乙事実の勾留要件を判断するとの説

(協議結果)

- 1 協議の結果, A説を採ることで意見が一致したが, その際, 以下のとおりの意見が述べられ, 特に異論はなかった。

実務においては, いわゆる事件単位の原則から, A説に従い, 乙事実についても追起訴と同時に勾留状を發するという運用が多く行われているものと思われる。勾留による被告人の身柄拘束は不安定なもので, たとえ甲事実について勾留されていたとしても, いつ保釈とか勾留取消により釈放されるかもしれないのであるから, このような事態を予期し, あらかじめ乙事実について勾留しておく必要性は十分考えられる。したがって, 別の事実で勾留されているからといって直ちに勾留の必要がないとはいえないと思われ, この理由からA説のいうように二重勾留を肯定できるように思われる。ただ, 長期の受刑者というような者については, いつ釈放されるかもしれないという事情は実質的にないわけであるから, 原則として勾留の必要性はないといえよう。また, 甲, 乙両事実ともに同一裁判所に係属している場合は, 裁判所が勾留状が發付されている甲事実について保釈, 勾留取消等による身柄拘束の消滅の予測をある程度できることから, 当分この消滅はあり得ないと見通して, 追起訴段階においては, 勾留の必要性がないと判断し得る場合があると思われる。もっとも, このような場合であっても, 乙事実につき接見禁止を必要とするような高度の罪証隠滅のおそれのある場合は, 追起訴と同時に乙事実についても勾留状を發し, 同時に接見を禁止することはあるであろう。

なお, B説をとった場合には, 勾留期間の計算の関係でも問題になると思われる。すなわち, 勾留状が發せられている被告人について追起訴があり, その後この追起訴について勾留状が發せられた場合の勾留期間は, 現に勾留状が發せられた日から2か月で

あるとした判例（東京高決昭39・5・19下刑集6・5＝6・620，東京地決昭39・4・16下刑集6・3＝4・562）があるが，この考えに立つと，例えば，乙事実が勾留更新の制限の除外事由のない勾留期間が最大3か月である罪であるとする，追起訴と同時に勾留状を発すればその時から3か月で釈放されるのに，甲事実について勾留が消滅する時点まで勾留状を発しないとすると，更にその時点から3か月勾留されるということになり，被告人に不利益な結果となる場合がある，という点も十分検討する必要があると思われる。

2 もっとも，最後の点については，B説をとりながら，乙事実については起訴後甲事実の勾留を事実上利用している関係があるのだから，その後乙事実について勾留状が発せられた場合でも，その期間は甲事実の勾留を利用した時点，すなわち特段の事情のない限り乙事実についての起訴時点を基準とし，その時点において，乙事実につき勾留状が発せられた場合と同じに取り扱うべきであるとする見解も可能であろう，との指摘があった。

〔参考文献等〕

小林充「いわゆる二重勾留の適否」令基167，金谷利廣「権利保釈の除外事由」司法研修所報28・128，横井大三「ある罪についての逮捕勾留と他の罪」警察研究21・9・24，渥美東洋「勾留と勾留状記載の犯罪事実以外の犯罪事実との関係」法学新報71・5・61，浦辺衛・刑事実務上の諸問題175，松本時夫ほか「二重勾留と保釈」統実例刑訴40

(2) 勾留状の紛失と再発付の可否

問題79

検察庁で勾留状を被疑者に示して執行した後，警察官が勾留状を紛失したが，刑訴法208条2項の請求をする際に，刑訴規則152条との関係で勾留状が必要であるためという理由で，検察官から，勾留状の再発付の請求があった場合，どのように処理すべきか。

（協議結果）

1 協議の結果，大方の意見は次のとおりであった。

(1) 勾留状は裁判書であって，勾留の裁判そのものではないから，勾留状を紛失したとしても，勾留の裁判そのものが無効になるわけではない。そうはいても，勾留状の執行に当たっては，原本を呈示しなければならず（刑訴法73条2項），その原本の存在が必要であるから，その執行前に紛失した場合には，改めて勾留状の発付が必要となるであろう。しかし，既に勾留状が執行された後に紛失し，その後は単に勾留を継続するだけで，原本を呈示する必要がない場合には，勾留の裁判（当該紛失にかかる勾留状）が存在したことが，その内容，さらに，これが適法に執行されたことが他の資料により証明されれば，改めて勾留状を発付する必要はなく，当該勾留状がある場合と同様，その勾留を継続できると解される。そして，通常，勾留状は，拘置所等でその写しを作成して保管しているようであるので，そこから証明資料を作成することが可能であろうと思われる。

もっとも，この場合であっても，新たに勾留状を発付するこ

とは別段妨げられないのであり、事態を明確ならしめるために、実務的には新たに勾留状を発付するという事も考えられる。

(2) そこで、設例のように、既に勾留状の執行は終了したが、勾留延長請求に必要であるとして、検察官から勾留状の再発付の請求があった場合については、勾留延長請求に当たって、勾留状を差し出さなければならないとされていること（刑訴規則152条）、勾留延長の決定に当たっても、勾留状に延長する期間及び理由を記載して記名押印し、これを検察官に交付することにより効力が生じるとされていること（同規則153条1項ないし3項）、勾留状を被疑者に呈示しなければならないとされていること（同規則153条4項）などからして、勾留延長を請求し、その決定をするには、勾留状の原本の存在が必要であるといわざるを得ないから、検察官から勾留状の再発付の請求があった場合には、これに応じて再発付すべきであると考えられる。

2 これに対しては、勾留状を紛失した場合にまで、刑訴規則152条、153条の方法による必要はなく、このような場合には、勾留状が紛失したことについての報告書とともに、勾留状の提出に代えて、勾留の裁判（当該紛失にかかる勾留状）の存在、内容、適法に執行されたことを証明する資料を提出して、勾留延長請求を行うことで足り、勾留延長を決定する場合には、独立した勾留延長決定の裁判書を作成した上、その裁判書の謄本（刑訴規則34条）等を検察官に交付するという方法で行うことも可能ではないか、そうしないと（仮に紛失したとされるもともとの勾留状が発見された場合など）2本の勾留状が存在することになってしまう、と

する意見も有力に主張された。

他方、多数説の立場からは、この見解に立つと、裁判書の謄本とともに勾留状に代わるものとして差し出された証明資料をも被疑者に呈示するのか等の実務上の疑義が生じることになるのではないか、なお、仮に、その後前勾留状が発見された場合でも、前の勾留状はもはや効力を有しないものとして扱われるから、反対説が憂慮するような、前の勾留状と再発付された勾留状が併存するという不安定な状態は生じないのではないかと、この指摘があった。

3 なお、再発付するとした場合の実際の手続については、まず、検察官に対し、勾留状を紛失した経緯の報告を求めるとともに、当該勾留状の内容を疎明させ、その疎明が十分であり再発付することが相当であると認めるときは、職権により当該勾留状と同一内容の勾留状を再発付することができることになると考えられる。できれば、当該勾留状を発付した裁判官において再発付することが適当であろう。この場合、再発付した勾留状に「本勾留状は○月○日に紛失したため再発付した」旨の文言を記載することが考えられる。以上が、大方の意見であった。

これに対しては、必ずしもそのように記載する必要はないが、ただ、再発付した経緯を記録に残すために、令状請求事件簿の当該令状の関係の欄に、紛失により再発付した旨の記載をしておく必要がある、との意見があった。

〔参考文献等〕

金谷利廣「勾留請求の際検察官が逮捕状等の資料を提供できない場合における勾留請求の適否」令基131

第2 被疑者の勾留

1 勾留請求

(1) 請求一般

ア 甲裁判所管内で現行犯逮捕した者について乙裁判所へ勾留請求することの可否

問題80

甲県内の警察署の警察官が、甲簡裁裁判官から、遠く離れた乙県内に居住する被疑者の住居に対するけん銃の搜索差押許可状の発付を得て、乙県内にある被疑者方を搜索した結果、けん銃を発見押収し、現場に居合わせた被疑者をけん銃不法所持の現行犯として逮捕した。

この場合、犯罪地、住所、居所、現在地は、すべて乙県にあるのに、現行犯逮捕の効力として、犯罪地等と何の関係もない甲県にわざわざ引致して、被疑者の勾留を甲地裁に請求することは許されるか。

(協議結果)

住居地から遠く離れた犯罪と何の関係もない場所まで連行され、勾留されるということになると、被疑者の受ける不利益が余りに大きいのではないか、という観点から議論がされたが、協議の結果、以下のとおりの意見が述べられ、特に異論はなかった。

警察法61条によれば「都道府県警察は、その管轄区域内における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に関連して必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすこと

ができる」とされ、警察は管轄区域内の「犯罪の関連事件」と「公安の維持に関連」する場合の双方につき必要な限度で、その権限（すなわち捜査、逮捕、警察官職務執行法その他による職権）を及ぼすことができると考えられる。したがって、甲県内の警察官がその管轄区域内の犯罪に関連して乙県内に居住する被疑者の被疑事実を探知した場合には、捜査上必要ありとして被疑者方の搜索差押許可状の発付を得て、これにより被疑者方を搜索し、証拠物を押収できることはもちろん、逮捕状の発付を得て被疑者を逮捕し、所属警察署に引致することができることについても問題はない。

ところで、被疑者方の搜索により目的物たるけん銃が発見され、被疑者が現行犯人と認められた場合の逮捕の権限の有無について考えると、前記のような「関連事件」であることが明らかな場合は、警察法61条の権限に属するものと解するのが相当であるから、そうすると、この権限は当該警察官の甲県警察職員としての職務と解される。したがって、被疑者を所属の警察署に引致し48時間以内に検察官に送致することもできるものと解されるから、甲地裁への勾留請求は適法であると考えられる。これに反し、被疑者の被疑事実が甲県内の犯罪と関連性のない場合は、現行犯逮捕は警察法65条によるものとなり、この場合は職務上の上司の指揮監督を受けず、所属の公安委員会の管理に服するものではないから、警察法61条の場合と異なり、むしろ逮捕した犯人はこれを当該乙県の警察機関に引き渡し、その警察が検察庁に送致すべきものと解される。そうすると、このような場合にまで甲県に引致して検察庁に送致し、勾留請求することは不適法であると考えられる。

〔参考文献等〕

北野筈一郎「警察官の管轄区域外における権限行使について」警察研究27・10・12, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(五)8, 上原吉勝「令状請求をすべき最寄の裁判所の裁判官の意義」判タ296・56

イ 刑訴規則299条1項の「最寄」の裁判所の意義

問題81

次のような事情があるとき、甲区検の検察官がその対応簡裁でもなく、地理的に最寄りでもないX簡裁に対し、勾留請求をすることは妥当か。

甲区検に検察官の配置がないため、地理的にはその最寄りといえない乙区検の検察官Aが甲区検の兼務をしている。甲区検の管轄区域内で発生した傷害事件について、被疑者を逮捕して乙区検のAのもとに引致し取調べをした後、Aは甲区検名で乙区検に対応するX簡裁に被疑者の勾留請求をした。

(協議結果)

刑訴規則299条1項本文によれば、A検察官は甲区検検察官として甲区検に対応するY簡裁に勾留請求することになるが、そうしないので、乙区検に対応するX簡裁に勾留請求することができるか否かは、結局X簡裁が同項ただし書にいう「最寄」の裁判所といえるかどうかにかかってくる。これについては、「やむを得ない事情」との相関関係において定めるべきであると思われる。A検察官の現在の職務執行地と対応裁判所たるY簡裁とは距離が遠く、Y簡裁の裁判

官に勾留請求をするのでは余りに時間がかかるという場合には、令状請求及びその処理の迅速性の要請と被疑者の権利保護の要請に照らし、刑訴規則299条1項ただし書の「やむを得ない事情」があるということで、その職務執行地に近接するX簡裁が「最寄」の裁判所となるのではないかと考えられる。

以上のとおり意見が一致した。

[参考文献等]

問題80と同じ

ウ 逮捕状の被疑事実の記載に不備がある場合における勾留請求の効力

問題82

罪名が窃盗未遂、被疑事実が「被疑者は○年○月○日○時ころ、窃盗の目的をもって甲方に侵入したが、その目的を遂げなかったものである。」という逮捕状により逮捕された被疑者につき勾留請求があった。勾留請求書記載の罪名は窃盗未遂、同被疑事実は逮捕状記載のとおりとされている。

このような勾留請求につき、勾留裁判官はどのような措置をとるべきか。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は以下のようなところであった。

逮捕状請求の時点で、既に窃盗の実行の着手行為を認めるに足る疎明資料が存在していたのであれば、問題は金品物色についての記

載が脱落している点で逮捕状の記載に瑕疵があるということに帰着する。この場合に考えられる措置としては、

- (1) 「金品物色中、家人に発見され」などという文言が脱落しているが、この脱落は明白な誤謬であるから逮捕状の効力に影響はなく、適法な逮捕状とみる。
- (2) 住居侵入罪の有効な逮捕状とみる。
- (3) 窃盗未遂の事実による逮捕状か住居侵入の事実による逮捕状か不明であるから、犯罪を明示しない逮捕状、すなわち無効な逮捕状とみて、逮捕は違法とし、勾留請求を却下する。

という3個の見解があり得よう。

逮捕状における被疑事実の記載は、罪名の表示とあいまって被疑事実を特定し、逮捕の理由となる犯罪を明示するものであり、逮捕状の重要性にかんがみると、逮捕状の発付に際しては、被疑事実を慎重に検討し、不十分な点があれば書き直すという配慮が必要である。もっとも、設例では、日時、場所が明示されており、罪名の表示とあいまって窃盗未遂を含める趣旨で逮捕状が発付されたものと認め得ると思われること、また、逮捕状の被疑事実の記載は、判決における罪となるべき事実の記載ほど厳格であることを要しないと思われること等に照らせば、逮捕自体を違法、無効なものとするほど重大な瑕疵があるとはいえないと思われる。すなわち、この程度の記載の不備は補正が可能な程度の瑕疵であって、これをもって勾留請求を却下するほどの違法があるとはいえないと考えられる。したがって、勾留裁判官としては、勾留の要件が認められる限り、被疑事実を補正した上で窃盗未遂について勾留状を発付することになるのではないかと思われる。

〔参考文献等〕

刑裁資221・78, 同236・280, 清田賢「逮捕状請求書の記載が不備の場合の措置」判タ296・88, 楠原一男「逮捕状の様式」判タ296・126, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(四)改訂版133

(2) 違法な逮捕に引き続く勾留請求の適法性

ア 違法な逮捕を前提とする勾留請求に対する措置

問題83

緊急逮捕はできるが、準現行犯人としては逮捕できない者を準現行犯人として逮捕し、勾留の請求がされた場合、勾留することができるか。

(協議結果)

- 1 勾留は適法な逮捕手続を前提とし、もし逮捕手続が違法である場合には、勾留請求を却下すべきであるから、準現行犯として逮捕した手続が違法なことが明らかである以上、これに基づく勾留請求は却下されるべきである、ということで大方の意見が一致した。
- 2 また、この場合に、被疑者をいったん釈放した上で直ちに再逮捕をすることができるかという点についても協議され、本問のような場合については再逮捕を許すべきでない、そうでなければ勾留請求を却下することが、再逮捕により拘束時間が長くなる点で、かえって被疑者にとって不利益となる、とする消極説も示された。

しかし、以下のとおり、一定の場合に再逮捕を認める意見が多数であった。

消極説によると、当初の逮捕手続にいったん違法があると、手続違背の重大さの程度いかに問わず、同一事情の下ではすべての再逮捕が許されなくなり、被疑者に対する強制捜査の道がふさがれてしまうことになって妥当でないと思われる。もちろん再逮捕を容易に認めるべきではないが、一定の場合には認める必要があるのではないか。すなわち、当初の逮捕手続に重大な違法がある場合、例えば、犯罪の嫌疑が極めて薄いのに逮捕したとか、やむを得ない事情がないのに逮捕から勾留請求までの制限時間を遵守しなかったというような場合の再逮捕は許されるべきでないが、緊急逮捕すべきところを準現行犯逮捕したというような場合には、逮捕手続の選択を誤った手続違背はあるにしても、緊急逮捕としてならば逮捕することができる場合であったという意味では、逮捕の実体的要件が備わっていた場合であり、本来逮捕できない者を逮捕したという場合とは異なるし、準現行犯でない限りながら故意に準現行犯逮捕したというのではない限り、手続違背の程度は比較的軽いものとみて再逮捕を許してもよい場合に当たるとは考えられる。

もっとも、このように考えると、再逮捕を許すよりも、むしろ違法な逮捕に基づく勾留請求があった際に、その違法性の程度が軽微な場合に限っては、これを認めて勾留しておく方が簡明直截であり、再逮捕により拘束時間が長くなることもないので被疑者に有利ではないかという意見もあり得る。しかし、この点については、たとえ被疑者に有利な場合があるとしても、やはり違法な

逮捕は違法なものとしてその手続をやり直させることが、捜査の行き過ぎを是正する上で意味のあることと考えられるのであって、勾留請求はやはり却下すべきものであろう。

〔参考文献等〕

黒田直行「違法な逮捕を前提とする勾留請求の許否」刑事実務ノート3・139, 木谷明「(一) 違法な逮捕を前提とする勾留請求に対する措置 (二) 違法な逮捕に引き続く求令状起訴があった場合の措置」令基240, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(四)改訂版130, 光藤景皎「勾留請求の効力」捜査法大系Ⅱ・127, 石井一正「違法逮捕と勾留」続・生きている刑事訴訟法70, 石松竹雄「再逮捕・勾留をめぐって」続・生きている刑事訴訟法103, 東京地決昭42・11・9判タ213・204

イ 刑訴規則142条1項8号の記載の欠如と勾留請求

問題84

勾留請求の段階において、逮捕状請求書に刑訴規則142条1項8号の記載が欠けていることを発見した場合、逮捕手続の違法を理由に勾留請求を却下するのが相当か。

(協議結果)

刑訴規則142条1項8号は逮捕の蒸し返しを防ぐ趣旨の規定であると考えられており、逮捕の蒸し返しかどうかということは、裁判官の逮捕の許否の判断に重大な影響を及ぼす事柄であって、刑訴規則142条1項8号の記載を欠落させることは、その判断を誤らせる

おそれのある重大な方式違反である。したがって、例えば、故意にその記載を落としていると認められる場合には、原則として逮捕状請求を却下すべきであろう。そして、たとえその点に気付かないで逮捕状が発付されたとしても、このような瑕疵のある請求に基づいて発付された逮捕状による逮捕手続は違法であると考えられるから、その場合は、原則として勾留請求を却下すべきであるということになると思われる。

次に、その例外としては、例えば、逮捕状の請求を受けた裁判官が、刑訴規則142条1項8号の記載の欠缺を知りながら、逮捕の蒸し返しでないと判断して逮捕状を発付したことが記録上明らかな場合が挙げられる（函館地決昭44・3・20判時585・97参照）。また、逮捕状発付の段階で逮捕の蒸し返しに当たるかどうかについての判断が加えられていない（ないしは少なくとも記録上、逮捕状の請求を受けた裁判官が、その点について判断したかどうか明らかでない）場合には、勾留担当裁判官が実質的には逮捕の蒸し返しでないと判断したとしても、逮捕状発付段階の司法審査を経ていないことを理由に勾留請求を却下すべきであるとする見解もある。しかし、勾留裁判官が蒸し返しでないと判断したのであれば、それによって実質の弊害はなくなるわけであるから、その場合には、例外的に勾留請求を認めてもよいという考え方も十分あり得るのではないかと思われる。

以上が大方の意見であった。

〔参考文献等〕

刑裁資236・2，京都地決昭33・2・10第一審刑事裁判例集1・2・319，小林充「刑訴規則142条1項8号の記載をしない逮捕状請

求を受けた場合の措置また右記載の欠缺が勾留請求の段階又は勾留状発付後において発見された場合の措置」令基44，小神野利夫「逮捕状請求書における必要的記載事項の遺脱」判タ292・74，清田賢「逮捕状請求書の記載が不備の場合の措置」判タ296・88，新潟地長岡支決昭49・2・8判タ308・303，最二小決昭42・12・20裁判集165・487

(3) 逮捕前置主義

ア 甲事実につき逮捕した者を甲乙の両事実又は乙事実のみについて勾留することの可否（逮捕前置の原則）

問題85

甲事実について逮捕した場合、甲事実逮捕の原因となっていない乙事実を付加して勾留請求ができるか。

(協議結果)

- 1 甲事実で逮捕し、甲事実乙事実を付加して勾留請求がされた場合、甲乙両事実について勾留の理由、必要がある場合には、甲乙両事実について勾留状を発し得ることについては、実務、学説上ほとんど異説をみないし、協議の際も意見が一致した。
- 2 議論となったのは、甲事実で逮捕し、勾留請求は甲乙両事実でなされた場合であるが、
 - (1) 甲事実について犯罪の嫌疑が明らかに消滅していると認められる場合、
 - (2) 甲事実について逮捕を維持できる程度には犯罪の嫌疑がある

とみられるものの、勾留の理由としてはその程度の嫌疑では薄弱である、しかし、乙事実については勾留の理由、必要があるという場合である。

このうち、(1)については、この場合でも、逮捕から先行させる必要はないとして、乙事実だけで勾留できる、とする意見もみられた。しかし、この場合には、犯罪の嫌疑がないことが明らかであるとして逮捕中に既に釈放すべきものであったわけで、拘束の根拠はなくなっているのであり、それを基礎に勾留の手続を進めることはできないから、仮に乙事実について勾留の理由、必要が認められても却下すべきことになる、というのが大方の意見であった。

3 次に、(2)については、考え方が分かれるところではあるが、(1)と同様に勾留請求は却下されるべきで、乙事実について改めて逮捕からやり直す必要があるとする考え方が実務上も一般的であると思われる、との意見が述べられた。

もっとも、(2)の場合については、次のような理由から、甲事実の逮捕状による拘束時間内に勾留の裁判がされる限り、勾留を認めてよいとする考え方も有力である、との指摘があった。

- ① 甲事実による逮捕は有効であったわけであり、勾留請求段階までの身柄拘束は適法と考えられるから、その間に生じた乙事実の嫌疑についても、乙事実について逮捕された場合と同程度に被疑者の弁解が聴取されていること、
- ② 拘束の理由、必要のあることが疎明されれば、勾留裁判官の下における審査を経ることによって、引き続き拘束を加えて

も、被疑者には時間の短縮という利点があるだけで不利益はないこと、

- ③ しかも、この場合には、まず短時間の拘束により被疑者の弁解を聞き、それに基づいて捜査をするという逮捕前置の要請は実質的には満たされていること。

〔参考文献等〕

東京地決昭35・5・2判時222・6、金谷利廣「A事実につき逮捕した被疑者をA・Bの両事実またはB事実のみにつき勾留することの可否」令基227、田宮裕「逮捕前置主義」判タ296・188、法曹会編・例題解説刑事訴訟法（四）改訂版130、豊田健「事件単位の原則について」刑事実務ノート3・77

イ 勾留の必要性を欠く甲事実で逮捕し、甲乙両事実で勾留請求をした場合の措置

問題86

甲日にさい銭870円を窃取したとの被疑事実により逮捕中の被疑者につき、次の(1)、(2)の両被疑事実について勾留状の請求があった場合の措置。

- (1) 乙日に駐車中の自動車内から現金1万円を窃取。
- (2) 甲日にさい銭20円を窃取。

(協議結果)

- 1 まず、(2)の事実については事案が軽微であるために勾留の必要性が認められないことを前提にして、理論的な面が協議された。

事件単位の原則をとりつつ逮捕前置の要請について実質的に判断する立場から、(2)の事実について、逮捕の嫌疑、必要性が肯定される場合には、勾留請求までの身柄拘束は適法であると考えられるから、その間に、逮捕を経ていない(1)の事実についても逮捕された場合と同程度に被疑者の弁解の聴取その他の捜査が尽くされ、逮捕前置の実質的な要請が充たされているときには、逮捕事実の拘束制限時間内である限り、(1)の事実のみで勾留状を発付することが許される、とする意見も有力に主張された。

これに対し、事件単位の原則を徹底し、逮捕前置の原則は厳格に考えるべきであるとする立場から、逮捕の基礎事実となった(2)の事実につき勾留の必要性がないと判断される場合には、これと異なる事実、すなわち(1)の事実のみで勾留することは許されず、(1)、(2)の両事実について勾留請求を却下すべきである、という意見が述べられ、多数を占めた。

そして、本問では(1)の事実で新たに逮捕状を得ること自体は容易であることをも考慮すると、運用としては、この多数説により勾留請求を却下し、(1)の事実について新たに逮捕、勾留することが相当であり、実務でもこのような取扱いが多いのではないかと指摘があった。

2 なお、以上とは別に、(2)の事実は軽微であり、この事実だけならば起訴価値がないと考えられても、他に同種の窃盗の嫌疑が認められるような場合には、被告人にこの種の盗癖があることも考えられるわけで、そうすると(2)の事実について起訴するという事態も十分考えられる。結局、(2)の事実の起訴価値についても捜査を遂げてみないと分からないこともあろう。そうすると、(2)の事

実についても、勾留の必要性が肯定されることもあるわけで、両事実について勾留状を発付するということも十分考えられるところであろう、との指摘があった。

〔参考文献等〕

問題85に掲記のほか、谷口彰「AB両罪について勾留状の請求があった場合に、A罪のみしか認められない場合の措置」判タ296・214、増井清彦「被疑者の勾留と逮捕前置の原則」実例刑訴（新版）17

(4) 勾留請求却下と身柄の釈放

ア 勾留請求を却下する場合の釈放命令の要否等

問題87

刑訴法207条2項ただし書により勾留請求を却下する場合には、同時に釈放命令をも発するか。

(協議結果)

協議においては、理論的な問題と実際の取扱いについて、論議されたが、大方の意見を取りまとめると以下のようなところであった。

まず、刑訴規則140条に「裁判官が令状の請求を却下するには、請求書にその旨を記載し、記名押印してこれを請求者に交付すれば足りる」と規定されているが、この「令状」という意味に関して、同条が勾留請求の場合にも適用があるのかということが問題となる。この点について、勾留請求は勾留の処分の請求であり、逮捕状など

と違って、勾留状の請求ではないとして消極に解する見解もある。しかし、刑訴応急措置法では「勾留状の請求」という文言もあり、消極説のように厳密に区別して考えなければならない必要もないと思われる。

他方、刑訴法207条2項ただし書には「釈放を命じなければならない」という明文があること及び勾留請求却下命令の執行停止ができるかどうかにも関係してくることから考えれば、「釈放を命ずる」と書いた方がはっきりするといえるのではないかとの指摘もある。このようなことから、刑訴規則140条を利用し、また、刑訴法207条2項ただし書の趣旨を明確にさせる意味で、請求書に「誰某に関する勾留の請求を却下し、釈放を命ずる」と書く取扱いも考えられる。しかし、単に「却下する」とだけ記載し、別に釈放命令を出していない取扱いが一般の実務であり、このような従来の取扱いでも、「釈放を命ずる」という意味が含まれていると解釈してよいと思われる。

〔参考文献等〕

神垣英郎「勾留請求却下の方式」令基290, 門野博「勾留請求却下の方式」判タ296・202, 浦辺衛・刑事実務上の諸問題180, 青木英五郎ほか「勾留請求の却下と被疑者の釈放」実例刑訴(新版)22, 香城敏磨「勾留請求の却下と身柄の釈放」捜査法大系Ⅱ・149

イ 勾留請求却下の裁判に付すべき理由の程度

問題88

勾留の理由及び必要がないとして、勾留請求を却下し、当該

被疑者を釈放する場合、却下の裁判に対し準抗告が認められている趣旨にかんがみ、却下の理由をできる限り具体的かつ詳細に記載(勾留請求書等一件資料に徴して却下の理由が容易に推認できる場合を除く。)するのが望ましいと考えるがどうか。

(協議結果)

勾留請求却下の裁判書は、刑訴規則140条の適用又は準用により請求書に却下の旨を記載し、記名押印して請求者に交付すれば足りると解されているが、これに対しては準抗告が許されるのであるから、刑訴法44条により理由を付す必要があると解される、とする点では、意見が一致した。

その際に示すべき却下の理由の程度については、詳細かつ具体的に記載する、との意見もあったが、勾留に対する裁判は迅速に行われることが必要であるから、法は裁判の理由を詳細に記載することまでを求めてはいないと解するのが相当であろうと思われる。したがって、実務上は、却下の理由として、「嫌疑なし」、「法60条1項各号に該当せず」、「勾留の必要なし」等の用語が多く用いられているが、この運用は是認できるものであろう、というのが大方の意見であった。

〔参考文献等〕

問題87に掲記のほか、門野博「勾留請求却下の裁判に付すべき理由の程度」判タ296・204

2 勾留期間

(1) 被疑者の勾留につき10日未満の期間を定めて勾留状を発付

することの可否

問題89

被疑者を勾留するに際し、勾留期間を10日より短い期間に制限して勾留状を発付することの可否。

(協議結果)

勾留期間を短縮できるかという問題については、法律が延長については規定を設けながら短縮については何も規定していないということ、また、10日間というのは法定の期間であって勾留の裁判の中身にはなっていないということから、短縮することはできないと解される、ということで意見が一致した。

なお、現実短縮した場合の取扱いについても協議したところ、勾留状はその執行の際に被疑者に対して示されるものであり、例えば、5日間しか勾留できない旨明示された勾留状で10日間の勾留を認めることは令状主義の精神からみて疑問であるとして、準抗告で取り消されるまでは短縮された期間の勾留状として効力を持つ、とする意見も出された。しかし、法の規定の仕方からして短縮自体が無効である、という考え方の方が、どちらかといえば多数であった。

〔参考文献等〕

刑裁資236・287, 大阪地決昭40・8・16下刑集7・8・1762, 小田健司「10日より短い勾留期間を記載した勾留状を発することの可否」令基252, 神吉正則「勾留期間を10日以内とすることの適否」判タ296・200, 金谷利廣「勾留の期間」捜査法大系Ⅱ・81

(2) 勾留期間延長のための「やむを得ない事由」の意義

ア 余罪捜査を理由とする勾留延長の可否

問題90

余罪取調べの必要と勾留延長請求の適否。

(協議結果)

協議の結果、述べられた意見を整理すると以下のようなところであり、特に異論はみられなかった。

- 1 (1) 勾留における事件単位の原則から考えて、勾留の基礎となった被疑事実について既に捜査が完了し、起訴・不起訴の処分を決定し得る段階に達している場合には、検察官としては、直ちに起訴するか、あるいは不起訴処分にして身柄を釈放する措置をとるべきであって、それ以上に起訴前の勾留を継続する理由、必要はないから、余罪について強制捜査を行う必要があるときは、その余罪について改めて逮捕、勾留の措置をとるべきであると考えられる。

したがって、余罪の取調べが勾留事実について何らの影響も及ぼさず、勾留期間延長の趣旨が単に余罪の逮捕及び勾留に代えて現在の勾留手続を利用するということだけにあるならば、勾留期間の延長は許されないであろう。

- (2) もっとも、事件単位の原則の下においても、逮捕、勾留の蒸し返しはできる限り避けるべきであり、同時に捜査が可能である被疑事実については、できる限り、別罪についての勾留を利用して並行して行い、併せて起訴・不起訴の最終処分をするこ

とが望ましいという要請はあるであろう。しかし、これも本来の勾留が適法に継続している限りということになるのであって、余罪の捜査のための勾留期間延長について前記(1)のように解しても、この要請と抵触することにはならない。むしろ、余罪捜査を理由とする勾留延長請求を安易に認めた場合、その余罪について、将来更に逮捕、勾留が繰り返されないという確実な保障はないので、結局、不当に勾留が繰り返される危険もあるわけである。

なお、前の勾留が専ら余罪の捜査にのみ利用された場合には、後の（余罪自体についての）勾留をチェックするという考え方も成立し得るが、それも確実にチェックされるとは限らないし、もしチェックすべきものであるならば、事前に抑制することがより望ましいと考えられる。

- 2(1) しかし、余罪が勾留事実と同種の行為で、余罪の立証によって勾留事実についての犯罪意図が明らかになるという関係がある場合（例えば、多数の同種の犯罪事実から犯意を推認するような場合）や、余罪と勾留事実があいまって全体としての犯罪計画、犯罪企図を立証し得るという関係がある場合（例えば、銃砲刀剣不法所持と殺人等、両者が犯人の意図を介して密接に関連していることをうかがわせる証拠のある場合）は、余罪の捜査そのものが勾留事実の捜査ともみられるから、余罪の捜査を理由として勾留期間の延長を認めてよい場合があらうと思われる。

また、このような関係がない場合でも、余罪を捜査しなければ真に勾留の基礎となっている事実の起訴・不起訴の決定がで

きないというような場合には、余罪の取調べが勾留事実に影響を及ぼすという関係があるから、勾留期間の延長を認めてよいであろう。

- (2) ただ、この関係で留意しなければならないこととして、以下の三点が指摘された。

その1は、余罪について、罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があることの疎明が必要であり、単に何か余罪がありそうだけというだけでは足りないということである。もっとも、逆にその疎明の程度が非常に高く、今後の捜査によってもそれが動くということが予想されない場合には、その段階で余罪の存在を前提として勾留事実について起訴価値があるかどうかの判断ができるものと認められるから、勾留期間の延長請求は却下するのが相当と思われる。

その2は、余罪が重大事犯ないし非常に複雑な事案の場合のように、勾留期間を延長しても到底その延長期間中に捜査が完了せず、延長期間内に余罪の嫌疑の存否についての最終的な判断ができるか否かが不明確な場合にも、延長請求は認められないであろう。この場合は、延長期間の経過後に改めて余罪について逮捕、勾留の手続が行われることも十分予想されることから（もし、これが行われた場合には、裁判所が余罪の勾留期間等について前に別の罪の勾留期間内に取調べを受けたことを考慮し得るという見解をとるとしても、余罪の勾留請求の審査に当たって、前に別の罪の勾留期間内に取調べを受けたかどうかということを知り得ない場合もあらうと思われるし、また、知った場合でもそれをどの程度余罪の勾留期間等について考慮

すべきか明確でない場合もあると思われる。), 最初から, この余罪について逮捕, 勾留の手続をとるべきであると考えられる。

その3は, 検察官が余罪を捜査しなければ起訴・不起訴を決し難いという理由を付して延長請求をしてきた場合であっても, 勾留の基礎となった被疑事実が極めて軽微で, 余罪を考慮しても当該被疑事実について起訴価値がないと認められるときや, 記録を精査して, 既に起訴・不起訴を決定し得るものと判断されるときは, 延長を認めるべきではないと考えられる。

〔参考文献等〕

刑裁資236・288, 小林充「勾留延長のための『やむを得ない事由』の意義 余罪捜査の必要はこれに含まれるか」令基258, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(五)54, 石川弘「起訴前の勾留の期間」捜査法大系Ⅱ・166, 青木昌隆「勾留期間を延長すべきやむを得ない事由の意義」判タ296・212, 田村洋三「余罪の取調べの必要と勾留期間の延長」判タ296・217, 熊谷弘ほか「逮捕・勾留・保釈の実務」180

イ 重要参考人の取調べ未了を理由とする勾留延長の可否

問題91

重要参考人が病気のため, その取調べが未了であるという理由で10日間の勾留延長の請求があった場合に, 同人が10日以内に取調べに応じられるようになるかどうか分からないというときはどうすべきか。

(協議結果)

協議の結果, 大方の意見は次のとおりであった。

一般論としては, 重要参考人が病気のためその取調べが未了であり, これを取り調べなければ起訴・不起訴を決定することができない場合には, 「やむを得ない事由」があるものと認められるであろう。しかし, 勾留延長の最長期間である10日間では, 起訴・不起訴を決定する程度の捜査ができないことが明らかな場合には, 延長は認められないというのが原則であると思われる。したがって, 検察官は, 勾留延長を請求する以上, その期間内に同参考人の取調べをし, 起訴・不起訴が決定できる程度に捜査を完了できるという一応の見込み(同人が10日以内に取調べに応じられる一応の可能性)について積極的に疎明する必要がある, この疎明が十分でない場合には, 裁判所の方から積極的に検察官に積明を求めてその関係の資料の提出を促すことが大切であろう。そのような積明を求めたにもかかわらず, 結局その疎明がない場合には, その期間内に捜査を完了する可能性がないという方向にならざるを得ず, したがって, 延長請求を却下することになるのではないか。

〔参考文献等〕

刑裁資67・175, 青木昌隆「勾留期間を延長すべきやむを得ない事由の意義」判タ296・212

ウ 共犯者の逃亡等を理由とする勾留延長の可否

問題92

甲は, 乙と共謀の上, 酒店倉庫から大量のビールを窃取した

旨の被疑事実で勾留されている。甲は犯行を全面的に否認しており、乙に対しては甲と同一容疑で逮捕状が出ているが、まだ検挙されていない。本件は第三者から警察への電話通報が捜査の端緒となったものであるが、電話通報者の氏名は判明しているものの、その所在も不明である。甲には、勾留の基礎となった事実のほか、同様の余罪が見込まれ、現在捜査中である。

このような場合、検察官からの10日間の勾留延長請求について、どのように対処したらよいか。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

刑訴法208条2項の「やむを得ない事由」の意義については、最三判昭和37年7月3日(民集16巻7号1408頁)が「事件の複雑困難、あるいは証拠収集の遅延もしくは困難等により、勾留期間を延長して更に取り調べなければ、起訴不起訴の決定をすることが困難な場合をいうものと解すべきである」と判示している。これを設例についてみると、問題となるのは、(1)共犯者とされている乙が未検挙であり、捜査の端緒となった者も所在不明であるため、それらの者の取調べが未了であることが延長事由となるか、(2)本件被疑事実と同様の余罪が見込まれ、捜査中であることが延長事由となるかである。

まず(1)の点については、これらの事情が証拠収集の遅延もしくは困難な場合に当たるかどうかということが問題となり、さらに、それが捜査官側の責に帰すべき事由によるような場合には、これを延長の理由とすることはできないのではないかという点が問題とな

る。一般的には、共犯者とされている乙が未検挙であり、また、重要な参考人と思料される電話通報者が所在不明であるため、その取調べが未了である場合は、通常延長事由に当たると考えてよいであろう。しかし、このような場合であっても、勾留延長の最長期間である10日間では起訴・不起訴を決する程度の捜査ができないことが明らかなきは延長は認められないので、勾留延長の期間内に逮捕あるいは所在を発見して取調べをすることができる一応の見込みが必要である。そのような可能性があるともみてよいといえるかどうかは、具体的なケースによって当然異なってくる。さらに、勾留延長の期間内に取調べを完了することができるかどうかに関する資料の程度いかんによっては、最初から10日間の延長をするのではなく、例えば5日間延長し、その上で5日後に、その間の捜査によって得られた資料に基づいて再度の延長をするかどうかの判断をするといった運用も一つの方法として考えられる。

次に(2)については、余罪が勾留事実と同種の行為であれば、余罪の立証によって勾留事実についての犯罪意図等が明らかになるという関係があり、さらには、余罪と勾留事実とがあいまって全体としての犯罪計画、犯罪企図を立証し得るという関係がある場合であれば、余罪の捜査そのものが勾留事実の捜査ともみられるのであるから、余罪の捜査を理由として勾留延長を認めてもよいものと思われる。また、余罪の捜査をしなければ真に勾留事実の起訴・不起訴の決定ができないという場合には、そのような理由からも延長を許可することになるであろう。ただ、これらの場合には、いずれも漠然と余罪が見込まれるというだけでは足りず、その余罪について相当の疎明資料の添付がない場合には、その疎明について検察官に釈明

を求めべきであるということに留意すべきであり、釈明の上、余罪についてなお疎明が十分でなければ、余罪捜査を理由とする延長請求は認められないことになると思われる。

〔参考文献等〕

問題90, 91と同じ

エ 覚せい剤の入手経路の捜査未了を理由とする勾留延長の可否

問題93

覚せい剤所持の事犯で、所持の事実自体については認めているが、その入手経路については黙秘しているような場合、入手経路の解明を理由として勾留延長することができるか。

（協議結果）

協議の結果、以下のとおり意見の一致をみた。

覚せい剤所持罪の被疑事実にとって、覚せい剤の入手経路がどのような意味を持つのかということが問題となる。一般的に言えば、覚せい剤の入手先が判明してその者の供述が得られれば、被疑者において自ら所持していたものが覚せい剤であるとの認識を有していた動かし難い証拠となるなど罪体に関する有力な証拠となる場合があるし、また、覚せい剤の入手経路はこれを所持するに至った動機、常習性の有無、覚せい剤の所持に営利目的があるかどうか、あるいは覚せい剤密売組織との関係等、所持罪自体の刑事責任に影響を及ぼす重要な情状に関する証拠となる場合もある。そのため、通

常は、この点についての捜査をすることが重要であることが多いと思われる。ただ、覚せい剤所持の事案において、その入手経路について捜査することは、一面では余罪捜査の性格も持つわけであるから、具体的事案において、覚せい剤所持罪という勾留事実との関係で覚せい剤の入手経路がどの程度重要な意味を持つのかを十分検討する必要がある。

なお、勾留期間の延長の裁判に当たっては、入手経路の点についての捜査が延長期間内に遂げられるという見込みについての疎明も必要であると思われる。例えば、被疑者が供述を拒否し、証拠の収集が困難であるような場合には、被疑者から自白を得るためだけの勾留延長が許されないことはいうまでもないことであるから、この入手経路について、被疑者の交友関係の捜査や共犯者の取調べ等、自白以外の捜査の見込みを疎明させ、その一応の見込みがあることを確認した上で延長の裁判をする必要があると思われる。

〔参考文献等〕

問題90と同じ

オ 示談未了を理由とする勾留延長の可否

問題94

単純横領事件の被疑者の勾留につき、「示談の成否が起訴・不起訴の決定に影響を与えるため」という理由は、刑法208条2項にいう「やむを得ない事由」に当たるか。

（協議結果）

1 協議の結果、以下の点では、意見が一致した。

示談の成否は、特に財産犯においては被疑者の刑事責任に影響を及ぼす重要な情状であるということができ、検察官としては、被害弁償の成り行きをみた上で、起訴・不起訴を決したいと考える場合が少なくないと思われる。したがって、示談待ちを理由に勾留延長することも十分考えられる。

2 もっとも、被疑者が勾留されている間に示談が成立すれば起訴猶予にするという場合、その示談は家族、弁護人等が行うということになるが、もともとそのような事案であれば、被疑者は事実を認めていようし、罪証隠滅のおそれも逃亡のおそれも少ないのではないと思われるので、釈放した上で被疑者自身を含めた示談交渉の成否を見守り、起訴・不起訴を決すればよいのではないかとの疑問も提起された。

しかし、これに対しては、以下の意見が述べられ、大方の賛同を得た。

横領金額との兼ね合いもあるが、示談ができないということになると、起訴されて処罰される可能性が強くなるため、勢い逃亡するおそれもまた強くなるということもあろう。また、勾留延長請求を却下すると、検察官は直ちに起訴するということもあり得るが、そうすると「やむを得ない事由」を厳格に解することにより、かえって被告人に不利になりかねない場合もある。このように考えると、釈放した上で示談の成否を見守ればよいのではないかという疑問が生じた場合には、それではいけない事情や示談成否の見通しなどについて、検察官に十分事情を聞くことが考えられてよいと思われる。また、延長を認めることとした場合であっ

ても、延長日数について示談成立の見通しとの関係で慎重な吟味を行うことが必要になると思われる。

〔参考文献等〕

問題90と同じ

第3 被告人の勾留

1 起訴前の逮捕・勾留との関係

(1) 違法な逮捕に引き続く求令状起訴に対する措置

問題95

現行犯人として逮捕された者につき、公訴提起とともに勾留を求められ、裁判官において記録を調査したところ、被告人を勾留する理由及び必要は十分存するが、現行犯人逮捕手続が要件を欠く違法なものと認められた。この場合にとるべき措置。

(協議結果)

1 まず、出題者から、考えられる措置としては、

(1) 違法な逮捕手続による身柄拘束を解くことが先決であるとして、被告人の即時釈放を命ずる。そして、いったん釈放した上、

ア 被告人に対し直ちに任意出頭を求め、これに応じて被告人が出頭した後に、勾留手続を行う（被告人に対し被告事件を告げ、これに関する陳述を聴いた後に、勾留状を発して勾留する）。

イ 被告人がこの任意出頭の求めに応じないときは、被告人を

召喚し、これに応じて被告人が出頭した後に、勾留手続を行う。

ウ 被告人がこの召喚に応じないときは、「正当な理由がなく、召喚に応じないとき」(刑訴法58条2号前段)に当たるとして被告人を勾引した上で、勾留手続を行う。

エ 又は、被告人に対し召喚手続を経ないままで、「召喚に応じないおそれがあるとき」(刑訴法58条2号後段)と認めて、前記釈放後直ちに勾引した上で、勾留手続を行う。

オ 被告人が任意出頭の求めに応じて出頭しない限り、勾留手続を行わない。

(2) 釈放命令を発しないで、違法な逮捕手続による身柄拘束のまま、勾留手続を行う。

などの方法が考えられる、との指摘があった。

2 協議の際には、逮捕中に起訴された場合の勾留については、裁判所が独自に勾留の要否を判断するものであるから、その前段階の違法な逮捕と起訴後の勾留との関係で、違法な逮捕を勾留に影響ないものとして扱ってよいのか、あるいは不適法な拘束の継続を避けるため、両者を切り離すべきかの点で議論が分かれるところであり、(2)説もあながち不合理とはいえない、との意見もあった。

しかし、ともかく違法な現行犯逮捕による身柄拘束が行われている以上、それを遮断して、更に必要があれば次の手続を考えるのが、違法な手続を明らかにし、かつそれを引き継がないことを宣明する上でよいのではないか。したがって、勾留の必要があるときには、被疑者の即時釈放を命じ、いったん釈放の上、改めて

召喚、勾引の手続を踏み、勾留質問を行って勾留すべきことになろう(召喚に応じないおそれがあれば初めから勾引して差し支えない。)、という意見が多数であった。

[参考文献等]

木谷明「(二) 違法な逮捕に引き続く求令状起訴があった場合の措置」令基240, 黒田直行「違法な逮捕を前提とする勾留請求の許否」刑事実務ノート3・139

(2) 起訴前の勾留の被疑事実と公訴事実の同一性

ア 勾留事実と公訴事実が同一性を欠く場合の措置

問題96

被疑事実と公訴事実の同一性を欠いているのに、求令状の手続がとられないまま身柄拘束が継続している場合、いかに措置すべきか。

(協議結果)

協議の結果、以下の意見が述べられ、特に異論はなかった。

検察官は、勾留された事件につき刑訴法208条所定の期間内に公訴を提起しないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならないのであって、勾留期間の満了によってその勾留は当然効力を失うことになり、したがって、勾留期間経過後の勾留は違法であり、検察官がその責を負うことになる。この関係は勾留状記載の被疑事実と公訴事実との間に事実の同一性がない場合についても同様であるが、この場合に検察官が釈放を怠り不当に勾留していても、裁判官ない

し裁判所には勾留を取り消すべき義務はないものと解される。しかし、裁判所が放置すれば、拘束する根拠がないのに不当拘束を継続することになり好ましくないことから、実務上は、裁判官ないし裁判所が不当な勾留であることを発見した場合は、検察官に対し速やかに被告人を釈放するよう促すのが相当である。もし、犯罪事実の同一性を欠くかどうかについて、検察官と裁判官ないし裁判所の見解が分かれた場合には、裁判官ないし裁判所が同一性を欠くと認めるときは、職権により勾留を取り消すべきである。取消しの根拠としては、刑訴法91条により、不当に長くなった拘禁として勾留の取消しができるとする説もあるが、同法87条による取消しができるのであって、この裁判は確認的な裁判になると考えられる。

〔参考文献等〕

刑裁資236・310, 秋山規雄「勾留事実と起訴事実との同一性につき疑問がある場合の措置」令基315, 奥山恒朗「令状差換(勾留中求令状起訴のとき)の手続」司法研修所報28・142

イ 勾留事実と同一性があると認められる公訴事実について、求令状の申立てがあった場合の措置

問題97

勾留事実と同一性があると認められる公訴事実について、求令状の申立てがあった場合(特に、基本的な事実関係を同じくしながらも、事実の一部に変更があるとか、法的構成を異にする場合)の処理。

(協議結果)

協議の結果、以下のとおりおおむね意見の一致をみた。

理論的には、起訴前の勾留の効力は、勾留状記載の犯罪事実と同一性を有する起訴事実の範囲に及ぶことは当然であり、本問は、このように勾留状記載の犯罪事実と公訴事実とが同一である場合にも勾留状の差換えができるかという問題である。

実務の運用としては、検察官が勾留中求令状の手続をとり、裁判官も起訴された事実につき新たに勾留状を発付し、その執行終了後に検察官が起訴前の勾留状に基づく勾留につき釈放の手続をとる例が多い。このような運用に対しては、起訴前の勾留の効力が起訴後にも及んでいるのに新たな勾留状を発付するのはおかしい、一罪一勾留の原則に反するのではないか、という疑問が示されている。

けれども、一罪一勾留の原則についても、例えば常習一罪の一部分ずつについて勾留できるのかという問題に関しては、例外的に二重勾留を認める立場が有力であり、そもそも現在では、この原則が完全に徹底されているとはいえないのではないかと思われる。さらに、求令状の際には改めて勾留質問が行われて勾留の要件の有無が判断され、それは実質的には起訴前の勾留事実を公訴事実に変更したものと同視できるわけで、被告人に何ら不利益はないこと、そもそも起訴後の勾留は訴因との関係で考えるべきもので、勾留状記載の事実が訴因事実と同一であることが望ましく、勾留状の差換えはこの要請にかなうこと、検察官としても、同一性があると考えて令状の差換え手続をとらなかったところ、事後において同一性がないと判断された場合、起訴後の勾留につき違法勾留であるとのそしりを受けるおそれがあり、事実の同一性に疑問があったり、具体的事

実や罪名に差異を生じた場合には、勾留状差換えを行う実益があることなどからすると、勾留状差換えの方法を違法ないし不当とすべき理由はないと考えられる。

〔参考文献等〕

問題96と同じ

2 求令状起訴に対する職権不発動と釈放命令の性質・方式

問題98

刑訴法280条2項の釈放命令は書面すべきか、あるいは口頭でも差し支えないか。

（協議結果）

協議の際には、いわゆる求令状は裁判所の職権発動を促す意思表示にすぎないので、通常の勾留請求の場合と異なり、これに対する正式の応答を要しないことを理由として、口頭（電話）でもよい、との考え方も出された。

しかし、刑訴法280条2項の「逮捕中求令状」があったのに対して裁判官が勾留状を発しない場合は、在宅中求令状の場合と異なり、単に職権発動をしないということのほか、現に拘束されている被告人の釈放を命ずるという釈放命令の部分があると考えられる。この釈放命令は、身柄拘束を解けという裁判としての命令であることは明らかであって、そうである以上、刑訴規則53条により裁判は原則として裁判書を作らなければならないのであるから、やはり書面を作り、その謄本送達によって告知をすべきであると思われる。実

質的に考えても、刑訴法280条2項の場合は、普通の勾留請求却下と異なるところはなく、求令状に対する判断が義務的であり、通常の職権発動を求められた場合と異なり、勾留状を出すか、釈放命令を出すか、いずれかの処置を明らかにしなければならないこと、その上、この釈放命令は被告人の身柄の釈放を命ずる重大な処分であることからすると、書面という明確な形でこれを行う必要があると考えられる。以上のとおり、書面によるべきであるとする意見が述べられ、大方の賛同を得た。

〔参考文献等〕

金谷利廣「刑訴法280条2項の釈放命令の性質および方式」令基319、金谷利廣「刑訴法280条2項の釈放命令に対して準抗告ができるか」令基321、片岡安夫「刑訴法280条2項の釈放命令の方式」判タ296・224、西村好順「勾留・保釈に関する準抗告の研究」15、刑事実務研究会編・刑事訴訟実務書式要覧1・716

3 勾留期間

冒頭手続終了後に被告人を勾留した場合の勾留の期間

問題99

刑訴法291条の冒頭手続後に勾留状を発した場合、その勾留期間はどうか。

先に起訴された別罪により既に勾留中であったとすればどうか。

（協議結果）

まず、在宅起訴後の勾留の期間は、現実に勾留された日から2か月であるとする点に異論はなかった。

次に、他の罪で既に勾留されている場合については、議論のあるところであり、協議の際にも、

- (1) 新たな罪で勾留された日から2か月、とする考え方のほか、
- (2) 新たな乙罪が、勾留が先行していた甲罪による身柄拘束を利用している関係にある場合には、乙罪の勾留期間に何らかの考慮をすべきではないか、例えば、特段の事情のない限り乙罪の起訴の時点时起算点とするべきではないか、

との意見も有力に主張された。

しかし、これまで実務では、(1)説によって行われているのが一般のようであり、判例も、東京高決昭和39年5月19日(下刑集6巻5=6号620頁)、名古屋高決昭和55年3月14日(高検速報601号)がこの立場を採っている。確かに(2)説が乙罪について甲罪の身柄拘束が利用された期間を考慮しようとする意図には正当なものがあると思われるが、(2)説では、乙罪について甲罪の勾留を利用していたかどうかを検討しなければならず、實際上その判断が困難ではないかと思われ、この点(1)説は客観的に勾留期間を決定でき、画一的処理ができる利点もあるので、実務の運用としては、この考え方でよいのではないか、とする意見が多数を占めた。

〔参考文献等〕

刑裁資236・318、小林充「甲罪について勾留中の被告人に対し乙罪の追起訴がなされ、その後乙罪について勾留状が発せられた場合における乙罪の勾留期間」令基323、金谷利廣「勾留の期間」捜査法大系Ⅱ・84、永山忠彦「勾留の更新」捜査法大系Ⅱ・95、法曹会編

・例題解説刑事訴訟法(五)96、萩原昌三郎ほか「甲罪について勾留中、乙罪についても勾留した場合の乙罪の勾留期間」判タ296・228、井上清「勾留期間の更新と余罪—勾留期間の更新と決定の時期」実例刑訴(新版)32

4 勾留更新

(1) 余罪と勾留更新

問題100

余罪を勾留期間の更新手続の際に考慮することの可否

(協議結果)

協議の結果、以下の趣旨の意見が述べられ、特に異論はなかった。

勾留更新については、最三判昭和30年12月26日(刑集9巻14号2996頁)が、無罪とした公訴事実につき発せられた勾留状の執行により生じた未決勾留日数を、それと併合審理した他の有罪の公訴事実の本刑に算入し得ることを認めており、また、刑事補償の関係についても最大決昭和31年12月24日(刑集10巻12号1692頁)は、他の罪についてされた逮捕、勾留が実質上無罪となった事実のためにも利用されていたときは、その利用された日数は刑事補償の対象となり得ることを認めており、これらの判例は、勾留における厳格な事件単位の原則を崩しているようにも見受けられる。しかし、これらはいくまで勾留について実質的な被告人の利益を考慮した事後措置であるのに反し、勾留更新等は現に継続中の勾留についての問題で

あり、余罪を考慮することが被告人の不利益になる場合であるから、同様に考えるべきではない。

〔参考文献等〕

問題90と同じ

(2) 保釈許可の裁判に対する抗告の裁判前に勾留期間が満了する場合と勾留更新の要否

問題101

保釈許可決定に対する抗告の裁判前に勾留期間が満了することになると予測される場合、原裁判所は勾留継続の必要を認めないにもかかわらず勾留更新決定をしなければならないか。

この点消極に解する場合は、原裁判所は勾留期間の更新をしないことを、抗告裁判所にあらかじめ通知しなければならないか。

(協議結果)

協議の結果、以下の意見が述べられ、特に異論をみなかった。

本問における「勾留継続の必要を認めない」ということの趣旨が、保釈許可決定をした当時と事情の変更がなく、保釈相当であるというだけのことであれば、勾留自体はその理由、必要が認められるのであるから、勾留更新をすることに疑問はないはずである。そうではなく、保釈許可決定をした当時とは被告人の勾留理由に関する事情が変化し、勾留そのものを継続する理由も失われ、保釈しておくことも相当でなくなったという趣旨ならば、勾留更新をすべき

でないことはもちろんであり、それより前に、既にされている勾留による残期間がある場合には勾留を取り消す必要があるということになろう。

次に、勾留期間の満了又は勾留の取消しによって、保釈の前提となっている勾留そのものが失効した場合には、保釈許可決定に対する抗告はその実益がないことに帰着し、棄却されることになるわけである。したがって、この場合、(勾留更新をしないという見込みではなく)勾留失効の事実を原裁判所が抗告裁判所に通知すべき旨を直接定めた規定はないけれども、運用上適当な方法によって通知することは、抗告審の無駄な手数を省く上で有用なことであろう。

〔参考文献等〕

小林克己「保釈許可の裁判に対する抗告の裁判前に勾留期間が満了する場合と勾留更新の要否」判タ296・252

(3) 勾留更新決定をすべき時期

問題102

勾留更新決定は、勾留期間満了の何日前にするのが妥当か。また、控訴があった場合はどうか。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

勾留更新決定は、その原本を被告人に呈示して執行する必要があることから、勾留期間満了前に執行のための呈示が可能であるだけの時間的余裕をもって決定しなければならない。しかし、だからと

いて、勾留期間満了日から余りに先立った日に更新決定を
すると、勾留理由や更新事由の存否の変動があり得るため、一定の間隔
をもって裁判官の審査に服させようとする法の趣旨を没却する結果
となりかねないから、事後の手續に必要最小限の期間を置くにとど
め、特段の事情がない限り、勾留期間満了日に近接した日に行うべ
きである。最大判昭和24年2月9日(刑集3巻2号151頁)は、勾留
更新決定が勾留期間満了の3日から12日前にされたとしても憲法31
条の規定に抵触することはないとしているが、この事案で12日前に
された更新決定は、上訴記録の送付手續を控えてのものであること
がうかがわれる。そして、10日以上前に勾留更新決定をすることは、
遠隔地に記録を送付し、又は遠隔地で更新決定の執行をする必要
がある等、やむを得ない事情のない限り許されないとすべきであ
らうとの見解もみられるところである。したがって、特段の事情が
ない限り、勾留更新決定を勾留期間満了日の10日以上前に行うこと
は相当でないと思われる。

なお、控訴に伴う上訴記録の送付手續のため、勾留期間満了日の
ある程度前に更新決定を行わなければならない場合もあるが、その
場合においても、できる限り期間満了日に近接した日に決定すべき
であらう。

〔参考文献等〕

井上清「勾留期間の更新と余罪—勾留期間の更新と決定の時期」
実例刑訴(新版)32, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(五)101

第4 勾留理由開示

1 勾留理由開示の請求

(1) 検察官が被疑者を釈放した場合の勾留理由開示請求の効力

問題103

検察官が勾留されている被疑者を10日の期間内に独自の権限
で釈放した場合、刑訴法82条3項の「勾留状の効力が消滅し
た」場合に当たるか。

(協議結果)

協議の結果、以下のとおり大方の意見が一致した。

まず、検察官の権限で勾留中の被疑者を釈放できるかというこ
とは議論のあるところであるが、事件がまだ裁判所に係属して
いないのであるから、勾留取消の裁判がなくても検察官の意思
で釈放できると考えられ、実務においてもそのように取り扱っ
ているところである。

次に、検察官が勾留されている被疑者を釈放した場合も、勾留
状の効力が消滅した場合に当たるかどうかについては、厳密に
いうと疑問があるが、刑訴法82条3項は、釈放後は理由開示
をしなくてよいということであるから、検察官が勾留中の被
疑者を釈放した場合も理由開示請求の効力は消滅すると考
えてよいのではないか。検察官が自ら釈放した場合には、
以後当該勾留状は使えなくなるという意味において、刑訴
法82条3項の関係では勾留状の効力が消滅した場合に
当たるといってよいと思われる。

〔参考文献等〕

(2) 勾留理由開示を請求できる「その他利害関係人」の意義

問題104

次の者からの勾留理由開示請求は適法か。

- (1) 被疑者の所属する政党役員
- (2) 被疑者の所属する労働組合役員
- (3) 被疑者の所属する映画会社責任者

(協議結果)

1 協議の結果、以下のとおり意見の一致をみた。

刑訴法82条2項の文理解釈のみからすれば、「その他利害関係人」となっていて、「その他の利害関係人」となっていないから、一定の親族等に準ずる者だけでも限定されず、専ら自己の利害のみから開示請求をする者も認められるようにも読みとれる。そうだとすると、理由開示の制度は請求人のために開示する制度であると理解されないこともないことになる。しかし、判例は、勾留理由は1回開示すればよいとしており、1回開示されれば、その後ほかに利害関係ありとして開示請求をする者がいてもこれを却下してよいことになっているのみならず、法は被疑者及び弁護人の出頭を開示法廷の開廷の要件としてはいても、請求者の出頭を開廷の要件としていないことからみて、やはり請求者のための開示制度とはみることができない。このようにみえると、専ら自己のための開示ではなく、被疑者のための開示請求という前

提で「利害関係人」が規定されているように理解される。実務でも、利害関係人とは、被疑者と身分関係又はこれに準ずるような関係を持つ者に限るとする身分説、あるいは被疑者と直接かつ具体的に利害関係を持つ者に限るとする制限説に立って運用されているようである。

そうすると、単に政党役員、労働組合役員又は映画会社責任者というだけでは足りず、被疑者本人と職場が同じであって常日ごろ指導したり生活の世話をやいているといった関係にあるような疎明があれば開示請求を認める余地もあろうかと思われるが、そのような疎明がなければ「利害関係人」とはいえないであろう。

2 なお、協議の際、勾留理由開示の制度をヘビアス・コーパスに由来するものとみれば、「利害関係人」を緩やかに解し、勾留理由開示を請求する以上は特段の反対事情がない限り「利害関係人」とみるということまでいくかもしれないが、他方、これを予備審問制度の変型とみれば、それほど緩やかに考える必要はないということになろう。刑訴法制定当初はヘビアス・コーパス的考え方であったと思われるが、人身保護法が制定された現在では予備審問的なものとの見方が強いのではなからうか、との指摘があった。

また、「利害関係人」であることの疎明の方法に関して、刑訴規則81条2項により提出された書面において被疑者本人との関係が明らかでなければ、法律上は却下して差し支えないが、運用の問題としては、被疑者本人との特別の関係を更に書面で追完させることも考えられる、との指摘もあった。

[参考文献等]

刑裁資236・337, 田川簡決昭36・9・27下刑集3・9=10・970, 山口地岩国支決昭45・5・7刑裁月報2・5・622, 神垣英郎「勾留理由開示を請求できる『利害関係人』の範囲—被告人の所属する労働組合の役員は利害関係人に含まれるか」令基476, 浦辺衛「勾留理由開示」捜査法大系Ⅱ・278, 石川芳雄・刑事訴訟法の実際問題141

2 勾留理由開示の手続

- (1) 弁護人不出頭のまま理由開示をすることに被疑者が異議を述べた場合の開廷の可否

問題105

刑訴法83条による勾留理由開示に当たって、弁護人が出廷せず、被疑者は弁護人なく開廷することに異議を申し立てたとき、開廷してよいか。

(協議結果)

刑訴法83条3項によれば、弁護人が勾留理由開示期日に出頭せず、被疑者又は被告人が弁護人なくして開廷することに異議を申し立てた場合には開廷することができないと規定されている。それでは、弁護人が正当な理由がなく出頭しない場合、その出頭を待たず開廷できるかどうかという問題については、被疑者又は被告人に異議があれば開廷できないとする消極説と、勾留理由開示事件は必要的弁護事件でないということから、弁護人が正当な理由なく出頭しないときには弁護人の出頭を待たず開廷できるとする積極説の両説

があるが、被疑者又は被告人に帰責事由がある場合を除き、開廷できないとする消極説をとるのが妥当であろう。そうすると、被疑者に国選弁護人を付すことは制度上不可能であるから、設例の場合には開廷することはできないことになる。以上のとおり意見の一致をみた。

なお、被疑者に異議がないということは、開廷前に明らかであることを要するが、その趣旨が明確である以上、黙示の意思表示でも足りる、という指摘があった。

〔参考文献等〕

刑裁資73・10, 神垣英郎「被告人および弁護人が出頭しなければ勾留理由開示の法廷を開けないか」令基474, 中島卓児「勾留および保釈に関する諸問題の研究」司法研究報告書8・9・300, 浦辺衛「勾留理由開示」捜査法大系Ⅱ・281, 小野清一郎ほか・ポケット註釈全書刑事訴訟法(上)(新版)201

- (2) 勾留理由開示手続における理由開示の内容、程度等

問題106

勾留理由開示に関し、

- (1) 勾留の原因となっている犯罪事実は、勾留状記載の被疑事実と起訴状記載の公訴事実との双方を告げなければならないか。
- (2) 罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由についての認定の資料を告げるには、書類の表題、通数、作成者、供述者、内容等をどの程度示すのが相当か。

- (3) (2)の資料は、勾留状発付時のものでよいか。あるいは開示時のものも含むのか。
- (4) 勾留理由の刑訴法60条1項各号の事由は、それを認定した事実だけでなく、その証拠をも告げなければならないか。
- (5) 勾留状発付時の勾留理由は刑訴法60条1項2号、3号の事由であったところ、起訴後勾留更新決定で2号のみの事由となっているときには、3号の理由は消滅していることも告げる必要があるか。
- (6) 勾留の必要性については、どのようにどの程度告げるのが相当か。

(協議結果)

各小問について協議した結果、大方の意見はそれぞれ次のとおりであった。

〔(1), (3), (5)について〕

勾留理由開示においては、勾留状発付当時の理由を告げれば足りるという考え方と、勾留状発付当時の理由に加えて理由開示のときの理由をも告げなければならないという考え方とに分かれているが、次の理由から、理論的には前者の考え方が正しいと思われる。

すなわち、

- ① 勾留理由開示の請求をした者は、勾留に対して上訴権を有するとされており(刑訴法354条)、他方、もし法が勾留の取消しを勾留理由開示の直接の目的としているのであれば、これと同様に勾留理由開示の請求をした者に勾留取消しの請求権を認め

るべきであったのに、そうはしていない。このような規定の仕方からみて、勾留理由開示の制度は、不当勾留からの救済手段として、勾留の取消しよりも、上訴を予想しているものと考えられる。ところで、勾留に対する上訴としては抗告、準抗告が考えられるが、これらの法的性質は事後審であると考えられており、そうすると、勾留状発付以降の事情というのは原則として考慮できない建前になっている。したがって、勾留理由開示においては、勾留状発付当時の理由を示せば足りると理論的には考えられよう。

- ② さらに、最高裁の決定として、最一決昭和28年10月15日刑集7巻10号1938頁が「既に一度勾留理由の開示がされたときはその同一の勾留の継続中は重ねて勾留理由の開示を請求することを許さない」とし、また、最一決昭和29年8月5日刑集8巻8号1237頁及び最三決昭和29年9月7日刑集8巻9号1459頁は、いずれも「勾留理由開示の請求は、同一勾留については、勾留の開始せられた当該裁判所において一回に限り許されるものと解すべきである」としている。仮に理由開示時点での理由をも告げるべきであるとするれば、理由開示を1回に限定するのは相当とは思われないから、このような判例の趣旨から考えても、勾留状発付当時の理由を告げれば足りるとする結論が相当ではないと思われる。

なお、理論的には以上のとおりであるが、そもそも理由開示時点での理由を告げることが明らかに不相当であるというわけではなく、個々の事案に応じて、勾留理由開示当時の理由を告げるという運用をすることが相当な場合もあると思われる。

〔(2)、(4)について〕

証拠の内容をどの程度開示するかについては、細かく分けると次の4説に分けられる。

- ① 第一説は、勾留の原因となる犯罪の嫌疑と刑訴法60条1項各号のいずれに当たるかという結論だけを告げれば足りるとする考え方であり、この考え方によると、小問のような問題は起こってこない。
- ② 第二説は、犯罪の嫌疑と刑訴法60条1項各号の事由を具体的な事実を挙げて告げるだけでよいとする考え方であり、この考え方によっても証拠資料の表題、作成者、供述者等をどの程度告げるかという問題は出てこない。
- ③ 第三説は、事実の告げ方は第二説によりつつ、具体的な事実を認定した証拠資料まで示す必要があるとする考え方である。この考え方に対しては、刑訴法47条が訴訟書類の開廷前の非公開を定めている関係からして、証拠の内容を明らかにするのは適当でないのではないかと、また、証拠を開示することによって罪証隠滅に便宜を与えるおそれがあるし、検察官の証拠収集の程度を探知する方法としてのみ、この制度を利用するといった弊害も生ずるといった批判が加えられている。
- ④ 第四説は、基本的には第二説のように裁判所が証拠資料によって認定した具体的な事実を告げるという考え方に立ちつつ、ある程度の証拠の内容を明らかにすることも許されるとする考え方である。具体的に証拠をどのように告げるのかという点については、例えば、供述者の氏名を明らかにしないで、単に目撃者の供述証拠によるとか、医師の診断書によるとかいつ

たように概括的に告げれば十分であろうといわれている。

勾留理由開示制度の目的は、勾留の理由を開示して、勾留の裁判の正当性を公にするという点にあるわけであり、そのためにはある程度具体的な理由とその根拠の開示が必要であろうと思われる。ただ、第三説については前記のとおり批判もあるところであり、結局第四説のような運用をするのがよいと思われる。

〔(6)について〕

勾留の必要性についても、開示すべきかどうかについて、次の3説が考えられる。

まず、消極説として、本来勾留の理由があればその必要性もあるのが通常であるから、勾留の必要性については告げる必要がない、とする考え方がある。

次に、積極説として、

- ① 常に勾留の必要性を開示すべきだ、とする見解と
- ② 勾留の必要性は刑訴法60条1項各号に該当する事由から推認されるのが通常であるから、あえて開示する必要はなく、例外的に、事案軽微であって一般的に勾留の必要性について疑問が抱かれるというような特別な場合には開示する、とする見解がある。

これらの各説の中では、積極説のうち②説によるのが相当である、というのが大方の意見であった。

〔参考文献等〕

熊谷弘ほか「勾留理由開示の実務上の諸問題」判タ185・37、木谷明「(一) 勾留理由開示において開示すべき理由の程度 (二) 勾留延長・更新の理由開示を求めることは許されるか」令基463、浦辺衛

「勾留理由開示」捜査法大系Ⅱ・275, 堅山眞一「勾留理由開示」ジュリスト法律学の争点シリーズ6・78, 門馬良夫「勾留理由開示手続における『開示すべき理由』についての一考察」司法研修所報28・99, 中島卓児「勾留及び保釈に関する諸問題の研究」司法研究報告書8・9・302, 仁田陸郎ほか「勾留・保釈」刑事手続上255, 村井敏邦「被告人の勾留理由開示請求」法律時報61・2・113

(3) 勾留理由開示手続における当事者の求釈明

問題107

勾留理由開示の際、弁護人の意見陳述に先立って、弁護人から裁判官に対し、釈明申立てがあった。

上記申立てを許すべきか。

また、時間の制限はできないか。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

釈明の問題については、刑訴規則208条3項に「訴訟関係人は、裁判長に対し、釈明のための発問を求めることができる。」とあるが、刑訴規則208条の定める求釈明権は、基本的には、裁判所の有している権限であり、訴訟関係人が裁判所に対して直接釈明を求めることができるとする規定はない。したがって、この点について、裁判長の告知の内容に不明確な点があれば、それについて釈明を求める程度のことは許されるとする学説もあるけれども、こうした求釈明に応ずるか否かは、裁判所の裁量ということになる。実質的に考

えても、裁判所の発言の趣旨が不明であるといった極端な場合は別として、一般的には、事案にもよろうが、裁判所としては弁護人らが意見陳述をするに足りる十分な理由を開示しているわけであるから、それを超えて釈明に応じなければならないというような事態は通常はないのではないかと思われる。

したがって、裁判所が勾留の理由を具体的に告げたと考える限りにおいては、原則として釈明に応ずる必要はないと思われる。ただ、例外的に、例えば裁判所が趣旨不明の発言をしたため訴訟関係人からその発言の趣旨について釈明要求があり、客観的にもその発言の趣旨を明らかにすることが当該訴訟上有益であるといった場合のように、釈明要求の事項によっては、裁判所が釈明要求に応ずることが義務的になることもあると思われる。そこで、弁護人から求釈明の申立てがされた段階で、釈明に名を借りて意見陳述の時間を潜脱することがないように、それが真摯なものか、あるいはそのようなものではないのかを少し聞いて確かめ、不必要なもの判断されれば、そこで求釈明を打ち切って意見陳述に移らせる。そうでなければ、一応その申立てを聞き、対応するということになるが、求釈明を認める場合には、一括して求釈明をさせ、それについて必要な範囲で答えるという運用が適当であろう。

なお、時間制限の点については、真に必要な求釈明であれば、それは刑訴規則85条の3に定める10分の時間制限の対象である「意見陳述」には含ませられないであろうし、逆に時間制限を考えなければならぬような延々と続く求釈明は、本来、裁判所として釈明する必要のないものであろうから、求釈明の申立てを打ち切らせ、意見陳述に移行させるべきである。それにもかかわらず、求釈明して

くる場合には意見陳述とみなして、意見陳述としての時間計測を始めることになろう。

また、釈明を求める事項がある場合には、事前に書面を提出させることが有益である、との指摘があった。

〔参考文献等〕

仁田陸郎ほか「勾留・保釈」刑事手続上256, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法(五)230, 堅山眞一「勾留理由開示」別冊ジュリスト法律学の争点シリーズ6・78, 豊吉彬「勾留理由開示の法廷において、開示すべき理由の程度」判タ296・262

(4) 簡裁に勾留理由開示請求後に地裁に起訴された場合の処理

問題108

簡易裁判所裁判官により勾留され、同裁判所に対し勾留理由開示の請求をした被疑者が、同日の午後、身柄付きのまま地方裁判所に起訴された。この場合の勾留理由開示請求の処理はどのようにすればよいか。

(協議結果)

協議の結果、以下のとおり大方の意見が一致した。

簡裁の裁判官により勾留された被疑者について、事件が地裁に起訴された場合、勾留理由開示はどちらの裁判所においてなすべきかについては、最三決昭和47年4月28日(刑集26巻3号249頁)が地裁説に立ち、公訴の提起前は勾留状を発した簡裁の裁判官が、公訴の提起後第1回公判期日前は公訴の提起を受けた地裁の裁判官が、第

1回公判期日後は受訴裁判所が行うべきとした。

そこで、起訴前に簡裁に勾留理由開示の請求があり、その後当該被疑者が地裁に起訴された場合の処理方法については、勾留理由開示請求がされた時点では簡裁に管轄があったものの、その後地裁に公訴が提起されたため、結局、簡裁には管轄がなくなったのであるから、手続法令に関する違背ということでも却下又は棄却すべきということも考えられる。しかし、申立時には適法であり、その後申立人とは関わりのない公訴提起という事情により管轄が地裁に移ったわけであるから、むしろ、手続の変動に応じて事件をしかるべき裁判所、すなわち地裁に移送するほうが適当であるといえる。ただ、この場合、移送の根拠条文を考えると、刑訴法19条には該当せず、332条の準用によるという説が有力なようであるが、これも簡裁に管轄がなくなった場合を念頭においた条文とは言えず、やや苦しいものがあり、実定法上の根拠は見出し難いところではある。もっとも、最大決昭和24年2月25日(刑集3巻2号246頁)は、本来東京高裁に管轄のある再審請求事件につき最高裁に申立てがあったという事案について、棄却または却下することなく東京高裁に移送するとの決定をしている。これを参考にすれば、本問のような場合も、単なる管轄だけの問題に過ぎないのであるから、請求人の利益を考慮して地裁に移送するとの取扱いも許されるものと考えられる。ただし、このような取扱いは、法律上移送することが命じられている場合ではなく、請求人の利益のために便宜的に行うものであるから、常にこれをしなければならないというものではなく、移送すべきか、却下又は棄却すべきかは、裁判所の裁量にかかるものと考えべきであろう。

なお、このような移送決定に対する不服申立の可否も議論となったが、この点については、準抗告の申立てが許されると考えざるを得ない。また、既に理由開示の期日を指定していた場合には、地裁がその期日に開示できるとは限らないのであるから、訴訟事件の移送の場合と同様に、簡裁の段階で期日を取り消した上で移送するのが妥当であろう、というのが大方の意見であった。

〔参考文献等〕

大久保太郎・最高裁判所判例解説（最三決昭47・4・28）昭47・39，刑裁資174・282，比留間健一「簡易裁判所で勾留状が発せられて事件が地方裁判所に起訴された場合，勾留の理由開示はいずれの裁判所がなすべきか」判タ296・266，木谷明「簡裁に勾留理由開示請求があった後，事件が地裁に起訴された場合の理由開示をすべき裁判官」令基479

第5 勾留の執行停止

1 勾留執行停止の理由

問題109

被疑者（被告人）の就職試験，入学試験等は勾留執行停止の理由となるか。

（協議結果）

協議の結果，以下のとおり大方の意見が一致した。

刑訴法95条は，勾留の執行停止の要件として，「相当と認めるとき」と規定するのみであり，いかなる場合に勾留執行停止をなすべ

きかについては，裁判所又は裁判官の裁量に委ねられている。

被告人については，保証金没取の威嚇という抑制手段を伴う保釈の制度があり，そのような手段を伴わない勾留執行停止よりも身柄確保という面で優れていることからすると，勾留執行停止は，保釈が不可能又は不適當である場合に初めて認められる例外的な制度であるということができよう。このような考え方に立つと，勾留執行停止は保釈保証金の納付が不可能であるということだけでは足りず，親族等への委託や同居制限等の条件のみで出頭ないし身柄確保が確実に期待しうるか，あるいは，たとえこの期待が裏切られても，なお勾留の執行を停止して釈放させることの切実な必要がある場合に，これを認めるべきであるということになり，實際上，被告人の病気，近しい親族の冠婚葬祭，学生である被告人の試験等の場合に限られてくることになる。

被疑者の場合には，保釈の制度はないものの，起訴前の勾留は，起訴後の勾留に比して短期間であることや，起訴前の勾留は身柄を拘束することで捜査，取調べの遂行に資するものであるから，その期間中の一時的な身柄釈放は，その趣旨と相容れないことを考慮すると，被疑者の勾留執行停止も被告人の場合と同様，例外的な場合に限って認められると解するのが相当であろう。

勾留執行停止に関する裁判例は，刑裁資236号「令状関係裁判例集（逮捕・勾留編）」にいくつか挙がっているが，その中で学校の試験等に関するものでは，建造物侵入等被疑事件において神戸地決昭和45年3月31日が，勾留理由は60条1項3号であって逃亡のおそれもそれほど強くないことを理由として，就職試験（面接）の日のほかその後2日の期間につき勾留の執行を停止した原決定を維持して

おり、他方、東京地決昭和43年10月27日は公務執行妨害被疑事件（防衛庁襲撃事件）において、被疑者が年長少年（18歳6か月、高校3年生）であること、事案の性質、被疑者の態度から証拠隠滅のおそれ大きいこと、追試の方法があることなどを理由として、第2学期の中間試験受験のための勾留執行停止を認めた原裁判を取り消しているのが参考になる。

被疑者（被告人）の勾留執行停止に関して、学校の試験、就職試験が問題となる場合には、被疑者、被告人が少年あるいは若年であり、その将来を奪うことのないよう配慮する必要がある場合も多いであろうが、それも、当該被疑者、被告人の前科、前歴等にもよることであり、このほか事案の重大性や罪証隠滅、逃亡のおそれの強度、身柄を委託することのできる親族等の監視能力等を考慮して、慎重に判断すべきであろう。

〔参考文献等〕

西村好順「勾留・保釈に関する準抗告の研究」230、木谷明「勾留の執行停止」捜査法大系Ⅱ・298

2 勾留執行停止に条件を付けることの可否

問題110

接見等禁止処分付きで勾留中の被疑者から、実母の葬儀に出席したいとの理由で、勾留執行停止の申立てが出された。

この場合、勾留執行停止に「警察官の同行」という条件を付すことの可否。

（協議結果）

1 勾留執行停止に裁判所が適当な条件を付けられることは実務上当然のこととされており、学説上の異論もないようである。もっとも、勾留執行停止に「警察官を同行すること」との条件を付けることについては、名古屋地決昭和40年9月28日（下刑集7巻9号1847頁）は、「本来、この（勾留執行停止に付する）条件は被告人がその条件を遵守するかしないかが被告人の自由意思によって決定し得られる事項のものでなければならないと考えられるところ、この意味において、この条件は勾留執行停止の条件として適法なものでなく……」としており、学説もこれを支持する見解が多いようである。これによれば、設例のような条件を付すことはできないということになる。

しかし、これに対し、東京高決昭和59年9月7日（東高時報35巻8＝9号73頁）は、原決定が、停止期間を31時間とした点是不当であるとして、その期間を短縮したが、「執行停止中検察官が被告人に介護者を付することができる。」との条件を付していた点についてはこれを維持し、勾留の執行停止を認めている。果たして、勾留執行停止に「警察官を同行すること」あるいは上記決定のように「検察官は介護者を付することができる」との条件を付することが、実際に勾留執行停止制度の本旨に反するもの、すなわち実質的に身柄を拘束するのと同様の結果となるもの、といえるかどうかについては、なお慎重に検討する必要があると思われる。

協議では、以上のようなことが議論されたが、大勢として明確な結論を出すには至らなかった。

2 もっとも、実務的な観点から、勾留執行停止をする必要があると認められるものの、他方で逃亡あるいは罪証隠滅のおそれも非常に強いというような事案については、設例のような条件を付すことはできないとの立場を採って、逃亡等のおそれを理由として勾留執行停止を全く認めないという形で処理するよりは、むしろこのような条件を付すことによって、勾留執行停止を認める方向で考慮してしかるべきであろうと思われる、という意見も強く主張された。

3 さらに、仮に、このような条件を付すことは不適當であるとした場合には、被疑者の逃亡等を防ぐための措置としては、執行停止期間を必要最小限の期間に限定すること、刑訴法95条のいわゆる委託制度を利用し、被疑者の親族や弁護士等に被疑者を委託すること、事実上、検察事務官あるいは警察官において被疑者の行動を監視することのほかにはないように思われる、という指摘があった。

〔参考文献等〕

木谷明「勾留の執行停止」捜査法大系Ⅱ・298、佐々木史朗「入院のため勾留の執行停止中の者の逃亡を防ぐ措置」令基355、平田友三「勾留執行停止中の被疑者の逃亡を防ぐ措置」判タ296・382、高橋繁ほか「勾留執行停止に関する手引」全国書協会報102・26

3 勾留の執行停止期間満了前に停止事由が消滅した場合の措置

問題111

勾留の執行停止期間の満了前に停止事由が消滅した場合、何

らかの措置（例えば、執行停止決定の取消決定、執行停止期間の短縮決定など）によって、執行停止の効力を消滅させることができるか。

また、できるとした場合、検察官にこうした措置を請求する権利があるか。

（協議結果）

1 勾留の執行停止期間の満了前に停止事由が消滅したという場合には、刑訴法96条1項各号に該当するとはいいいにくい場合がほとんどであろうから、同項各号によって取り消すのは文理上無理があるとも考えられる。しかし、執行停止の事由が消滅したのに執行停止の取消しができないというのはいかにも不合理であり、この制度の趣旨からして取消しが肯定されるのではないか。

次に、勾留の執行停止期間の短縮については、勾留の執行停止は、鑑定留置の場合と異なり、期間の延長、短縮の規定（刑訴法167条4項）が置かれていないが、鑑定留置の場合はあらかじめ期間を定めることになっていることに対応してこのような規定があるのであって、執行停止の場合には期間を定める旨の明文がないため、期間の延長、短縮について法が触れていないのにすぎないのではないかと考えることができる。また、執行停止期間満了前に執行停止の事由が消滅することがあらかじめ判明したときには、その消滅を待って取消しを行うというよりは、期間を短縮する方法が有効であるという理由から、期間の短縮も許されると考えられる。

以上が大方の意見であった。

2 次に、検察官の請求権の有無については、短縮の場合は認められないということで意見が一致したが、取消しに関しては、刑法96条を準用して肯定する積極説と、同法95条の執行停止自体について当事者の請求権が認められないのであるから取消しについても認められないとする消極説があり、意見が分かれた。

3 なお、実務上は、設例のような事態が生じないように、勾留の執行停止決定をするに当たっては、真に必要な期間に限って停止決定をする配慮が重要であろう、との指摘があった。

〔参考文献等〕

木谷明「勾留の執行停止」捜査法大系Ⅱ・302、涌井紀夫「勾留の執行停止の期限及び条件を付することの可否」判タ296・380、熊谷弘ほか「勾留に関する実務上の諸問題」判タ181・43

第6 不服申立て

1 勾留請求却下の裁判に対する準抗告

(1) 勾留請求却下の裁判に対する準抗告に伴う裁判の執行停止の可否

問題112

勾留請求を却下し、これに対して準抗告の申立てがあったとき、執行停止ができるか。

(協議結果)

1 勾留請求却下の裁判に対する準抗告の申立てに伴う原裁判の執行停止の可否については、勾留請求却下の裁判の性質をどうみる

かという問題と関連することであり、協議に際しては、

(1) 勾留請求却下の裁判は釈放命令を含むから、狭義の執行というものがなくても、釈放命令に基づき現実に釈放するという意味での広義の執行という観念を入れる余地があり、現実に釈放されるまでの間に、この執行停止をすることは可能であること、刑訴法432条が424条1項ただし書を準用していること、等を根拠として積極的に解する意見と、

(2) 勾留請求却下の裁判は、勾留請求後請求に対する判断があるまで許されていた身柄拘束の根拠を消滅させるもの（解除条件付拘束の効力の消滅）であるから、請求却下の裁判の執行停止によってはその根拠を復活させることはできない、言い換えると、執行停止は不可能であり、刑訴法424条は準用される余地がないこと、等を根拠として消極に解する意見

が述べられたが、積極的に解する意見が多数であった。

なお、積極説をとった場合に、勾留請求却下の裁判がされてから執行停止の裁判がされるまでの身柄拘束の根拠をどのように考えるかについては、(ア)執行停止を認める以上、準抗告及び執行停止の申立てまでは検察官の準備期間として、その申立てから停止についての判断までは執行停止の審査期間として、合理的な時間は身柄拘束が認められるとする考え方、(イ)監獄法65条を根拠とする考え方、(ウ)準抗告が申し立てられると、勾留請求の効力が回復し、その効力、すなわち逮捕状の効力によって拘束し得るとする考え方がある。しかし、これまでいわれてきたこれらの根拠が果たして説得力があるかどうかについては、なお慎重に検討する必要があるのではないかとと思われるし、他方、消極説をとる場合に

は、準抗告裁判所で勾留請求却下の原裁判を取り消して勾留する場合、被疑者の身柄確保の方法をどうするかという点が一番大きな問題であり、これについて適切な方法を見いだせない限り、執行停止を否定することは準抗告制度の否定につながりかねないことになり得ると思われる、との指摘があった。

2 次に、積極説をとった場合、執行停止の機関をどうするかという点については、

(1) 準抗告には刑訴法423条の準用はないけれども、準抗告の申立てがあったことは原裁判官にも通知されるから、執行停止をするか否かの判断は可能であり、むしろ実情を知っている原裁判官の方が迅速適切な裁判ができるとして、原裁判官もできるとの意見と、

(2) 刑訴法は明らかに準抗告に同法423条1, 2項を準用しておらず、逆に準抗告申立書は原裁判官を経由せずに直接準抗告裁判所に差し出すこととされていることからすると、刑訴法は原裁判官には執行停止をさせる必要がないとしたものと解されるとして、準抗告裁判所に限られるとの意見が述べられた。

このうち、(2)の意見に対しては、準抗告裁判所の構成ができなため執行停止の裁判が遅延することになると、違法拘束の問題が生ずるおそれがあるし、特に、合議事件を取り扱わない地裁支部においては、自庁で準抗告裁判所を構成することが不可能であり、遠隔地の合議事件を取り扱う支部や地裁本庁において執行停止を処理するということになると、問題はもっと深刻になることが考えられる。また、準抗告及び執行停止の申立ては、検察官の

書類整理の関係上、多くは裁判所の執務時間終了後にされるから、地裁本庁でさえ準抗告裁判所の構成は容易ではないということもあり、まして、本庁において支部の事件に関する執行停止申立てに備えた事務分配を定めることは不可能に近い、という批判が述べられ、どちらかという(1)の原裁判官もできるとする意見が多数であった。

〔参考文献等〕

刑裁資236・282, 高知地判昭42・11・17判時503・24, 名古屋高判昭43・11・21判時592・76, 小林充「勾留請求の裁判に対し準抗告があった場合において執行停止をすることができるか」令基293, 浦部衛・刑事実務上の諸問題181, 清水勇男「勾留に関する準抗告制度の理論と実務上の諸問題」司研20周年記念論文集3・470, 香城敏磨「勾留請求の却下と身柄の釈放」捜査法大系Ⅱ・149, 千葉裕「勾留却下の裁判に対する執行停止の可否」判タ296・208, 青木英五郎ほか「勾留請求の却下と被疑者の釈放」実例刑訴(新版)22, 菊池信男「勾留請求却下の裁判に対する準抗告と執行停止の許否」司法研修所報28・111, 竹田稔「勾留請求却下の裁判と勾留状を発しない裁判に関する手続上の諸問題」司研20周年記念論文集3・459, 野間禮二「勾留請求却下の裁判に対する準抗告と執行停止」刑事実務ノート3・274, 横山晃一郎「勾留請求却下後の被疑者の身柄の拘束はいつまで許されるか」判時510・116, 坂井文雄「勾留請求却下の場合の問題」刑事裁判実務大系11・449

(2) 勾留請求却下の裁判に対する準抗告審で、準抗告を認容して勾留の裁判をする場合の手続、勾留理由開示をすべき裁判

問題113

準抗告裁判所が勾留請求却下の裁判に対する準抗告が理由ありと認める場合、刑訴法61条の勾留質問の手續をした上で、原裁判を取り消して勾留状を発すべきか。

また、この場合、勾留理由開示は準抗告裁判所が行うことになるか。

(協議結果)

1 協議においては、準抗告裁判所が準抗告を理由ありとする場合には、原裁判官においていわゆる門前払いをした場合を除いては、勾留の理由、必要についてそれを実質的に判断しているのであり、その却下の裁判を取り消すときは、当然に勾留の理由、必要を肯認しているわけであって、勾留状を発するに熟していると解されるから、このような場合には、勾留事務処理の迅速性の要請から自判、すなわち準抗告裁判所において勾留状を発すべきである、ということ为前提として論議された。

その場合、改めて勾留質問を要するか否かについては意見が分かれ、準抗告裁判所において改めて勾留質問を行うという意見もあったが、勾留質問は被疑者の被疑事実に対する意見弁解を聴取する手續であり、それが既に原裁判官の下で行われていれば、再度行う必要はないと考えられる、というのが大方の意見であった。

2 次に、準抗告裁判所において勾留状を発した場合、勾留理由開示は準抗告裁判所が行うべきか、原裁判官が行うべきかについて

は、開示すべき理由は勾留した際の理由で足りると考えると、その事情を最もよく知っている準抗告裁判所がすべきことになろうが、準抗告事件としては事件が終了していると考え、原裁判官（勾留請求を受けた裁判官と具体的に同一人であることは必要としない。）がその権限を持つものとも解される。この点について最一決昭和29年8月5日（刑集8巻8号1237頁）は、開示は勾留の開始された裁判所において1回に限り許されるとし、その趣旨は、勾留の開始された当該審級の意であるが、判文からすると、勾留した裁判所でも、移送を受けた裁判所でもよいとする趣旨のようである。そうすると、これと同様に、結局は準抗告裁判所と原裁判官の双方に管轄権があり、事務分配の問題として解決してよいのではないかと思われる。なお、実務上は、多くは準抗告裁判所で行っているのが実情であるが、それは、このような考えの下に諸般の事情を考慮して事務分配の問題としてそのような処理をしているものと説明できよう、とする意見が述べられ、特に異論はなかった。

〔参考文献等〕

木谷明「勾留請求却下の裁判に対する準抗告審で原裁判を取り消し、勾留状を発付すべき場合の手續」令基304, 浦辺衛・刑事実務上の諸問題184, 青木英五郎ほか「勾留請求の却下と被疑者の釈放」実例刑訴（新版）26, 原田修ほか「勾留質問」刑事実務ノート3・189, 新関雅夫「準抗告審で勾留状を発付した場合と理由開示をすべき裁判官」令基483, 安倍正三「準抗告裁判所で行う勾留理由開示について」判時207・4, 村上幸太郎「準抗告審で勾留状を発した場合と理由を開示すべき裁判官」刑事実務ノート3・321

第3編 逮捕・勾留をめぐるその他の問題

第1 再逮捕・再勾留

1 同一事件の再逮捕

(1) 緊急逮捕状の請求が却下された後の通常逮捕状請求の可否

問題114

任意同行の形式による実質的な逮捕が先行していたとして、緊急逮捕状の請求が却下された場合、再逮捕は許されるか。

(協議結果)

1 まず、逮捕手続が違法であるとして、緊急逮捕状の請求が却下された場合において、再逮捕が許されるかという一般論について協議したところ、逮捕を必要とする事情に何ら変化はないのに安易に再逮捕を認めるのでは、逮捕による身柄拘束時間を厳格に規制した法の趣旨が没却されることとなり、実質的には捜査官の手落ちをとがめないことになるわけで、かくては、逮捕の要件を捜査官が緩やかに解する風潮を招き、事実上逮捕の蒸し返しが行われるおそれがあるのではないか等の理由から、同一事情の下では1回の逮捕しか許されないとして、その後の通常逮捕を認めない、とする消極説も有力に主張された。

しかし、一たび捜査官が逮捕段階で手続上の違法を犯したならば、爾後再逮捕及びこれに引き続く勾留が全く許されなくなるとするのは適当ではなく、当初の逮捕手続の違法の程度を判断し、

その違法が軽微な場合には再逮捕を認めるべきである。例えば、犯罪の嫌疑が極めて薄いのに逮捕したというように、当初の逮捕手続に著しい違法がある場合には、再逮捕は許されないが、緊急逮捕すべきところを現行犯逮捕したというように、逮捕の実体的要件はあるけれども逮捕手続の種類を選択を誤ったというような比較的軽微な違法があるにすぎないときは、再逮捕を認めてよいのではないか、という積極説が多数であった。

2 そこで積極説の立場から、実質的な逮捕の先行を理由として緊急逮捕状の請求を却下したような事例について検討した結果は、次のとおりである。

この場合、任意同行が実質的には逮捕であると判定されたその当該逮捕時点においては、刑訴法210条の要求する「直ちに逮捕状を請求する手続」とっていないわけであるから、憲法33条に違反する重大な違法があったといえないこともない。しかし、警察官としてはその時点ではまだ緊急逮捕をしたという認識はなく、任意同行と考えたからこそ直ちに緊急逮捕状の請求手続をとらなかったわけであり、緊急逮捕をしながら直ちに緊急逮捕状の請求手続をとらなかったという場合とは事情が違うのではないかと考えられる。そこで嫌疑がないのに任意同行だといって強制的に連行して取り調べたような場合を除いては、緊急逮捕すべきところを現行犯逮捕手続をとったために直ちに逮捕状を請求しなかった場合と同様に考えてよい、すなわち再逮捕を認めてよいのではないかと思われる。ただそうはいっても、この場合には、先に違法逮捕がされたことを十分に考慮しても、なお逮捕の必要性があるという場合でなくてはならないので、再逮捕状を発付する

については、普通の場合以上に慎重に必要性を判断すべきである。以上の意見が大勢であった。

なお、この場合、身柄を警察にとどめておいたまま釈放、再逮捕という形式をとれば足りるのか、いったん身柄を完全に解放した上で再逮捕すべきかという問題があり、これについては、札幌地決昭和36年10月2日（下刑集3巻9=10号974頁）が前者の立場をとっているが、やはり身柄を完全に解放した上で再逮捕の手続をとる方がよいのではないかと、との指摘があり、特に異論はなかった。

〔参考文献等〕

刑裁資236・398, 小林充「逮捕手続の違法を理由として勾留請求を却下した場合において同一事実について被疑者を再逮捕することの可否」令基136, 中島卓児「勾留及び保釈に関する諸問題の研究」司法研究報告書8・9・23, 74, 光藤景皎「勾留請求の効力」捜査法大系Ⅱ・138, 石井一正「違法逮捕と勾留」法律時報38・4・92, 吉川義春「緊急逮捕の例外性と緊急性の要件」法律時報38・5・101, 石松竹雄「再逮捕・勾留をめぐって」法律時報39・1・85, 法曹会編・例題解説刑事訴訟法（四）改訂版112, 馬場義宣「同一事実による再逮捕について」警察公論35・12・121, 茅根勝「同一犯罪事実についての再逮捕」警察時報34・6・65, 伊藤孝「同一事実と再逮捕」警察公論30・10・80, 同30・12・91, 中野佳博「同一の被疑事実による再逮捕・再勾留」研修486・133, 中野佳博「逮捕手続の違法と勾留請求」研修515・91

(2) 逮捕手続の違法を理由に勾留請求が却下された後の再逮捕

の可否

問題115

被疑者に対する勾留請求に対し、その前提となる逮捕手続が不適法であるとして請求が却下された場合、検察官は、緊急逮捕の要件を充足するときには、同一事実につき直ちに緊急逮捕できるか。

（協議結果）

1 まず、勾留は適法な逮捕手続を前提とするから、逮捕手続が違法である場合は勾留請求を却下すべきである、とする点では、意見が一致した。

その場合に再逮捕が許されるかという問題については、消極に考える意見も有力に主張された。その根拠をまとめると以下のとおりである。

再度の逮捕状の請求及びその発付ということは、法律上も予想されているところであるが（刑訴法199条3項、刑訴規則142条1項8号）、これが認められる場合として一般的に説明されているのは、例えば、逮捕状の請求が却下されたけれどもその後逮捕の要件が備わった場合とか、逮捕取調べの結果いったん被疑者を釈放したところ新たに逃亡のおそれ等逮捕を必要とする事情が生じた場合などであり、いずれも捜査官に手落ちがないとともに、前の逮捕の時点とは異なる逮捕を必要とする事情が新たに発生した場合である。これに対して、設例の場合は、これと異なり、新たな逮捕を必要とするに至ったのが捜査官の手落ちに基づくもので

あるとともに、逮捕を必要とする事情には何ら変化がない場合である。この場合については、現行法は、同一事情の下では1回の逮捕しか予想していないとみるべきであって、何ら事情の変更がないのに、捜査官の手落ちということだけのために再逮捕を認めるべきではない。もしこれを認めるならば、逮捕の手続、特に身柄拘束の時間の制限について厳格な規制を加えている法の趣旨は没却され、逮捕の蒸し返しということにもなり、逮捕の要件を緩やかに解する風潮を招くおそれもある。

2 しかし、協議の結果、逮捕手続の違法の程度によっては、再逮捕を認めてよいとする積極説が多数を占めた。その論拠をまとめると、以下のようなところである。

消極説のように、司法警察員の当初の手続上の瑕疵のため、爾後あらゆる場合に逮捕、勾留が許されず強制捜査の道が全く閉ざされるとすると、やはり妥当でない場合がある。最初の逮捕手続に著しい違法がある場合、例えば、犯罪の嫌疑が極めて薄いのに逮捕したとか、やむを得ない事情がないのに逮捕から勾留までの制限時間を遵守しなかったというような場合は、再逮捕は許されるべきではないといえるが、例えば緊急逮捕すべきところを現行犯逮捕したという場合のように、逮捕の実体的要件はあるけれども逮捕手続の種類を選択を誤ったというような場合には、再逮捕を認めてもよいのではないか。この場合には、最初の逮捕状の請求を却下して改めて手続をやり直させることは、捜査機関の手落ちをはっきりさせることにより反省の契機を与えるという点で意味のあることであろう。

3 なお、協議に際して、2のように限定的に解したとしても、再

逮捕を認めると被疑者の逮捕段階での身柄拘束時間が長くなるということから、最初の逮捕と再逮捕のそれによる身柄拘束時間を合わせて48時間ないし72時間とするべきであるとの考え方が示された。

しかし、これに対しては、最初の逮捕に基づく勾留請求後の裁判所段階での身柄拘束時間をどう評価するかという問題（これを算入するとなると、裁判所段階での時間の長短によって再逮捕に基づく爾後の勾留等の手続の許否が決せられることになる。）や、最初の違法な逮捕の拘束を適法な拘束と同一に取り扱うことがかえって手続の不明確を来すという批判もあるところであり、運用上、再度の逮捕状発付の際、検察官に即日勾留請求ないし公判請求をすることを促す、あるいは勾留後において、勾留期間の満了を待たずその前に勾留の取消を考慮するということが考えられ、実際にもこのような運用がされている場合がある、との指摘があった。

〔参考文献等〕

問題114と同じ

(3) 既に勾留中の事実と同一性のある被疑事実について逮捕状を発付することの可否

問題116

自動車運転者による業務上過失致死被疑事件の勾留中に、実は、自動車事故を装って被害者を殺害したものであることが判明したとして、殺人被疑事件で逮捕状の請求があった場合、そ

の嫌疑が認められるときは、逮捕状を発付できるか。

(協議結果)

協議の結果、次のとおり大方の意見が一致した。

同一被疑事実についての被疑者の逮捕、勾留が原則として1回に限られるべきことは、被疑者の人権保障の見地から、刑訴法が203条以下において、逮捕、勾留の期間について厳重な制約を設けた趣旨からも導かれる。しかし、一方で刑訴法199条3項、刑訴規則142条1項8号が再逮捕を予想した規定を置いていることからすると、同一の被疑事実による被疑者の再逮捕については、一定の例外的場合にはこれが認められるものと解すべきである。また、同一被疑事実による被疑者の再勾留についても、明文の規定はないが、現行法上これを禁止した規定はなく、逮捕と勾留は相互に密接不可分の関係にあることにかんがみると、法は例外的にこれを許しているものと解するのが相当である。具体的には、新たな証拠の発見により嫌疑が復活、明確化したこと、あるいは逃走ないし罪証隠滅のおそれの復活したことなどの事情変更の内容・程度、先行の身柄拘束期間の長短、その期間中の捜査経過、事案の軽重、検察官の意図等諸般の事情を考慮し、社会通念上捜査機関に強制捜査を断念させることが首肯し難く、ほかに適切な手段がない場合であって、身柄拘束の不当な蒸し返しと認められない場合に限って、再度の逮捕、勾留が許されると解される。

そこで設例の事案については、業務上過失致死被疑事件について勾留期間の延長を行い、20日間の勾留期間をほぼ使い果たした時期に再度の逮捕状の請求があったような場合を想定すると、捜査官側

が殺人の嫌疑を持った時期を見極める必要がある。これがかなり早い時期であり、現に殺人の容疑についても証拠固めをしてきたと認められるときには、この段階で再度の逮捕、勾留を認めることは、身柄拘束の不当な蒸し返しと評価される要素が極めて強いと考えられ、逮捕状の発付については相当慎重に検討する必要があることとなろう。

〔参考文献等〕

判裁資236・412, 広島高判平元・2・16高検速報平元・2, 渡辺恵一「同一の被疑事実による再度の逮捕・勾留の可否」研修497・49, 吉田昭・捜査手続法精義(三訂版)545

(4) 同一事実についての再逮捕とその資料

問題117

一度逮捕状により逮捕したが、被害者と対面の結果、人違いであるとの供述があったので身柄を釈放した後、再び同一被疑者に対し、同一事実についての逮捕状の請求がされた場合、再逮捕を許すには、どの程度の資料を必要と解すべきか。

(協議結果)

協議の結果、以下のように、おおむね意見が一致した。

刑訴法199条3項、刑訴規則142条1項8号は、同一事実について2度以上逮捕状の請求、発付をすることができることを前提としており、再逮捕を法律は予想しているといえるが、特別の事情のない限り、原則としては、いったん逮捕した被疑者を更に同一事実によ

り逮捕することは許されないと考えるべきであろう。ただ、いったん被疑者を釈放した後であっても、事情の変更により更に被疑者の逮捕の必要性が生じた場合には、裁判官の必要性についての厳格な判断の下に、更に逮捕状を発付してもよいといわれているところである。

設例のように、人違いであるという被害者の供述や、嫌疑が薄弱であること等により被疑者をいったん釈放した場合であっても、その後の捜査により収集された資料によって、被疑者が人違いでなくやはり犯人であるということが、例えば、被疑者が同種の犯行を何回も繰り返しているとか、被害者が意識的に嘘をついていたというような事情が判明したとして、新たな証拠により合理的に説明できるときには、再び逮捕状を発付して差し支えないであろう。

〔参考文献等〕

法曹会編・例題解説刑事訴訟法（四）改訂版112；馬場義宣「同一事実による再逮捕について」警察公論35・12・121，茅根勝「同一犯罪事実についての再逮捕」警察時報34・6・65，伊藤孝「同一事実と再逮捕」警察公論30・10・80，同30・12・91，中野佳博「同一の被疑事実による再逮捕・再勾留」研修486・133

- (5) 緊急逮捕して引致途中に被疑者が逃走し、捜査官から緊急及び通常の両逮捕状の請求があった場合の措置

問題118

窃盗被疑者を緊急逮捕し、手錠をかけて警察署に連行の途中に逃走されたとして、当該被疑事実に基づき緊急逮捕状及び通

常逮捕状の請求があった場合の取扱い。

（協議結果）

刑訴法210条1項末段が「逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない」と規定していることからして、緊急逮捕は逮捕状請求時に被疑者の身柄が拘束されていることが要件であると解されるとして、通常逮捕状のみを発付し、緊急逮捕状の請求は却下する、との意見も述べられたが、多数の意見は次のとおりであった。

緊急逮捕は、法の厳格な要件の下に緊急を要する例外的場合であるとして、令状を持たずに逮捕が許される場合であり、逮捕行為が行われたときは、直ちに裁判官に逮捕状を求める手続がされなければならない。したがって、現実の身体拘束が行われ、被逮捕者が逮捕者の支配内に入った以上は既に逮捕行為が開始されたのであるから、爾後被逮捕者が逃走、釈放等によりその支配から脱したとしても、それまでにされた逮捕行為の当否については、裁判官の事後審査を受けなければならない。このことは、たとえ緊急逮捕における逮捕行為を引致までとみても、変わりがないものと考えられる。しかし、同逮捕状は、新たな逮捕行為を許容する性質のものではないから、これにより被疑者を再逮捕することはできない。既に全く実力支配を脱した被疑者を再逮捕するには、改めて通常逮捕状によるべきである。

なお、これに対しては、緊急逮捕状を発付するとする見解の中から、逮捕はその本質上同一事実について一回的なものであるとの原則から、法の認めない原因で中断した逮捕について別個の逮捕手続

を要求するのは、論理の徹底を欠くものであるなどとして、緊急逮捕状の効力として、前の逮捕行為の継続として逃走者を発見次第、当然に拘束して差し支えない、との意見もみられた。しかし、この意見に対しては、そのように考えた場合には、発見して再逮捕したときは、緊急逮捕の継続として無令状逮捕の継続ということになり、また、制限時間の起算点、逃走時間の算定ないし刑訴法206条のやむを得ない事情による遅延の解釈等に複雑な問題を生ずるので、むしろ問題の生じた当該時点において過去の無令状逮捕の正当性の審査を求め、手続を明らかにしていく解釈の方が明確であろう、との指摘があった。

〔参考文献等〕

馬場義宣「同一事実による再逮捕について」警察公論35・12・121, 茅根勝「同一犯罪事実についての再逮捕」警察時報34・6・65, 伊藤孝「同一事実と再逮捕」警察公論30・10・80, 同30・12・91, 刑裁資140・199, 202, 新関雅夫「緊急逮捕した被疑者が逮捕状請求前に逃走した場合の措置」令基94, 木谷明「引致途中等あるいは勾留中の被疑者が逃亡した場合の措置」令基125, 中島卓児「勾留及び保釈に関する諸問題の研究」司法研究報告書8・9・64, 99

2 常習一罪の各部分についての逮捕・勾留の可否

問題119

常習犯罪（常習賭博，常習暴行等）により事件係属中の者が保釈中に更に同一常習一罪に属する犯罪を行った場合，再逮捕

及び再勾留ができるか。

（協議結果）

1 「一罪，一逮捕，一勾留」の原則を貫きたいという考慮から，なるべく二重逮捕，二重勾留を避けようとするために，後の事実についての逮捕状の請求があった時点で逮捕状を発付せず保釈の取消しを考慮する，あるいは後の事実について勾留請求があった時点で勾留請求を却下して保釈の取消しを考慮する，という考え方もある。

しかし，これは，前の勾留の効果が後の事実にも及ぶと考えるからであるが，(1)手続上，後の事実についての犯罪の嫌疑なり，身柄拘束の必要性が消極に判断された形となっておかしいのではないかという批判があり，また，(2)逮捕，勾留は裁判官が判断し，保釈の取消しは公判裁判所（これが問題となるのは第1回公判期日後である場合が多いであろう。）が判断することになるので，実務上両者の見解の一致をみるかどうか，事件処理の一致が図られるかどうか甚だ疑問であるとの指摘もあり，さらに，(3)逮捕，勾留の請求があった時点で保釈を取り消すといっても，起訴され保釈中の事実について罪証隠滅のおそれがない場合にも，保釈後の事実の罪証隠滅のおそれを考慮して取り消すことができるものか問題があるとされているところである。このような問題を考えると，前記の考え方は再検討の必要があるのであって，むしろ，一罪一逮捕一勾留の原則は，相当の理由があれば例外を認めてもよいのではないか。そして，設例のような場合は，実体上の罪数はともかく，捜査段階では別の事件と考え，逮捕，勾留を認

めるということによいのではないかと考えられる。

以上のとおり大方の意見の一致をみた。

2 この場合、後の事実に関して訴因の変更がされたときに、二つの勾留を併存させることができるかどうかが問題となる。この点については、一方の勾留の効力が他方に及んでいるから、いずれかを取り消すべきだと考える場合には、後の勾留を取り消すのが理論的であるとする意見、後の勾留は前の勾留事実を考慮した上で出されているので、むしろ前の勾留を取り消すべきであるという意見、前の事実についての勾留と後の事実についての勾留を一体化し、勾留期間については前の事実についての起訴時を基準として考えるべきであるという意見などがみられたが、いずれも多数を占めるには至らなかった。

〔参考文献等〕

刑裁資236・427, 小田健司「常習一罪の各部分についての逮捕・勾留の可否」令基51, 小林充「常習一罪の各部分についての逮捕・勾留の可否」判タ272・51, 村上保之助「常習一罪の一部についての逮捕, 勾留の可否」判タ296・82, 安廣文夫「包括一罪の一部についての勾留の可否」判タ296・180, 横井大三・捜査・刑事裁判例ノート(1)105, 羽田勤ほか「書記官事務から見た常習一罪と勾留の競合」書研所報36(創立40周年記念論文集)511

3 同時捜査の可能性のある他事件による再逮捕の可否

問題120

甲被疑事件の逮捕状請求書に、刑訴規則142条1項8号の記

載(乙被疑事件について、その被疑者に対し、前に逮捕状の発付があった旨)があり、捜査記録によれば、1週間前に甲被疑事件についての逮捕状請求が可能と思われるだけの証拠があるので、捜査官に確認したところ、乙被疑事件について、検察官が被疑者を捜査中であり、同時捜査が困難であったため、甲被疑事件についての逮捕状請求を1週間延期したという。

このような場合、甲被疑事件についての逮捕状を発付することは、逮捕の蒸し返ししないしは逮捕権の濫用を認めることにならないか。

(協議結果)

協議の結果、大方の意見は次のとおりであった。

逮捕、勾留については事件単位の原則が支配するので、既に身柄を拘束されている被疑者についても、その事実と併合罪の関係にある余罪により逮捕、勾留することは、理論的には当然許されるようにみられないわけではない。しかし、事件単位の原則といっても、無限定に一つ一つの犯罪事実ごとに逮捕、勾留を繰り返してよいというものではない。刑訴規則142条1項8号が、「同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨及びその犯罪事実」を逮捕状請求書に記載しなければならないと規定している趣旨は、同一事実について特段の事情のない限り再逮捕を許さないということとともに、数個の犯罪事実が捜査官に判明しており同時捜査することが可能である場合には、順次逮捕と釈放を繰り返し、いわば逮捕さらには勾留の蒸し返しをすること等により逮捕権が濫用さ

れ、被疑者の利益が不当に侵害されることのないようにしたものと考えられる。これについては、東京地決昭和48年4月19日（刑裁月報5巻4号867頁）が、逮捕、勾留の蒸し返しではないかと問題になった事例において、一般論としてであるが、(1)甲事実についての逮捕中に、乙事実について同時捜査をすることが可能であり、両事実を一個の逮捕の基礎事実に含めることができたにもかかわらず、専ら逮捕期間の制限を潜脱するために罪名を小出しにして逮捕を繰り返す場合、あるいは、(2)甲事実についての身柄拘束の期間中に、捜査の重点が専ら乙事実に向けられ、乙事実が当初から逮捕、勾留の基礎に掲げられていたのと実質的な差異が設け難い場合などは、逮捕、勾留のいわゆる蒸し返しであって、起訴前の逮捕、勾留につき厳格な時間的制約を設けた法の趣旨を没却する違法な行為といふべきである、としている点が参考になると思われる。

そこで、設例のような甲、乙両事実について、同時捜査をすることが困難であったという捜査官の説明であるが、上記の一般論に照らせば、逮捕状の請求を受けた裁判官としては、この点に疑問があれば、果たして本当に同時捜査が困難であったのかどうかということについてチェックすべきものであろう。同時捜査が可能であるかどうかについては、もとより具体的な事案によるところであるが、一般論としては、犯罪の種類、件数、事案の内容、共犯者の有無、取調べに要する日数等により決せられることになると思われる。そして、同時捜査の可能性があったかどうかについて一件記録から明らかでない場合は、警察官に口頭で説明を求め、あるいは同時捜査が困難であった状況についての捜査報告書の提出を求めるといったことが考えられる。

〔参考文献等〕

刑裁資236・452、吉田昭・捜査手続法精義（三訂版）554、平良木登規男「一罪・一逮捕・一勾留の原則」捜査研究37・9・21、東京高判昭62・11・24判タ672・260

第2 その他

1 告訴のない親告罪についての令状発付の可否

問題121

告訴のされていない親告罪事件の令状（逮捕、勾留）発付につき、いかなる考慮をすべきか。

（協議結果）

1 最三決昭和35年12月23日（刑集14巻14号2213頁）は、関税法違反等の事件で収税官吏の告発前にされた被疑者の逮捕、勾留につき、(1)収税官吏の告発は訴訟条件にすぎない、(2)犯罪の捜査は捜査官憲が犯罪ありと思料するときに行うことができ、しかも必要があるときは強制捜査もできる、(3)訴訟条件は犯罪の成否に関係のない条件であるから、告発前であっても強制捜査を含む捜査は許されると判示している。親告罪における告訴については、この判例がそのまま当てはまるものと考えられるから、一般論としては、告訴前であっても被疑者の逮捕、勾留、押収、搜索等も許されることになろう。

以上のおり意見の一致をみた。

2 なお、親告罪の特質にかんがみ、実務処理上は次の点に配慮す

る必要があるとの指摘があった。

第一は、告訴期間が経過したときのように親告罪について告訴の可能性が全く存在しないときには、もはや公訴の提起は不可能であるから、捜査は許されない。

第二は、親告罪を認めている理由は、被害者等の意向を尊重するという趣旨によるものであるから、特に被害者の意向を考慮すべきであるということである。犯罪捜査規範121条が、警察官の逮捕状請求に際し、あらかじめ告訴権者にその意向を確かめることを要求しているのも、このような考慮に基づくものと思われる。そして、被害者の意向を確かめても告訴が得られないときは、将来告訴がされる可能性が乏しく、したがって、公訴が提起される可能性も少ないから、将来告訴を待って捜査したのでは犯人の確保及び証拠の収集が著しく困難になり、直ちに捜査を開始する必要性ないし緊急性が存在する場合でなければ、もはや令状を発付してはならないというべきであろう。特に、強姦罪のように被害者の名誉を考慮して親告罪とされている犯罪については、被害者の人権尊重という観点から、このような必要性ないし緊急性の考慮は更に慎重でなければならないというべきであろう。

第三は、現在告訴がない場合であっても、将来告訴がされ公訴が提起される可能性もあるが、その反面、告訴されることなく起訴されない可能性もあるのであるから、被疑者の人権の保障という点についても考える必要があるということである。このような不確定な状態にある被疑者に対し、特にその人身の自由を侵害するような強制処分を行うことは慎重でなければならず、真にやむを得ない高度の必要性がある場合を除いては、令状の発付は許さ

れないというべきであろう。

〔参考文献等〕

田中輝和「訴訟条件の欠缺と捜査」判タ296・30、高田卓爾「親告罪と強制捜査」新法律学演習講座刑事訴訟法132、森岡茂「訴訟条件の欠如と捜査」捜査法大系Ⅰ・252、石川才顯「捜査の条件」法学演習講座刑事訴訟法146、増井清彦「告訴、告発」刑事裁判実務大系11・105

2 令状請求のあった被疑事実と同一性を有する別の被疑事実による逮捕状発付の可否

問題122

逮捕状請求の被疑事実の疎明はないが、それと同一性を有する別の被疑事実については疎明がある場合、どのように処理すべきか。

(協議結果)

まず、逮捕状請求の段階における被疑事実の同一性については、捜査段階では公判手続の段階に比べて内容が固まらないという性質上の差異はあるものの、基本的には公訴事実の同一性に準じた考え方でよいと思われる。この被疑事実の同一性が認められる場合とは、(1)法的評価に差異がある場合、(2)大は小を兼ねるという関係がある場合、(3)以上の(1)、(2)以外のもの、の三つの場合が考えられるが、いずれの場合についても理論的には逮捕状を発付できるのではないかと解される。しかし、これはあくまでも理論上の問題であっ

て、実際にとるべき措置としては、捜査官に釈明し、裁判官の理解するところを伝えて、請求にかかる被疑事実の再検討をしてもらうということになるであろう。捜査官の方で裁判官の認定した事実での令状発付では困るというのであれば、逮捕状は許可状であるから、理論的には認定した事実でこれを発付できるとしても、捜査官の意思を十分に尊重して、請求を撤回してもらいか却下することになると思われる。以上のとおり大方の意見が一致した。

なお、請求にかかる被疑事実を縮小認定する場合には逮捕の必要性が変わってくることも考えられるので、その点についての配慮も必要である、との指摘があった。

〔参考文献等〕

刑裁資140・201, 同221・78, 西村清治・捜査法入門67

3 受刑者に対する逮捕・勾留

(1) 勾留中の者に刑の執行がされた場合の勾留の効力

問題123

勾留中の被告人に刑の執行があった場合、勾留の効力はどうなるか。

(協議結果)

勾留は、人に対する拘禁の裁判であるとし、したがって、同一人に対する二重勾留は、訴訟行為の一回性の原則に反するから無効であるとの消極説もある。しかし、通説は、勾留は事件単位のものとし、二重勾留、在監中の者に対する勾留等も、刑訴法60条1項各

号の要件がある場合には許されるとしており、実務においてもそのように運用されているのであって、勾留中刑の執行があったとしても、当然勾留の効力が消滅ないし停止するものではない、ということ意見が一致した。

なお、極めて長期の刑の執行が開始された場合には、勾留の必要性がなくなったと解される場合もあろうから、その場合は勾留を取り消すこともできるであろう、との指摘があった。

〔参考文献等〕

警察庁刑事局調査統計官編「受刑者について逮捕・取調べができるか」刑事警察質疑応答集4558, 昭36・12・14矯正甲1019矯正局長通達「余罪受刑者の処遇について」矯正研修所監修・実務六法(矯正編)854, 昭25・7・1矯保甲1081刑政長官通達「受刑者を余罪取調等のため他の監獄又は代用監獄に移監することについて」矯正研修所監修・実務六法(矯正編)883ノ5

(2) 受刑者に対する逮捕・勾留の可否

問題124

受刑中の被疑者に対する逮捕・勾留の可否。

(協議結果)

受刑者について、罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれがあるのかということが問題となる。まず、罪証隠滅のおそれについては、被疑者が受刑者として監獄に拘禁されていても、それは行刑上の必要から身体拘束を受けているにすぎないので、関係人との接見等を通

じて罪証隠滅行為を行うことを防げない場合があろう。逃亡のおそれについても、在宅の被疑者と比べると客観的可能性は著しく低いといえようが、刑期が満了することや仮釈放、刑の執行停止等の可能性があることを考慮すると、これが肯定できる場合もあるものと思われる。したがって、受刑中の被疑者の場合には、逮捕・勾留しなければ罪証隠滅や逃亡を防げないということが在宅の被疑者に比べて少ないということは否定し難いが、法律論としては、通常の場合と特に区別すべきところはないと思われる。また、疎明資料については、逮捕・勾留しなければ罪証隠滅を防止できないことを具体的に明らかにすること、例えば、受刑中にもかかわらず罪証隠滅のおそれが高度にあり、場合によっては、接見禁止の必要がある等の事実を具体的に明らかにすることを要求すべきである。以上が大方の意見であった。

むしろ問題となるのは、逮捕状・勾留状の発せられていない受刑者を代用監獄に移監して取調べなどの捜査を行うことの可否及び当否である。この点について、積極の運用もみられるようであるが、逮捕・勾留されていない被疑者に対する取調べは、被疑者が受刑者であってもあくまでも任意のもののみざるを得ないのであるから、逮捕・勾留された被疑者と同じような取調べを行うことは許されるわけではない。そこで、手続を明確にするという意味から、むしろ逮捕・勾留の要件が認められる以上は、令状を発するのが運用として相当であろう、との指摘があった。

〔参考文献等〕

問題123と同じ

第2部 逮捕・勾留に関する参考文献

目 次

1 令状一般	232	(4) 勾留場所	253
2 逮捕・勾留	239	(5) 被疑者の勾留	256
3 逮捕	242	(6) 被告人の勾留	257
(1) 逮捕一般	242	(7) 勾留理由開示	258
(2) 通常逮捕	244	(8) 勾留取消	260
(3) 緊急逮捕	245	(9) 勾留の執行停止	260
(4) 現行犯逮捕	246	(10) 勾留に関する裁判に対する不服申立て	260
(5) 任意同行	248	5 逮捕・勾留をめぐるその他の問題	261
(6) 国会議員の逮捕	249	(1) 再度の逮捕・勾留	261
4 勾留	250	(2) 別件逮捕・勾留	262
(1) 勾留一般	250		
(2) 勾留の要件	252		
(3) 少年に対する勾留	253		

(注) 「令状一般」 令状事務一般又は強制捜査一般に通じる問題を扱っているもの及び逮捕、勾留に加えて保釈、接見等を扱っているもの

「逮捕一般」 逮捕一般に通じる問題を扱っているもの及び通常逮捕、緊急逮捕等の逮捕に関する個別の問題を複数扱っているもの

「勾留一般」 勾留一般に通じる問題を扱っているもの及び勾留の要件、勾留場所等の勾留に関する個別の問題を複数扱っているもの

ここでは、平成6年7月までに発行された文献の中から参考になると思われるものを発行年月日順に掲載した。

1 令状一般

※印は単行本である。

編・著者	表題	資料名・巻・号 (発行所)	発行 年月
横井大三	犯罪捜査に関する裁判官の権限 (1, 2)	警察研究21・1, 3	25. 1, 3
平野龍一	人身の保障—特に刑事手続にお ける—	国家学会雑誌64 ・2-3	25. 3
石山豊太郎	犯罪捜査と司法的抑制	司法研究報告書 5・2	27. 6
裁判所書記官研 修所	強制処分令状とその発付手続	研修教材25	27. 7
裁判所書記官研 修所	刑事実務の研究	研修資料 6	28. 2
※石川芳雄	刑事訴訟法の実際問題—実務上 の論争を中心として—	(かど書店)	28. 2
※出射義夫	強制捜査と人身の保障	日本刑法学会編 ・刑事法講座 5 (有斐閣)	28. 2
最高裁判事局	刑事訴訟規則の一部を改正する 規則(昭28.10.15最高裁規21号) 説明書	刑事裁判資料85	28.12
※団藤重光	法律実務講座・刑事編第2, 3 巻	(有斐閣)	28.12, 29. 3
※緑川享	令状中心強制処分講義	(武蔵書房)	31. 3
宮内裕	強制捜査について	法律のひろば10 ・3	32. 3
兒島武雄	刑事訴訟法をめぐる若干の問題	季刊法律学24	32. 5
※小野清一郎ほか	総合判例研究叢書・刑事訴訟法 (2), (16)	(有斐閣)	32. 7, 40. 6
中島卓兒	勾留及び保釈に関する諸問題の 研究	司法研究報告書 8・9	32.10
平野龍一	裁判所は捜査を妨害しているか	ジュリスト159	33. 8

※横川敏雄	逮捕・勾留・保釈(刑訴実務の 総合研究)	(日本評論新社)	33.10
石川芳雄	捜査手続における訴訟法上の諸 問題	警察学論集12・ 12	34.12
司法研修所	日米比較刑事訴訟手続—ハール バット教授セミナー記録—	研修叢書50	36. 4
嶋良弼	令状主義	法学教室7〈別 冊ジュリスト〉 (復刻 版50. 5)	36. 6 (復刻 版50. 5)
司法研修所	令状に関する諸問題	司法研修所報28	37. 6
石井春水	令状請求書の書き方(1~完)	捜査研究125~ 130, 132	37. 8~ 38. 4
阪村幸男	強制捜査と令状主義(1~3)	海上保安大学研 究報告39, 40, 42年度	39.11, 41. 2, 43. 3
※兒島武雄	勾留・保釈と再犯の防止	佐伯千帆編・生 きている刑事訴 訟法(日本評論 社)	40. 3
足立勝義ほか	勾留に関する準抗告の決定例— 昭和39年度前篇, 後篇(1~ 3)—	法曹時報17・5, 18・3~5	40. 5, 41. 3 ~5
※熊谷弘	逮捕・勾留・保釈の実務	(日本評論社)	40. 7
垣内邦俊	勾留部の書記官実務—東京地裁 刑事14部の実際	裁判所書記官研 修所創立15周年 記念論文集	40.11
松尾浩也ほか	〈特集〉捜査の構造	刑法雑誌15・3 -4	43. 2
熊谷弘ほか	勾留及び保釈実務の実証的研究 —昭和38年度の東京地裁勾留部 の処理事件の分析と反省(1, 2)	司法研修所論集 39, 40	43. 3, 7

※新関 雅夫ほか	令状基本問題75問	(一粒社)	44. 2
熊谷 弘	令状事務処理の基調—新任裁判官の門出にあたって	判例タイムズ232	44. 5
井戸田 侃	刑事手続と公共の福祉	ジュリスト447	45. 4
※青木英五郎ほか	余罪をめぐる訴訟法上の問題	佐伯千仞編・続・生きている刑事訴訟法(日本評論社)	45.11
和島岩吉	勾留と保釈「問題をとらえる視角」	自由と正義21・11	45.11
内田剛弘	長期勾留と保釈の権利性の崩壊	自由と正義21・11	45.11
小林康人	公判と捜査—公判をスムーズに遂行するための捜査	警察学論集23・12	45.12
金子仁洋	捜査活動と人権の保障	警察学論集23・12	45.12
植松 正	被疑者逮捕とその後の手続	時の法令736—737	46. 1
※田宮 裕	捜査の構造	(有斐閣)	46. 5
※横井大三	捜査・刑訴裁判例ノート(1)	(有斐閣)	46. 6
※河村 澄夫ほか	刑事実務ノート第3巻	(判例タイムズ社)	46. 8
※嶋 良 弼	法学演習講座⑩刑事訴訟法	(法学書院)	46.10
佐々木 史朗	勾留・保釈の運用についての若干の問題	法律のひろば25・1	47. 1
田中 学ほか	勾留・保釈制度の運用の実情と問題点	自由と正義23・2	47. 2
※熊谷 弘ほか	捜査法大系Ⅰ～Ⅲ	(日本評論社)	47. 7 ～9
※安西 温	刑事訴訟法上・下(実務刑事法Ⅲ,Ⅳ)	(警察時報社)	47. 9, 48. 3
※西村 好順	勾留・保釈に関する準抗告の研究	(法曹会)	47.10

※新関 雅夫ほか	令状基本問題追加40問	(一粒社)	47.11
植松 正	勾留の取消と保釈	時の法令812	48. 2
植松 正	保釈と勾留取消など	時の法令813	48. 2
荒井 誠一郎	逮捕, 勾留, 捜査, 押収の運用の実態	法律時報45・2	48. 2
上田 勝美	人身の自由—学説を中心とした問題点の検討	法律時報45・2	48. 2
※警察庁 刑事局	記載要領・捜査書類基本書式例〔増補版〕	(立花書房)	48. 4
井戸田 侃ほか	〈特集〉捜査と人権—令状事務の理論と実務	判例タイムズ296	48. 9
※横井大三	刑訴裁判例ノート(6)	(有斐閣)	48.11
石松 竹雄ほか	〈特集〉令状をめぐる最近の諸問題	刑法雑誌19・3—4	48.11
大阪刑事実務研究会	勾留に関する準抗告の実証的研究—大阪地裁の決定例を中心として(1～5)	判例タイムズ307～309, 311, 312	49. 7 ～9, 11, 12
※日本弁護士連合会	捜査と人権	(日本評論社)	50. 3
山本 玉夫	令状事務解説(1～4)	研修324, 326, 330, 332	50.6～ 51. 2
木本 強	近代の刑事訴訟の勾留・保釈規定をめぐる沿革的考察	法学研究〈大阪学院大学〉1・1—2	51. 3
小神野 利夫	事件送致後における司法警察員の令状請求権について	書研所報26〈創立25周年記念号〉 書記官88	51. 3 51. 7
※佐々木 史朗	刑事訴訟と訴訟指揮	(日本評論社)	51. 6
※警察大学校 刑事訴訟法研究会	捜査手続法資料〔改定版〕	(立花書房)	51. 6
木本 強	勾留・保釈法の変革的成立—現	法学研究〈大阪	52. 3

	代刑事訴訟法制定史に於ける	学院大学〉2・ 1-2	
※石毛平蔵	令状請求の実務	(東京法令出版)	52.6
※伊藤栄樹	新版刑事訴訟法の実際問題-捜査と証拠をめぐる107問	(立花書房)	52.7
※平野龍一ほか	実例法学全集・刑事訴訟法〔新版〕	(青林書院新社)	52.9
※金子仁洋	警察官の刑事手続200問	現代警察新書12 (啓正社)	52.9
※裁判所書記官研修所	刑事実務の研究-問題と協議の結果-	(法曹会)	53.3
※中武靖夫ほか	捜査法入門	(青林書院新社)	53.5
※河上和雄	捜査官のための実務刑事手続法	(東京法令出版)	53.7
※渥美東洋	捜査の原理	(有斐閣)	54.4
渡辺均ほか	〈特集〉勾留保釈-運用の実態と問題点	自由と正義30・ 6	54.6
松尾浩也	刑事訴訟法の争点	法律学の争点シリーズ6<ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点>	54.7
佐藤芳男	捜査の抑制	法学新報<中央大学>86・1- 2-3	54.7
※石毛平蔵	捜査官のための令状問答	(東京法令出版)	54.8
※平野龍一ほか	実例法学全集・続刑事訴訟法	(青林書院新社)	55.2
松尾浩也ほか	刑事訴訟法の理論と実務-施行30年の総検討	別冊判例タイムズ7	55.10
岡部泰昌	違法捜査と公訴の効力(争点の現況)	ロースクール28	56.1
田宮裕	刑事訴訟におけるデュー・プロセスについて	法学セミナー 312, 313	56.2, 3
葛井重雄	勾留・保釈制度運用の実態と問題点	自由と正義32・ 5	56.5

芦刈勝治	捜査手続法演習に関するメモ(上・下)	警察時報36・7, 8	56.7, 8
茂田忠良	警察活動における強制手段と任意手段	警察学論集35・ 2	57.2
※安西温	改訂刑事訴訟法上・下(実務刑事法Ⅲ,Ⅳ)	(警察時報社)	57.2
※警視庁刑事部	捜査書類作成要領〔全訂版〕	(警視庁刑事部 刑事総務課)	57.12
※石原一彦ほか	現代刑罰法大系5,6	(日本評論社)	57.12, 58.6
※法曹会	例題解説刑事訴訟法(四)〔改訂版〕	法曹新書27(法 曹会)	58.5
※河上和雄	刑事訴訟の課題とその展開	(立花書房)	58.9
※小田中聡樹	刑事訴訟と人権の理論	(成文堂)	58.9
※法曹会	例題解説刑事訴訟法(五)	法曹新書37(法 曹会)	58.10
※伊藤栄樹	三訂刑事訴訟法の実際問題-捜査と証拠をめぐる104問	(立花書房)	59.5
※篠原弘志	捜査手続法ゼミ	(立花書房)	59.7
高浪美登一ほか	令状関係における書記官事務-東京地裁における取扱い例を中心として-	書記官実務研究 報告書18・3	59.12
※渥美東洋	レッスン刑事訴訟法(上)	(中央大学出版 部)	60.5
※小倉喜久雄	捜査実務の基本問題	(立花書房)	60.10
佐々木史朗ほか	警察関係基本判例解説100	別冊判例タイムズ9	60.11
※新関雅夫ほか	新版令状基本問題	(一粒社)	61.2
※石川才顕	刑事手続と人権<刑事手続における人権の保護>	(日本評論社)	61.12
福井厚	強制処分と令状主義	刑法雑誌27・4	62.3
裁判所書記官研	令状事務〔改訂版〕	研修教材125	62.3

修所			
※司法研修所検察 教官室, 警察大 学校刑事教養部	捜査書類全集第3巻	(立花書房)	62.4
田宮 裕	任意捜査と強制捜査(クラスル ーム刑事訴訟法)	月刊法学教室81	62.6
※渥美 東洋	刑事訴訟を考える	(日本評論社)	63.1
※石毛 平藏	続令状請求の実務	(東京法令出版)	63.2
※三井 誠ほか	刑事手続(上)	(日本評論社)	63.6
渥美 東洋	令状要件の例外について-自動 車例外などを例に-	研修481	63.7
※熊本 典道	刑事訴訟法論集	(有斐閣)	63.9
三井 誠ほか	〈特集〉警察・検察活動と刑事 手続	法学セミナー 408	63.12
三上 孝孜	逮捕・勾留・捜索・押収と令状 裁判	自由と正義40・ 7	元.7
※吉田 昭	判例学説中心捜査手続法精義	(東京法令出版)	元.7
上口 裕ほか	〈特集〉日本の刑事裁判・七不 思議	法学セミナー 418	元.10
渥美 東洋	令状要件, 排除法則等の含意へ の若干の考察-新たな視点か, 大陸法への回帰か?-	法学新報〈中央 大学〉96・1- 2	元.11
※田宮 裕ほか	セミナー刑事訴訟法捜査編	(啓正社)	2.7
※田宮 裕	刑事手続とその運用	(有斐閣)	2.12
平良木 登規男	被告人勾留の問題点(1~3) (演習刑事訴訟法)	捜査研究40・1 ~3	3.1 ~3
※河上 和雄	刑事裁判実務体系11 犯罪捜査	(青林書院)	3.2
村井 敏邦	令状主義はだれのもの?(言い たい放題刑事訴訟法)	法学セミナー 435	3.3
平良木 登規男	令状主義(演習刑事訴訟法)	捜査研究40・6	3.6
※松尾 浩也ほか	ジュリスト増刊 刑事訴訟法の 争点(新版)	(有斐閣)	3.6

※石毛 平藏	捜査・令状の基本と実務-令状 裁判官と警察実務家とのQ& A-	(東京法令出版)	4.3
※村井 敏邦ほか	現代令状実務25講	(日本評論社)	5.10
※法曹会	刑事訴訟規則逐条説明-第2編 第1章・第2章-捜査・公訴	(法曹会)	5.12
※安富 潔	演習講座捜査手続法	(立花書房)	6.2
※司法研修所検察 教官室実務研究 会	令状請求の実際101問	(立花書房)	6.3

2 逮捕・勾留

編・著者	表 題	資料名・巻・号 (発行所)	発 行 年 月
※吉田 作穂ほか	逮捕状及び勾留状に関する研究	(海口書店)	23.12
横井 大三	ある罪についての逮捕勾留と他 の罪-刑事訴訟法に関する実務 的な若干の問題	警察研究21・9	25.9
石山 豊太郎	令状の発付と人権の保障-逮捕 状勾留状等の発付についての必 要性の判断	判例タイムズ25	27.12
石山 豊太郎	令状の発付と必要性の判断	警察学論集5・ 12	27.12
上田 誠吉	不当逮捕と不当勾留について- 黙秘と釈放要求の闘い-	労働法律旬報 336	34.2
渋谷 亮	逮捕勾留中の被疑者-刑事訴訟 法の当事者主義へのあゆみ	警察学論集12・ 12	34.12
松尾 浩也	逮捕・勾留(刑事訴訟法セミナ ー)	法学セミナー56	35.11
※田村 豊	逮捕・勾留	日本刑法学会編 ・刑事訴訟法演	37.1

		習(有斐閣)	
青柳文雄	捜査段階の拘束	法律のひろば15・1	37.1
岡本健ほか	逮捕・勾留の必要性	司法研修所報28	37.6
※日本刑法学会	刑事訴訟法講座1	(有斐閣)	38.9
※横山晃一郎	刑事訴訟法の解釈	(中央経済社)	40.6
※判例時報編集部	刑事訴訟法基本問題46講	(一粒社)	40.11
熊谷弘ほか	逮捕手続の違法と勾留の関係—勾留実務の実証的研究(上・下)	警察学論集19・10, 11	41.10, 11
鷲塚正男	刑訴法203条等をめぐる若干の問題	警察学論集21・12	43.12
岡部泰昌	起訴前手続における違法と公訴の効力	刑法雑誌16・2-3-4	44.8
※石井一正	違法逮捕と勾留	佐伯千仞編・続・生きている刑事訴訟法(日本評論社)	45.11
西嶋勝彦	逮捕勾留にみる人権侵害の実態—別件逮捕・勾留を中心にして	自由と正義21・11	45.11
植松正	検察官の逮捕手続と勾留請求	時の法令738	46.1
※青年法律家協会 裁判官部会	刑事実務の研究	(日本評論社)	46.11
石松竹雄	逮捕・勾留中の被疑者・被告人に対する余罪取調について	刑法雑誌19・3-4	48.11
河上和雄	違法な逮捕と勾留の効力	捜査研究23・9	49.9
頃安健司ほか	逮捕・勾留等をめぐる最近の裁判例について	捜査研究23・10	49.10
安部晴彦ほか	〈座談会〉逮捕および勾留—令状事務の面からみたその現実と理念(1・2)	法律時報47・6, 7	50.5, 6
熊本典道ほか	〈研究会〉逮捕・取調・勾留・弁護—立法論としての具体的提案を中心に	法律時報47・13	50.11

亀山 継夫ほか	〈研究会〉逮捕・取調・勾留・弁護—弁護士提案に対する検討を中心に	法律時報48・6	51.6
※横山 晃一郎	憲法と刑事訴訟法の交錯〈人身の自由と捜査をめぐる諸問題〉	(成文堂)	52.1
渥美 東洋	逮捕・勾留制度の問題点	自由と正義30・6	54.6
小神野 利夫	逮捕手続の瑕疵と勾留(1~8)	判例タイムズ533~535, 537, 539, 541, 544	59.10~60.3
三井 誠	逮捕・勾留—刑事手続の一場面(刑事手続法入門)	月刊法学教室55	60.4
上村 卓也	逮捕勾留中の被疑者の逃走(社会と刑事法)	警察時報40・8	60.8
多田 辰也	被疑者取調べとその適法化(1~3)	立教法学〈立教大学〉27, 29, 30	61.9~63.2
鯨越 益弘ほか	逮捕・勾留(ワークショップ)	刑法雑誌27・3	61.11
田宮 裕	逮捕と勾留—その異同および関係(クラスルーム刑事訴訟法)	月刊法学教室77	62.2
高田 昭正	逮捕・留置中の被疑者の権利(令状事務の諸問題)	法律時報59・3	62.3
若松 芳也	逮捕勾留に対する弁護活動	自由と正義38・7	62.7
安富 潔	身柄拘束下における余罪の取調べ	法学研究〈慶応大学〉61・2	63.2
山本 正樹	被告人に対する(余罪)取調べ—いわゆる旭川日通営業所長殺害事件を契機として	近大法学〈近畿大学〉35・3-4	63.3
渥美 東洋	身柄拘束の法理	白門〈中央大学〉41・8	元.8
高田 昭正	捜査の適性化—逮捕・勾留	法律時報61・10	元.9
中野 佳博	逮捕・勾留された被疑者の身柄拘束の限界(刑事法セミナー)	研修513	3.3

中野佳博	逮捕手続の違法と勾留請求(刑事法セミナー)	研修515	3.5
小林敬	逮捕前置主義(刑事法セミナー)	研修517	3.7
※井戸田 侃ほか	総合研究=被疑者取調べ	(日本評論社)	3.8
※法務総合研究所	刑事法セミナーⅣ 刑事訴訟法(上)〔捜査〕	(信山社出版)	4.4
※渡辺 修	被疑者取調べの法的規制	(三省堂)	4.6

3 逮捕

(1) 逮捕一般

編・著者	表 題	資料名・巻・号 (発行所)	発 行 年 月
石川 芳雄	逮捕状の記載要件としての被疑事実と逮捕権の性質	捜査研究16	28.3
岸 盛一	逮捕状と必要性の判断	判例時報9	28.10
高橋 敬治	逮捕の必要性について	捜査研究24	28.11
小野 慶二	逮捕状の請求及び発付について	判例タイムズ35	28.12
土金 賢三	逮捕権をめぐって	捜査研究27	29.2
勝尾 鏡三	刑訴一部改正後における逮捕状請求に関する実情	法律のひろば7・3	29.3
田尾 勇	令状の有効期間について	司法研修所報15	30.10
土金 賢三	捜査手続における逮捕の地位(1~4)	捜査研究51~54	31.2~5
土屋 正三	警察の逮捕特権及び留置に関する法制	警察研究32・6	36.6
土金 賢三	逮捕権の運用をめぐる二、三の問題について	警察研究35・1	39.1
中村 愿	英米における逮捕制度とその司法的抑制—米国における自白排除法則の背景を探る	警察研究38・2	42.2

※平 出 禾	刑事訴訟法研究〈逮捕の司法的抑制—逮捕の必要性の判断をめぐって—〉	(酒井書店)	45.4
※田 宮 裕	逮捕の新しい構成—その法的性格の変貌と展望—	刑法と科学・法律篇〈植松博士還暦祝賀〉(有斐閣)	46.4
※鷲 塚 正雄	判例実例・逮捕手続	(立花書房)	46.10
丸 谷 定弘	逮捕状請求をめぐる若干の問題	法律のひろば25・1	47.1
秋山 賢三ほか	逮捕状における被疑者の特定—その理論と実務の実証的検討	判例タイムズ289	48.5
※岡 部 泰昌	違法な逮捕行為と公訴提起	セミナー法学全集3(日本評論社)	48.7
※小神野 利夫	逮捕状請求書における必要的記載事項の遺脱	谷口正孝編・刑事法演習I(判例タイムズ社)	49.3
倉 田 剛	逮捕状をめぐる若干の問題について(1~3)	捜査研究23・7, 8, 10	49.7~10
※興 野 範雄	実例判例中心・模範逮捕事件送致例	(日世社)	53.10
田辺八州雄ほか	〈特集〉逮捕権運用上の問題点—犯罪捜査規範を中心として—	警察公論33・5	53.5
佐 戸 誠治	逮捕に伴う実力行使をめぐる諸問題	警察時報36・7	56.7
警察実務研究会	第一線警察官のための捜査書類作成の手引き(1~7, 12)	警察公論36・9~12, 37・1~3, 9	56.9~57.9
小笠原 新悦	警備実施上の命令逮捕をめぐる諸問題	警察学論集34・12	56.12
※本 田 靖春	不当逮捕	(講談社)	58.7
警察実務研究会	第一線のための事例で学ぶ捜査書類作成の手引き(1~6)	警察公論38・1~3, 5, 7, 8	58.1~8

三井 誠	逮捕に関する裁判と準抗告の可否—一つの最高裁決定を素材に	月刊法学教室29	58. 2
村山 晃	軽微事案と逮捕	法律時報58・10	61. 9
大国 仁	「逮捕の本質」—洋上での逮捕をめぐって	名城法学〈名城大学〉37〈別冊〉	63. 3
渡辺 修	被逮捕者の指紋採取と令状主義	神戸学院法学〈神戸学院大学〉19・2	元. 3
※河上 和雄ほか	警察実務判例解説	別冊判例タイムズ11	2. 4
中野 佳博	逮捕後勾留請求に至るまでの手続（刑事法セミナー）	研修511	3. 1
安富 潔	犯罪捜査と管轄区域（刑事訴訟法演習講座）	警察学論集44・6	3. 6
三井 誠	逮捕（1, 2）（刑事手続法入門）	法学教室128, 129	3. 5, 6
※棚町 祥吉	刑事法重点講座・改訂逮捕	（立花書房）	4. 11
河上 和雄	逮捕状の強制力とその限界	福田平—大塚仁博士古稀祝賀『刑事法学の総合的検討(上)』	5. 9
三島 聡	逮捕状発付の裁判に対する準抗告の可否	一橋論叢〈一橋大学〉111・1	6. 1
中田 直人	逮捕留置について	吉川経夫先生古稀祝賀論文集『刑事法学の歴史と課題』	6. 5
渡辺 修	逮捕に関する準抗告の可否	判例タイムズ842	6. 6
渡辺 修	逮捕手続の適正化	法律時報66・6	6. 7

(2) 通常逮捕

青木 清相	逮捕状の緊急執行と公務執行妨	綜合法学19	35. 2
-------	----------------	--------	-------

	害罪	日本法学〈日本大学〉27・1	36. 4
石川 芳雄	逮捕状の有効期間について（刑事訴訟法の実際問題）	警察時報16・4	36. 4
奥山 修二	被疑者の不出頭と逮捕の必要性	警察学論集21・7	43. 7
菅沼 清高	正当な理由のない不出頭と逮捕	警察学論集27・7	49. 7
兼田 剛	通常逮捕の要件（1～6）	捜査研究24・7, 9, 25・1, 3, 4, 8	50.7～51.8
吉田 英法	通常逮捕における逮捕の必要性の事由—適正な逮捕権の行使のために—	警察公論34・9	54. 9
平良木 登規男	通常逮捕に関する諸問題（1～3）（演習刑事訴訟法）	捜査研究37・10～12	63.10～12
後藤 昭	不出頭を理由とする逮捕（新令状実務の諸問題）	法律時報61・3	元. 3
中野 佳博	通常逮捕における逮捕状の請求（刑事法セミナー）	研修503	2. 5
平良木 登規男	逮捕前置主義について（演習刑事訴訟法）	捜査研究39・7	2. 7
安富 潔	通常逮捕をめぐる諸問題（刑事訴訟法演習講座）	警察学論集45・3	4. 3

(3) 緊急逮捕

寺尾 正二	緊急逮捕の合憲性	法律のひろば9・2	31. 2
警察庁刑事判例研究会	「緊急逮捕」は違憲か（判例と捜査）	捜査研究53	31. 4
石川 芳雄	緊急逮捕時の逃走と令状の請求（刑訴法の実際問題）	警察時報16・3	36. 3
石川 芳雄	緊急逮捕時の逃走と押収の証拠	警察時報16・5	36. 5

物（刑訴法の実際問題）			
横山 晃一郎	緊急逮捕の合憲性	綜合法学53	37.12
坂口 裕英	緊急逮捕	別冊ジュリスト 4〈統学説展望〉	40.7
村上 健	令状主義に関する一考察—緊急逮捕との関連において	法学〈東北大学〉 32・3	43.10
※吉川 義春	緊急逮捕の例外性と緊急性の要件	佐伯千仞編・続 ・生きている刑事訴訟法（日本評論社）	45.11
田村 博	緊急逮捕をめぐる若干の問題	警察研究47・9	51.9
鈴木 享子	緊急逮捕と憲法33条	法律学の争点シリーズ6〈ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点〉	54.7
阿部 純二	緊急逮捕	法律学の争点シリーズ2〈ジュリスト増刊・憲法の争点（新版）〉	60.9
※捜査実務研究会	緊急逮捕手続書記載要領	（真正書籍）	63.4
平良木 登規男	緊急逮捕の問題点（演習刑事訴訟法）	捜査研究38・1	64.1
杉本 一重	緊急逮捕をめぐる諸問題（刑事法セミナー）	研修502	2.4
安富 潔	緊急逮捕をめぐる諸問題（刑事訴訟法演習講座）	警察学論集45・2	4.2

(4) 現行犯逮捕

団藤 重光	現行犯（1・2）	警察研究19・9, 10	23.9, 10
青柳 文雄	現行犯概念の検討	警察学論集15・4	37.4
鹿嶋 正之	いわゆる群衆犯罪における現行犯人の逮捕をめぐる二、三の問	警察学論集15・12	37.12

題点			
近藤 哲雄	刑事訴訟法212条1項の「現に罪を行い終つた者」の意義について	全国書協会報10	40.2
小暮 得雄	現行犯の「制止」	法律のひろば21・5	43.5
※阪村 幸男	現行犯逮捕の機能的考察	犯罪と刑罰（下） 〈佐伯千仞博士還暦祝賀〉（有斐閣）	43.7
※佐々木 史朗	違法な現行犯人逮捕手続書	熊谷弘ほか編・証拠法体系I（日本評論社）	45.4
末永 秀夫	現行犯の要件	捜査研究23・4	49.4
青柳 文雄	現行犯概念の展開	警察学論集28・11	50.11
※阪村 幸男	現行犯人の法理	現代の刑事法学（下）〈平場安治博士還暦祝賀〉（有斐閣）	52.7
警備問題研究会	群衆犯罪と現行犯逮捕	警察公論33・5	53.5
井上 美昭	現行犯及び準現行犯をめぐる問題点—判例を中心として	警察時報34・10	54.10
岡田 薫	現行犯について	警察学論集33・8	55.8
阪村 幸男	準現行犯人の法理	法学研究〈大阪学院大学〉10・1-2	60.2
久保田 覺生	現行犯逮捕と逮捕の必要性について	警察学論集39・3	61.3
阿南 一成	現行犯逮捕と逮捕の必要性—交通法令違反事件を中心として	警察学論集39・7	61.7
大出 良知	軽微犯罪と現行犯逮捕（令状事	法律時報59・7	62.6

	務の諸問題)		
吉田一彦	現行犯人認定の資料(刑事法セミナー)	研修490	元.4
平良木登規男	現行犯人逮捕をめぐる諸問題(演習刑事訴訟法)	捜査研究38・9	元.9
石毛平藏	無令状逮捕の系譜(基本捜査判例研究)	捜査研究479	3.11
安富潔	現行犯逮捕とその認定資料(刑事訴訟法演習講座)	警察学論集45・1	4.1

(5) 任意同行

安倍晴彦	捜査の手段としての任意同行-警職法2条2項の場合以外	法律時報42・12	45.10
寺中良則	任意同行・取調べと逮捕の限界-実務上の留意点に及ぶ-	警察公論34・11	54.11
岡靖彦	いわゆるコンニャク商殺し被疑者の勾留請求をめぐる若干の考察(1・2)-東京地裁昭和55年8月13日決定-	捜査研究30・1, 2	56.1, 2
星川榮治	任意同行と逮捕の限界	捜査研究30・6	56.5
山岸照男	任意同行についての考察(上・下)	警察学論集39・9, 10	61.9, 10
※鈴木茂嗣	刑事訴訟法の基本問題<任意同行と逮捕>	(成文堂)	63.6
金築誠志	取調べのあり方等をめぐって(4任意同行)(捜査実務の諸問題)	捜査研究38・9, 10	元.9, 10
※古田佑紀	任意捜査の限界101問	(立花書房)	2.11
平良木登規男	任意同行と逮捕の始期(演習刑事訴訟法)	捜査研究40・4	3.4
峯正文	任意同行・任意取調べの限界(刑事法セミナー)	研修518	3.8
安富潔	任意同行と犯罪捜査(刑事訴訟)	警察学論集44・	3.10

	法演習講座)	10	
--	--------	----	--

(6) 国会議員の逮捕

鍛冶良作	議員逮捕の許諾要求権問題	法律新報744	23.4
宮沢俊義ほか	<座談会> 期限付逮捕許諾は是か否か	ジュリスト54	29.3
横川敏雄	期限付の逮捕許諾決議の効力について	判例時報23	29.4
佐藤達夫	期限付逮捕許諾について-その経緯と問題点の素描	自治研究30・4	29.4
江家義男	期限付き逮捕許諾の効力	法律のひろば7・5	29.5
筒井信定	イギリス国会議員の不逮捕特権	経済理論<和歌山大学>25	30.5
土橋友四郎	国会議員の特権	専修大学論集<専修大学>13	32.1
P L Q	国会議員の不逮捕特権と勾留期間の延長	時の法令264	32.12
※森順次	議員特権の濫用	権利の濫用(上)<末川博士古稀記念>(有斐閣)	37.11
黒田覚	国会議員の期限付逮捕許諾	ジュリスト<臨時増刊・憲法判例百選>	38.6
植松正	国会議員の逮捕	時の法令630	43.1
石原一彦	国会議員の逮捕許諾	警察公論23・3	43.2
※野中俊彦	国会議員の免責特権	阿部照哉編・判例演習講座・憲法(世界思想社)	46.11
山本久巳	国会議員の逮捕	判例タイムズ296	48.9
大須賀明	国会議員の期限付逮捕許諾	別冊ジュリスト96	63.2

4 勾留

(1) 勾留一般

編・著者	表 題	資料名・巻・号 (発行所)	発 行 年 月
青 柳 盛 雄	不当勾留と新刑事立法	法律時報20・9	23. 9
小 野 慶 二	勾留に関する反省	警察学論集26・8	26. 8
平 田 親 励	勾留に関する二、三の問題	自由と正義3・12	27. 12
横 井 大 三	勾留(法学150講)	法学セミナー9	31. 9
※浦 辺 衛	刑事実務上の諸問題〈勾留に関する実務上の諸問題〉	(一粒社)	36. 9
岩 崎 隆 弥	矯正実務運用上の諸問題(1)(矯正実務シリーズ)	刑政73・4	37. 4
富 川 秀 秋	勾留実務の反省	判例タイムズ132	37. 8
光 藤 景 皎	勾留に関する諸問題(1)	甲南法学〈甲南大学〉3・4	38. 3
佐藤佐治右衛門	勾留に関する一考察	警察公論20・6	40. 6
熊谷 弘ほか	勾留に関する実務上の諸問題(1~4)	判例タイムズ178~181	40. 9 ~12
田 中 輝 和	西ドイツにおける勾留法の改正について—勾留理由Haftgrundを中心として	東北法学会雑誌〈東北大学〉16	41. 11
大 塚 喜 一	捜査の大阪方式とその司法的抑制について(1~4)	判例時報508, 509, 511, 512	43. 3 ~4
松 本 時 夫	集団的公安事件と勾留	ジュリスト424	44. 6
泉 山 禎 治	勾留手続における人権保障の現実	法律時報41・8	44. 7
高 橋 正 夫	勾留における事件単位の原則をめぐって	全国書協会報40	47. 10
山 本 和 昭	ドイツ連邦共和国の勾留法改正	警察研究43・11	47. 11

	について		
喜多村 治 雄	数個の被疑事実による勾留と勾留の個数	法律時報45・7	48. 6
繁 田 實 造	勾留の目的	法学教室4	49. 3
真 鍋 正 一	未決拘禁者の地位と人権	自由と正義27・9	51. 9
小 林 充	勾留の効力と犯罪事実	判例タイムズ341	52. 2
馬 場 俊 行	フランスにおける未決勾留の体制	罪と罰14・3	52. 4
安 富 深	余罪と被疑者の勾留	警察学論集30・8	52. 8
筑 間 正 泰	余罪と勾留	法律学の争点シリーズ6〈ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点〉	54. 7
福 井 厚	いわゆる一罪一勾留の原則	法律学の争点シリーズ6〈ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点〉	54. 7
若 井 英 樹	勾留という名の事前処罰—事実を争うことの難しさ	自由と正義38・2	62. 2
小 栗 孝 夫	勾留事務の法的性格について—「留置施設をめぐる意見交換会(昭61. 1. 26) 報告」	自由と正義38・3	62. 3
大 崎 康 博	勾留, 保釈についての弁護活動	自由と正義38・7	62. 7
渥 美 東 洋	被勾留者の処遇	法律のひろば40・8	62. 8
藤 本 哲 也	被勾留者の処遇—外部交通を中心として	刑政98・8	62. 8
福 井 厚	未決勾留に関する一考察	吉川経夫先生古稀祝賀論文集	6. 5

		『刑事法学の歴史と課題』	
--	--	--------------	--

(2) 勾留の要件

横井大三	勾留状	ジュリスト205	35.7
寺尾正二	刑訴第60条論—勾留裁判官の嘆息	法曹時報13・9	36.9
※嶋良弼	刑事証拠法〈勾留原因と証拠資料〉	(日本評論社)	37.3
吉丸真	刑訴法第60条第1項第2号の「罪証隠滅のおそれ」	司法研修所報28	37.6
※下村幸雄	勾留の必要性	佐伯千仞編・生きている刑事訴訟法(日本評論社)	40.3
田村達美	「罪証隠滅のおそれ」について	警察学論集18・5	40.6
原田修ほか	勾留質問	判例タイムズ188	41.5
松本時夫	勾留理由としての「罪証隠滅のおそれ」—準抗告の裁判の分析的研究(1~6)	警察学論集20・2, 4~6, 8, 9	42.2~9
篠田省二	勾留理由としての「逃亡のおそれ(住居不定)」—準抗告の裁判の分析的研究(上・下)	警察学論集21・2, 3	43.2, 3
篠田省二	勾留の要件としての「犯罪の嫌疑」「勾留の必要性」—準抗告の裁判例の分析的研究(上・下)	警察学論集21・12, 22・1	43.12, 44.1
萩原静夫	否認(黙秘)と「罪証隠滅のおそれ」	司法研修所論集79〈創立40周年記念特集号〉	62.12
※下村幸雄	刑事裁判を問う—在官30年の思索と提言—〈勾留の必要性〉	(勁草書房)	元.2

(3) 少年に対する勾留

近藤和義	少年に対する勾留と勾留に代る観護措置との関係—その請求及び発付について—	司法研修所報28	37.6
角谷三千夫	少年に対する勾留の制限—少年法にいわゆる「やむを得ない場合」の意義について—	司法研修所報28	37.6
高山晨	観護の措置—少年法第17条第1項第2号の措置の要件について—	家庭裁判月報14・11	37.11
根岸重治	少年事件の捜査段階における勾留と勾留に代る観護措置について	警察研究34・1	38.1
菅野孝久	少年法第17条第1項第2号の観護措置決定の要件	司法研修所報30	38.8
岸本昌己	検察官送致決定と観護措置(少年法第17条第1項第2号)の関係	司法研修所報30	38.8
栗田啓二	少年を勾留する「やむを得ない場合」について—少年法における「現代の神話」の検討の手がかりとして—	司法研修所報30	38.8
井上清	勾留に代る観護措置の性質と効力	司法研修所法30	38.8
松村利教	少年法と刑事訴訟法との交錯—勾留の効力の消長をめぐって—	司法研修所創立20周年記念論文集3	42.12
小池洋吉	観護措置と刑事手続	書記官112	57.7
石塚章夫	身柄拘束中に逃走した少年に対する再身柄拘束の方法	家庭裁判月報42・3	2.3

(4) 勾留場所

熊谷弘	代用監獄及び移監問題の核心—	判例時報463	41.12
-----	----------------	---------	-------

	拘留所増強こそ問題解決の鍵である一		
安藤 忠夫ほか	〈特集〉代用監獄をめぐる諸問題	法律のひろば23・3	45. 3
中 門 弘	勾留裁判にみられる代用監獄否定の理由とその考察	警察学論集23・12	45.12
稲 田 俊 秀	代用監獄制度について	刑政82・11	46.10
川浦 虎明ほか	被疑者の勾留場所に関する学説および判例の調査	全国書協会報44	48.10
広 瀬 権	代用監獄制度に対する批判とその考察	警察学論集29・4	51. 4
五十嵐 二 葉	「代用監獄」の問題点	法と民主主義106	51. 4
広 瀬 権	代用監獄制度の必要性	警察学論集29・10	51.10
五十嵐 二 葉	代用監獄問題について	ジュリスト637	52. 5
人 見 倍 男	いわゆる「代用監獄」をめぐる諸問題と警察留置場の将来	警察学論集30・10	52.10
小 栗 孝 夫	勾留場所としての代用監獄	司法研修所論集59〈創立30周年記念特集号〉	52.12
庭 山 英 雄	代用監獄を支えるもの	法と民主主義123	52.12
警察庁刑事局	警察の留置場を勾留施設とする必要性	警察研究49・2	53. 2
人 見 倍 男	いわゆる代用監獄制度批判論に対する考察と警察の留置場を勾留施設とする必要性	季刊現代警察14	53. 2
五十嵐 二 葉	代用監獄の実態の分析	法律時報50・3	53. 3
大 園 猛 志	警察の留置場を勾留場所とする制度の必要性といわゆる代用監獄制度批判論に対する反論	警察時報33・4	53. 4
日本弁護士連合	代用監獄制度とその問題点	自由と正義29・	53. 4

会		4	
日本弁護士連合会	「警察の留置場を勾留施設とする必要性（警察庁刑事局発行）」に対する反論	自由と正義29・4	53. 4
坂 口 勉	代用監獄の実態—五十嵐弁護士の「代用監獄の実態の分析」に依って	法律時報50・6	53. 6
神長 勲ほか	〈特集〉代用監獄	自由と正義29・10	53.10
大 園 猛 志	「代用監獄」問題をめぐる最近の動向	捜査研究28・2	54. 2
阪 村 幸 男	勾留の場所	法律学の争点シリーズ6〈ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点〉	54. 7
庭 山 英 雄	代用監獄	法学セミナー294	54. 8
警察庁刑事局	警察の留置場を勾留施設として用いる制度に関する警察の考え方	警察学論集32・10 警察研究50・10	54.10
福田 雅章ほか	〈特集〉監獄法の改正	ジュリスト712	55. 3
庭山 英雄ほか	代用監獄（1・2）	法律時報53・5, 6	56. 4, 5
※庭山 英雄ほか	代用監獄制度と市民的自由	（成文堂）	56. 7
小田中 聡 樹	人身の自由と代用監獄制度—留置施設法案の理論的問題点	法律時報55・2	58. 2
荒 木 伸 怡	被疑者・被告人の身柄をどこに置くべきか	法律時報55・2	58. 2
能 勢 弘 之	被疑者の勾留「場所」の事後的「変更」申立権	判例時報1118	59. 8
福 井 厚	余罪取調べのための代監留置（新令状実務の諸問題）	法律時報60・7	63. 6
※荒 木 伸 怡	裁判—その機能的考察	（学陽齋房）	63.12

※下村幸雄	刑事裁判を問うー在官30年の思索と提言ー〈勾留場所としての代用監獄〉	(勤草書房)	元. 2
坪田輝夫	勾留場所の決定に関する裁判例(準抗告決定)とその考察	警察学論集43・6	2. 6

(5) 被疑者の勾留

森長英三郎	勾留請求却下	労働経済旬報379	33. 9
吉川経夫	全通、都教組事件における被疑者の勾留却下の裁判	労働経済旬報392	34. 2
尾中俊彦	捜査の構造と強制処分ー余罪捜査と勾留延長の問題に関係してー	司法研修所報28	37. 6
菊池信男	勾留請求却下の裁判に対する準抗告と執行停止の許否	司法研修所報28	37. 6
熊谷弘ほか	勾留の実務ー勾留請求却下はどのように運用されているか	判例タイムズ154	39. 1
※青木英五郎ほか	勾留請求の却下と被疑者の釈放	佐伯千広編・生きている刑事訴訟法(日本評論社)	40. 3
渥美東洋	勾留と被疑者の取調	判例タイムズ201	42. 4
小野慶二	勾留と被疑者の取調	判例タイムズ201	42. 4
嶋良弼	勾留処分と被疑者取調	一橋論叢〈一橋大〉58・3	42. 9
大塚喜一	強制捜査における余罪ーとくに勾留延長事由として	司法研修所創立20周年記念論文集3	42.12
穴沢成己	勾留延長の「やむを得ない」事由について	司法研修所創立20周年記念論文集3	42.12

竹田稔	勾留請求却下の裁判と勾留状を発しない裁判に関する手続上の諸問題	司法研修所創立20周年記念論文集3	42.12
野間礼二	勾留請求却下裁判に対する準抗告と執行停止	判例タイムズ215	43. 3
羽山忠弘	勾留請求却下後の被疑者の身柄拘束の適法性	警察公論23・6	43. 5
黒田直行	違法な逮捕を前提とする勾留請求の許否	判例タイムズ235	44. 8
植松正	被疑者勾留の請求にともなう処置	時の法令739	46. 2
野村京生	被疑者の勾留に関する若干の問題(上・中・下の1・下の2完)	警察学論集24・11,12,25・1,2	46.11 ~47.2
※嶋良弼	刑事訴訟法の新展開〈勾留処分と被疑者取調〉	(日本評論社)	48. 3
芦刈勝治	勾留前手続の瑕疵とその手続を前提とする勾留請求の認否	警察研究47・5	51. 5
木本強	勾留請求の却下と被疑者の釈放	法律学の争点シリーズ6〈ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点〉	54. 7
小林義徳	勾留請求却下後の被疑者の身柄拘束について	警察時報37・5	57. 5
平良木登規男	被疑者勾留の問題点(1・2・3)(演習刑事訴訟法)	捜査研究39・10 ~12	2.10 ~12

(6) 被告人の勾留

奥山恒朗	令状差換(勾留中求令状起訴のとき)の手続	司法研修所報28	37. 6
大角政吉	勾留更新決定について	裁判所書記官研修所創立15周年記念論文集	40.11
田宮裕	上訴申立後の原審の勾留ー八海事件決定を契機に	判例タイムズ183	41. 1

森井 暉	上訴裁判所と勾留の権限	ジュリスト373 〈年鑑1967年版〉	42.6
上野 智	判決言渡後原裁判所が被告人を新たに勾留することの可否	判例タイムズ 229	44.3
※佐々木 哲 蔵	終局判決後の原審の新たな勾留—八海事件の事例を中心にして—	佐伯千仞編・続 ・生きている刑事 訴訟法（日本 評論社）	45.11
※岩田 誠	ある裁判官の思索と意見〈刑訴345条による勾留状の失効と再勾留〉	（一粒社）	47.11
植松 正	被告人の勾留（1～3）	時の法令802～ 804	47.11
喜多村 治 雄	起訴前の勾留と起訴後の勾留	法律時報49・6	52.5
中村 照 明	勾留期間更新決定の罪名の記載について	全国書協会報78	57.4
小田中 聰 樹	起訴前勾留と起訴後勾留との関係について（争点の現況）	ロースクール45	57.6
鶴田 六 郎	起訴後勾留中の被告人に対する余罪の取調べについて	警察公論37・10	57.10
小池 宗 彦	勾留更新決定書の罪名の記載についての具体的考察	全国書協会報92	60.10

(7) 勾留理由開示

最高裁判事局	刑事訴訟規則の一部改正の規則（昭25.12.20最高裁規28号）等説明書	刑事裁判資料58	26.2
横井 大 三	勾留理由開示制度の当惑	ジュリスト39	28.8
安倍 正 三	準抗告裁判所の行う勾留理由開示について	判例時報207	34.12
光藤 景皎ほか	〈特集〉勾留理由開示をめぐる	法律時報32・11	35.9
吉川 経 夫	東京地裁刑事14部への疑問—最近における勾留理由開示公判の	法学セミナー55	35.10

	諸問題		
小林 一 郎	憲法34条と人身保護法—勾留理由開示手続を速やかに廃止すべし	自由と正義11・ 12	35.12
河原 峻一郎	勾留理由開示と人身保護法	自由と正義11・ 12	35.12
上田 誠 吉	法廷秩序と勾留理由開示	自由法曹団編・ 人権のために9	36.2
青柳 盛 雄	勾留理由開示制度について	自由法曹団編・ 人権のために10	36.6
大久保 太 郎	勾留理由開示制度について	司法研修所報28	37.6
門馬 良 夫	勾留理由開示手続における「開示すべき理由」についての一考察	司法研修所報28	37.6
熊谷 弘ほか	勾留理由開示の実務上の諸問題（1～3）	判例タイムズ 184, 185, 187 ～4	41.2 ～4
松浦 秀 寿	開示すべき勾留理由の程度	判例タイムズ 210	42.11
村上 幸太郎	準抗告審で勾留状を発した場合と理由を開示すべき裁判官	判例タイムズ 230	44.4
横山 晃一郎	勾留、とくに勾留理由開示をめぐる	法律時報41・8	44.7
植松 正	勾留理由開示の手続	時の法令806	47.12
樫山 真 一	勾留理由開示	法律学の争点シ リーズ6〈ジュリ スト増刊・刑事 訴訟法の争点〉	54.7
※平野 龍 一	捜査と人権〈勾留理由開示—裁判自体の再検討を—〉	刑事法研究3 （有斐閣）	56.6
村井 敏 邦	被告人の勾留理由開示請求（新令状事務の諸問題）	法律時報61・2	元.2

(8) 勾留取消

※久岡康成	勾留取消請求等における申立人の手続的権利	現代の刑事法学(下)〈平場安治博士還暦祝賀〉(有斐閣)	52.7
-------	----------------------	-----------------------------	------

(9) 勾留の執行停止

村瀬鎮雄	勾留の執行停止と病院移送	判例タイムズ90	34.5
石川芳雄	勾留の執行停止と接見禁止処分(刑事訴訟法の実務問題)	警察時報16・1	36.1
菅野谷信宏	勾留の執行停止	司法修習生レポート集4(司法研修所)	42.3
全国書協札幌高裁管内支部刑事実務研究班	勾留執行停止に関する手引	全国書協会報102	63.4

(10) 勾留に関する裁判に対する不服申立て

清水勇男	勾留に関する準抗告制度の理論と実務上の問題点	司法研修所創立20周年記念論文集3	42.12
磯辺衛	準抗告審において取調べ審査しうる事項	判例タイムズ232	44.5
河島道長	被疑者の勾留並びに勾留に付随する処分に対する準抗告について	書研所報21〈創立20周年記念論文集下巻〉	45.10
横井大三	勾留に関する準抗告の適否をめぐると三つの問題	研修268	45.10
羊山重良	勾留状の発付をめぐると不服申立てを中心に	刑法雑誌19・3-4	48.11

5 逮捕・勾留をめぐるその他の問題

(1) 再度の逮捕・勾留

編・著者	表題	資料名・巻・号(発行所)	発行年月
石川芳雄	逮捕の中断と再逮捕(1・2)	捜査研究30, 31	29.5.6
伊達秋雄	いわゆる「逮捕・勾留の蒸し返し」の違法性について	ジュリスト279	38.8
※石松竹雄	再逮捕・勾留をめぐって	佐伯千仞編・続・生きている刑事訴訟法(日本評論社)	45.11
小林充	常習一罪の各部分についての逮捕・勾留の可否	判例タイムズ272	47.4
河上和雄	再逮捕・再勾留について	捜査研究22・2	48.2
村山弘義	包括一罪を構成する一部の事実による再逮捕・勾留許容事例	捜査研究24・7	50.7
伊藤孝	同一事実と再逮捕—学説判例を中心に—(上・下)	警察公論30・10, 12	50.10.12
茅根勝	同一犯罪事実についての再逮捕	警察時報34・6	54.6
馬場義宣	同一事実による再逮捕について	警察公論35・12	55.12
平良木登規男	一罪・一逮捕・一勾留の原則(演習刑事訴訟法)	捜査研究37・9	63.9
中野佳博	同一の被疑事実による再逮捕・再勾留(刑事法セミナー)	研修486	63.12
中野佳博	常習一罪を構成する個々の可罰的行為を各別に逮捕・勾留することの可否(刑事法セミナー)	研修491	元.5
羽田勤ほか	書記官事務からみた常習一罪と勾留の競合	書研所報36〈書研創立40周年記念論文集〉	2.10
安富深	再逮捕—一罪一逮捕の原則—	警察学論集45・	4.4

	(刑事訴訟法演習講座)	4	
石毛平蔵	被疑者の再逮捕	捜査研究41・5	4.5

(2) 別件逮捕・勾留

向江瑋悦	別件逮捕	法律のひろば16・9	38.9
熊谷弘	或る夏の夜の架空対談－別件逮捕・法曹一元など	判例タイムズ150〈記念論文集〉	38.11
藤木英雄	別件逮捕	ジュリスト288	38.12
警察庁調査統計官	別件逮捕をめぐる論議について	警察研究35・2	39.2
大矢根武晴	別件逮捕とその問題点	判例タイムズ201	42.3
熊谷弘	裁判からみた捜査－別件逮捕を中心として	警察学論集20・11	42.11
平林和男	再逮捕・別件逮捕をめぐる諸問題	捜査研究17・12	43.12
松尾浩也	別件逮捕と自白の許容性－いわゆる蛸島事件について	ジュリスト432	44.9
熊本典道	別件逮捕に対する制裁	判例時報577	45.1
青柳文雄	いわゆる別件逮捕と報道	判例時報579	45.2
庭山英雄	別件逮捕と被疑者の人権	法学セミナー168	45.2
水木初彦	別件逮捕無罪判決の意味するもの(司法記者の目)	判例時報583	45.3
関沢正夫ほか	〈特集〉別件逮捕をめぐる諸問題	法律のひろば23・3	45.3
増井清彦	別件逮捕について	研修261	45.3
青木久	裁判と争点－東十条事件	法学セミナー171	45.5
堀田力	別件逮捕の限界	判例時報592	45.6

山本裕司	裁判と争点－仁保事件	法学セミナー172	45.6
仁保事件法学者研究会	仁保事件に関する意見書	法律時報42・9	45.7
川原誠	別件逮捕・勾留の事前抑制試論	法律時報42・11	45.9
小田中聡樹ほか	仁保事件判決の検討	法律時報42・11	45.9
小田中聡樹ほか	〈特集〉別件逮捕の実証的研究	法律時報42・12	45.10
天野憲治	別件逮捕と勾留の違法性	自由と正義21・11	45.11
※柏木千秋	別件逮捕の諸問題	刑法と科学・法律論〈植松博士還暦祝賀〉(有斐閣)	46.4
庭山英雄	別件逮捕勾留	ジュリスト500〈判例展望〉	47.3
※宮本栄三	仁保事件－別件逮捕の違法性と違法収集証拠排除法則－	憲法判例研究会編・続日本の憲法判例－その科学的検討(敬文堂)	47.4
※熊谷弘	別件逮捕の研究－理論と判例	(立花書房)	47.5
渥美東洋	別件逮捕・勾留について	白門〈中央大学〉24・5	47.5
飯田忠雄	別件逮捕の許容性の限界(1～4)	神戸学院法学〈神戸学院大学〉3・2-3, 4, 4・1, 2-3	47.12～49.1
※渥美東洋	別件逮捕勾留－帝銀事件	セミナー法学全集3(日本評論社)	48.7
※松尾浩也	刑事訴訟の原理〈別件逮捕と自白の許容性〉	(東京大学出版会)	49.2
渥美東洋	狭山事件と適正手続の要請－弾劾主義の固執への一つの反省	法学セミナー235	50.2

中村 應	別件逮捕・勾留中の取調の許容範囲—憲法的視点から—	法律のひろば30・5	52.5
上野 裕久	別件逮捕・勾留と令状主義—六甲山事件（セミナー・リーディングケース）	法学セミナー268	52.7
小林 充	別件逮捕に関する裁判例の動向	警察学論集31・1	53.1
間野 宏ほか	〈座談会〉狭山事件最高裁決定の問題点	法律時報50・1	53.1
佐々木 史朗	〈講演〉別件逮捕について	書記官98	54.2
井上 美昭	別件逮捕・勾留について	警察時報34・7	54.7
岡部 泰昌	別件逮捕・別件勾留	法律学の争点シリーズ6〈ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点〉	54.7
※日野 正晴	余罪取調べと別件逮捕・勾留	刑事裁判の理論〈鴨良弼先生古稀祝賀論集〉（日本評論社）	54.10
池田 茂穂	別件逮捕・勾留について	ロースクール20	55.5
※佐藤 友之	別件逮捕—警察捜査の実態	（三一書房）	56.4
河上 和雄	別件逮捕・勾留と自由	警察学論集34・7	56.7
※藤 永幸治	我が国の捜査実務は特殊なものか—別件逮捕・勾留と関連して	白井滋夫ほか編・刑事法ノート1	58.8
田官 裕	別件逮捕と余罪捜査（クラスルーム刑事訴訟法）	月刊法学教室79	62.4
※鈴木 茂朗	刑事訴訟法の基本問題〈別件逮捕・勾留と被疑者の取調〉	（成文堂）	63.6
金築 誠志	取調べのあり方等をめぐって（5別件逮捕）（捜査実務の諸問題）	捜査研究38・10	元.10

平良木 登規男	別件逮捕・勾留と余罪の取調（演習刑事訴訟法）	捜査研究38・12	元.12
石毛 平藏	別件逮捕（基本捜査判例研究）	捜査研究40・6	3.6
高井 新二	別件逮捕・勾留（刑事法セミナー）	研修519	3.9
安 富 深	いわゆる別件逮捕について（刑事訴訟法演習講座）	警察学論集45・5	4.5
川出 敏裕	別件逮捕・勾留と余罪取調べ（一）～（五）	法学協会雑誌111・1～5	6.1～5